

# 総合基本資料

---

2023



Junior Chamber International Japan/SAGA

一般社団法人 佐賀青年会議所

# JCI Creed

The Creed of Junior Chamber International

We Believe

That faith in God gives meaning and purpose to human life ;

That the brotherhood of man transcends the sovereignty of nations ;

That economic justice can best be won by free men through free enterprise ;

That government should be of laws rather than of men ;

That earth's great treasure lies in human personality ;

and That service to humanity is the best work of life.

## 日本語意識

我々はかく信じる

真理は人生に意義と目的を与え

人類の同胞愛は国家による統治を超越し

公正な経済は我々の自由な経済活動によってこそ果たされ

政府には人治ではなく法治が必要であり

人間の個性はこの世の至宝であり

人類への奉仕が人生最大の使命である

## JCI Mission

To provide leadership development opportunities  
that empower young people to create positive change.

## 日本語意識

青年会議所は、青年が社会により良い変化をもたらすために  
リーダーシップの開発と成長の機会を提供する。

## JCI Vision

To be the foremost global network of young leaders.

## 日本語意識

青年会議所が、若きリーダーの国際的ネットワークを  
先導する組織となる。

# JC 宣言文

日本の青年会議所は  
希望をもたらす変革の起点として  
輝く個性が調和する未来を描き  
社会の課題を解決することで  
持続可能な地域を創ることを誓う

# 綱領

我々 JAYCEE は  
社会的・国家的・国際的な責任を自覚し  
志を同じうする者、相集い、力を合わせ  
青年としての英知と勇気と情熱をもって  
明るい豊かな社会を築き上げよう

# 基本資料編

## 獅子搏兔

～何事にも全力な気持ちを胸に、明るい未来を目指し～

### はじめに

どんな小さなことでも常に全力をもって精一杯物事に寄り添っていき、常にその心を持ち続けました。初めから嫌だと考えず自ら混沌の中に飛び込んでいく、どんな状況になろうときっとその先にはみんな笑って幸せな道が出来ていると信じてきました。そういった思いや心を強く持って活動することが自分から周りの人に伝播し、そしてその思いがすべての人々に波及し、この社会全体をよりよい未来へと創造できるのです。

2019年から猛威をふるっている新型コロナウイルス感染症は、日本だけではなく世界中に大きな変化をもたらしました。その変化は悪い事ばかりではなく、いい意味での変化と捉えられるものもあると思っています。普段ならば何年もかかる情勢の変化が今回のウイルスの影響で急激な発展を遂げることにつながりました。また、各所で災害がおこっており、局地的な豪雨や台風被害、地震等が数多く発生しており大勢の方々が被災されている現状があります。そんな中だからこそ私たち青年会議所にこそできることがあるはずで

す。

一般社団法人佐賀青年会議所は1956年に、この佐賀の地に誕生して以来、本年で67年目を迎え、今日まで活動が続けてくることができたのは数々の諸先輩方や町のために活躍されてきた方々のご協力があったからこそです。これまで積み上げてこられた歴史を心に刻みながらまた新しい未来に向けて新しい道を進んでいかなければなりません。しかし、そのためには自分一人の力ではできません。同じ志をもった仲間がこの青年会議所には沢山いるはずで

す。20歳から40歳までの限られた時間の中で多くの仲間と青年会議所活動の根幹である「修練」・「奉仕」・「友情」を共有し、その仲間たちでこの社会を明るい未来にし続けることが必要であり、私達なら必ずできると信じております。

### 全国大会開催について

「一般社団法人佐賀青年会議所創立65周年提言」で公益社団法人日本青年会議所が主催する全国大会の招致を目指すと呼えられ、2022年度日本青年会議所の10月理事会にて2025年度第74回全国大会に佐賀青年会議所が主管LOMとして審議可決され、正式に主管青年会議所として任せていただくことになりました。本年度は、全国大会の開催に向けて、佐賀の魅力や全国のメンバーを迎えるための準備や情報収集を行います。そして、佐賀青年会議所だけでなく副主幹である佐賀ブロック全体との協力関係をより一層深いものとします。

また、全国大会ではシニアの大会も実施されます。これまで以上に佐賀青年会議所シニ

ア・クラブとの連携を強化し、強固な信頼関係を構築していきます。

#### 広報について

佐賀青年会議所は地域をよりよくするために様々な運動を行って参りました。一般市民を巻き込み社会を変えていくためには、多くの方の目にとまる広報をしていかなければなりません。近年、SNS やホームページといったツールが主になっての広報を実施してきましたが、世代により情報の取得方法はことなるため改めて広報の仕方を分析し、よりよい広報活動をしていく必要があります。多くの地域の方々や市民の方々に積極的に佐賀青年会議所の活動を発信していくことで、だれもが参画しやすい事業や活動を行って参ります。

#### まちづくりについて

昨今、私たちが住み暮らすこの佐賀において人口減少が課題とされており、地域発展のためには佐賀に住む若者に自分たちのいる地域の魅力を知ってもらう必要があります。その一つとして1972年に「納涼さがまつり」からはじまり今年で52年目を迎える「佐賀城下栄の国まつり」が去年は3年ぶりに開催され、多くの方が参加されました。こういった地域の魅力を住み暮らす人々に周知していく必要があります。また、2025年には佐賀の地で全国大会が開催されます。大会に参加されるたくさんの方々に地域の魅力や素晴らしさを知ってもらう機会になります。この住み暮らすまちが安心して住みやすいまちとしてより発展するよう我々青年会議所が主体となって、様々な団体を巻き込み共にまちを盛り上げていきます。

#### 災害対策支援について

近年、局地的豪雨が増加しておりこの佐賀の地でも令和元年8月豪雨・令和2年7月豪雨で甚大な被害を受けました。この豪雨災害を糧に様々な団体が有事の際に連携を取れるように協力してきました。佐賀青年会議所も他団体との連携強化を図るべく昨年も合同例会・事業を開催して参りました。いつ起きるかわからない災害であるからこそ、平時からの連携強化・災害に対する備えが大切になってくると考えます。青年会議所の強みであるネットワークを生かし、有事の際にはしっかりと支援できる体制をこれからも作り上げていくことが大切です。

#### 国際交流、受け入れについて

佐賀青年会議所は1985年以来、38年にわたり社団法人台南市新營国際青年商會と交流を

続けています。長年交流を深め互いの文化や伝統を学び育んできました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、佐賀青年会議所のメンバーにおいては入会歴の浅いメンバーが多数を占めている現状がある中、積極的に交流し互いの文化・伝統を知ることによって互いの地域発展につなげていかなければなりません。本年度は迎える年となっておりこの住み暮らす佐賀の地を知っていただき、この交流を機会にお互いの地域の良さを発信します。また、地域発展の一助として多文化交流を行うことで日本と違う文化や常識に触れ、他国との違いを認識でき、自分の価値観が変わり地域の活性化を生み出し、グローバルなまちを作り出せると考えております。

#### 会員拡大・会員の資質向上について

昨年度、数多くの新入会員が入会してくれました。新型コロナウイルス感染症のなか、ここ数年入会したメンバーには事業を経験してもらう機会が少なかったですが、昨年は多くの事業が開催されメンバーにも成長と発展の機会が提供されたかと思えます。佐賀青年会議所が主管する2025年第74回全国大会まで在籍するメンバーは現役メンバーの約4割となります。全国大会主管という初めての経験の前で、この最大の成長と発展の機会を有効に活かすためにも、青年会議所の魅力をしっかりと伝えていける若い地域のリーダーを育てていかなければならないと考えております。

#### 結びに

私たちだけが動いても社会を変えていくことはできません。しかし、佐賀を愛する人々・仲間はたくさんいます。佐賀青年会議所がその先頭に立って、明るい豊かな未来がこれから先も続くよう、一丸となって地域を盛り上げていきましょう。

「獅子博兔」のように決してあきらめることなく妥協せずに、何事にも全力な気持ちを胸に、明るい未来を目指します。

# 総務・広報委員会 基本方針

総務・広報委員会 委員長 久米 雄大

一般社団法人佐賀青年会議所は、明るい豊かな社会の実現を理想とし、時代の変化に対応しながら規律ある組織運営に基づく運動を展開し、佐賀のまちづくりを牽引して参りました。諸先輩が積み上げてこられた功績と地域とのつながりを継承し、変革の起点となる佐賀青年会議所には関係各所との連携強化と効率的な運動を生み出す組織基盤の構築が必要です。

まずは、各委員会の円滑な事業執行をサポートするために、総会や理事会の運営を委員会全体で行い定款・諸規定に基づく会議運営方法を習得することで、佐賀青年会議所の基盤となる委員会を目指します。そして、諸会議を円滑に運営するために、会議5日前の担当副理事長、室長による確認、3日前の議案上程と総務・広報委員会によるチェック、1日前のアジェンダ配信といった上程システムによるスケジュール管理と委員会メンバー全員による議案精査を行うことで、上程議案の精度の向上と効率的な会議運営を実現します。さらに、多くの方々に佐賀青年会議所の活動目的や事業内容への認識を深めてもらうために、これまでのホームページやSNSといった広報手段に再検討を加え、幅広い年齢層の方々へ行き届く広報活動を行い、佐賀青年会議所の活動を発信していきます。また、長年に亘る運動によりまちづくりへの深い知見を有する佐賀青年会議所シニア・クラブとの強固な信頼関係を構築するために、交流事業を企画し、今後の運動に対するメンバーの意識醸成を図るとともに、第74回全国大会佐賀大会の開催に向けて多大なご支援を頂くための契機とします。

組織運営の基盤構築と有効な広報活動を行い、佐賀青年会議所が佐賀の明るい豊かな未来の創造に先駆的な役割を果たす団体として発展するよう、「獅子搏兔」のように決してあきらめることなく妥協せずに、何事にも全力な気持ちを胸に、明るい未来を目指します。

## [事業計画]

1. 諸会議の運営・設営(通年)
2. 諸記録の整理(通年)
3. 広報活動、情報の発信(通年)
4. 総会の運営・設営(1月・8月・10月)
5. シニア交流事業の実施
6. サマーコンファレンス参加者への支援(7月)
7. 献血活動の推進(4月)
8. 全国大会に向けての取り組み(行政との連携、対話集会担当)
9. 会員拡大 拡大目標 委員会6名(全体30名)

# まちづくり委員会 基本方針

まちづくり委員会 委員長 深川 強

佐賀市は、都市の暮らしやすさランキングで一位にもなった魅力的な町ですが、その一方で佐賀県民の地元愛は決して高いとは言えず、また将来の地域の中心となっていく子どもたちがそれを体感しながら学べるような環境は十分とは言えない状況となっています。子どもたちが早い段階から学びを通じて地域の魅力を体感し、郷土愛を育める環境が必要です。

まずは、ここ3年間の行事が中止、縮小などで十分な活動が出来なかった子どもたちが佐賀の大切な思い出を作り、地域への愛着を深めてもらうために、第52回佐賀城下栄の国まつりで市民参加型の花火大会を行うことで、夏の風物詩としてのまつりを子どもたちをはじめとする多くの人びとの心に一層定着させます。そして、これからの地域を担う子どもたちの教育の在り方について佐賀青年会議所メンバーが深く理解するために、児童の社会教育に携わる専門家や、実際に地域で事業を展開されている方をお招きしての学びの場を設けることで、佐賀青年会議所メンバーが事業を通じて地域愛と社会教育の場を提供していくという機運を高めます。さらに、子どもたちが住み暮らす地域の魅力に気付き、将来のまちづくりを主導的に担うという意識を醸成するために、佐賀の地で子ども屋台選手権を開催し、子どもたちが社会性を身につけると同時に、佐賀への郷土愛を深められるようにします。また、第74回全国大会佐賀大会を通じて、佐賀の魅力を多くの人に認識してもらうために、行政を始めとする関係団体との協力体制の確立並びに地域の現状や課題の調査、ひいては解決に向けた活動を行うことで、2025年に向けての盤石な体制を構築します。

一般社団法人佐賀青年会議所が他団体と連携しながら、より魅力的な地域づくりを主導し、「獅子搏兎」のように決してあきらめることなく妥協せずに、何事にも全力な気持ちを胸に、明るい未来を目指します。

## [事業計画]

1. 子ども屋台選手権の企画・運営
2. 佐賀城下栄の国まつりへの参画(8月)
3. 例会の企画・運営(7月、11月)
4. まちづくり運動の実施
5. 京都会議 参加者への支援(1月)
6. 厄入厄晴の企画・運営(2月)
7. 全国大会 参加者への支援(10月)
8. 全国大会に向けての取り組み(運輸情報(タクシー、レンタカー、飛行機、鉄道)担当)
9. 会員拡大 拡大目標 委員会6名(全体30名)

# 災害対策委員会 基本方針

災害対策支援室 室長 飯笹 壽久

我々が住む佐賀の地は2017年7月に発生した九州北部豪雨、2020年7月と2021年8月にも佐賀豪雨による水害が起こり、甚大な被害を受け大勢の方々が被災されている現状であります。2022年には台風11号、勢力の非常に強い台風14号の上陸等で、近年は異常気象が発生し災害数の増加が懸念されています。今一度災害時に向けて対策していく必要があります。

まずは、一般社団法人佐賀青年会議所が現在連携している他団体や学生などと協力体制をより活発にするために、平時からの事前準備や災害支援活動の意義や役割を認識し連携方法を学ぶことで、メンバーの防災知識や意識を高めていきます。そして、佐賀青年会議所がより実働的に動けるような組織にするために、締結している他団体との連帯強化を図ることで、早期の復旧、物資確保・供給に繋げていきます。さらに、災害から自分や家族の命を守るために、災害対策の大切さを理解し防災の意識を高めることで、災害のリスクを最小限にできるよう知識を身に付けていきます。また、市民の方々にもより防災に意識をもってもらえるために、市民参加型の防災事業を開催することで、災害に強いまちづくりを目指していきます。そして、佐賀青年会議所が第74回全国大会佐賀大会を決定し、この全国大会が佐賀により良い影響をもたらすために、佐賀の魅力を学び地域に発信する機会をつくることで、全国大会に向けてメンバーの意識向上と運営体制を構築していきます。

他団体との交流を行い連帯強化を図り、より良い地域社会を目指し青年会議所のネットワークを生かして、「獅子搏兔」のように決してあきらめることなく妥協せずに、何事にも全力な気持ちを胸に、明るい未来を目指します。

## [事業計画]

1. 災害対策事業の企画・運営(10月)
2. 新年会の企画・運営(1月)
3. 河川清掃の実施(4月・10月)
4. 例会の企画・運営(4月・9月)
5. 佐賀ブロック大会参加者への支援(6月)
6. 薩長土肥の会参加者への支援(11月)
7. 全国大会に向けての取り組み(宿泊 担当)
8. 会員拡大 拡大目標 委員会6名(全体30名)

# 会員拡大・研修委員会 基本方針

会員拡大・研修委員会 委員長 井手 崇人

一般社団法人佐賀青年会議所は主管する第74回全国大会佐賀大会まで3年をきる中で、開催時まで在籍するメンバーは現役メンバーの約4割となり会員数の減少という課題を抱えています。また、昨今の新型コロナウイルス感染症蔓延の影響もあり、昨年は多くの事業が開催こそされましたが、経験の少ないメンバーが多く、資質の向上を図ることが必要です。

まずは、2年後に迫っている全国大会とその先の佐賀青年会議所運動を見据えるために、会員拡大の目的や手法を学べる機会を設けることで、会員拡大に対する質の向上と意識を高め皆で会員拡大に取り組む風土の醸成を行います。そして、多岐にわたる業種からの会員拡大を図るために、メンバーからの候補者情報共有を密に行うとともに、総務・広報委員会との連携を図り理事長とともに各企業や官公庁を訪問し会員拡大につなげることで、佐賀青年会議所が抱える会員数の減少という課題を解決します。さらに、新入会員が主体的に動ける人財となるために、より具体的に青年会議所運動を学べる新入会員研修をつくることで、主体的に青年会議所運動へ参加する人財を増やします。また、持続可能な会員拡大をするために、青年会議所の理念をしっかりと学ぶ場を設けることで、理念に共感する仲間を増やします。そして、佐賀青年会議所がより強固な組織となるために、現役メンバーと新入会員の交流の機会を設けメンバーの絆を深めることで、組織力の向上を図ります。さらに、全国大会主管という初めての経験を成功へと導くために、青年会議所の魅力をしっかりと伝えていける若い地域のリーダーを育てることで、全国大会への機運を高め多くのメンバーが主体的に動けるようにします。

地域により良い変革をもたらす人財を増やし、住み暮らす地域に最も必要とされる団体となり、「獅子搏兎」のように決してあきらめることなく妥協せずに、何事にも全力な気持ちを胸に、明るい未来を目指します。

## [事業計画]

1. 新入会員研修の企画、運営(通年)
2. シニア総会への支援(1月)
3. 裸ん行参加者への支援(2月)
4. 例会の企画、運営(2月、6月)
5. 九州コンファレンス(熊本)参加者への支援(8月)
6. 世界会議(スイス)参加者への支援(11月)
7. 全国大会に向けての取り組み(記念事業検討)
8. 会員拡大 拡大目標6名 (全体30名)

# 国際交流委員会 基本方針

国際交流委員会 委員長 山田 慎也

近年、新型コロナウイルス感染症が未だに終息をせず人と人との距離を保ちながらの生活を強いられる中で一般社団法人佐賀青年会議所は1985年の姉妹JC締結の正式調印から38年間続いてきた社団法人台南市新營国際青年商會との交流が過去3年間リモートでの開催になり入会歴が浅く多文化の人々と触れ合う機会がないメンバーも多く在籍しています。その中で一人ひとりがより主体的に交流の参画意識を持つ必要があります。

まずは、諸先輩が38年間に亘りつないでこられた友好関係を大切に感謝しこれからも絶やさないようにするために、入会歴が浅いメンバーも新しい角度からつながれるツールを活用し通年での交流を図り各メンバーが言葉の壁を越えた新たな友好関係を築くことで、姉妹関係を積極的に強化していきます。そして、本年度に佐賀の地へ新營国際青年商會の方を受入するために、佐賀青年会議所メンバーの一人ひとりが協力し佐賀の文化や地域の良さを発信することで、主体的な国際交流の機会につなげていきます。さらに、この機会を互いの交友関係の基にして市民への認知を深め多文化共生の一助となるために、佐賀青年会議所が締結している団体とともに企画し市民を巻き込んだ多文化交流事業を構築することで、国際的な文化・伝統を共有する場を提供いたします。また、12月に卒業生を華々しく見送るために、過去の開催時の状況・情報を収集し企画・運営を行うことで、円滑な卒業式を遂行します。そして、第74回全国大会に向けて開催意識を高めるために、各事業への参加率を増やし佐賀青年会議所メンバーが一丸となることで、2025年の開催へとつなげていきます。

グローバルな活動を行い交流の大切さを再認識して新たな出会いや知識の発見をし、メンバーの一人ひとりの成長や後世の交流のスムーズさにつなげて「獅子搏兔」のように決してあきらめることなく妥協せずに、何事にも全力な気持ちを胸に、明るい未来を目指します。

## [事業計画]

- 1.新營国際青年商會との交流(通年)
- 2.新營国際青年商會の受入(10月)
- 3.例会の企画・運営(3月、5月、12月)
- 4.ASPAC(ジャカルタ)参加者への支援(5月)
- 5.国際事業(10月)
- 6.卒業生を送る会(12月)
- 7.全国大会に向けての取り組み(会場、HQの調整)
- 8.会員拡大 拡大目標 各委員会6名(全体30名)

## 定款・諸規定

### 定 款

#### 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人佐賀青年会議所（英文名 Saga Junior Chamber Incorporated）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

(目的)

第3条 本会は、第5条に定める事業を実施・展開することにより、国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連繋に基づいて、地域社会と国家の発展を目指し、会員相互の信頼のもとに会員の資質の向上と指導力の啓発に努めながら、国際理解を深め世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会は、特定の個人又は法人その他団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 本会は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (2) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与する事業
- (3) 国際的相互理解の促進及び国際社会への貢献を目的とする事業
- (4) 地球環境の保全又は自然環境の保護を目的とする事業
- (5) 国政の健全な運営の確保に資する事業
- (6) 公正かつ自由な経済活動機会を保護・促進し、その活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に定めるほか、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
- (2) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解・親善を増進する事業
- (3) 本会の目的を達成するために必要な事業

3 前2項の事業は佐賀県において行うものとする。

#### 第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」と言う。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員

(正会員)

第7条 正会員は、佐賀市及びその周辺地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものをいう。ただし、事業年度中に40歳に達した場合は、その事業年度の終了の日までは正会員としての資格を有する。

2 既に他の青年会議所の正会員である者は、本会の正会員となることはできない。

(特別会員)

第8条 特別会員は、40歳に達した日の属する事業年度が終了するまでの間正会員であった者をいう。

(名誉会員)

第9条 名誉会員は、本会に功労がある者で、理事会で承認されたものをいう。

(賛助会員)

第10条 賛助会員は、本会の目的に賛同し、

その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会で承認されたものをいう。

(会員の権利)

第11条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会の目的を達成するために必要な全ての事業に参加する権利を平等に享有する。

- 2 特別会員、名誉会員及び賛助会員の権利については、総会の決議を経て、別に定める。

(会員の義務)

第12条 会員は、定款その他の規則を遵守し、本会の目的達成に必要な行為を行う義務を負う。

(入会)

第13条 正会員となろうとする者は、正会員2人以上の推薦書を添えて、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費等の納入義務)

第14条 正会員は、入会に際して入会金を納入しなければならない。

- 2 正会員及び賛助会員は、毎年、会費を納入しなければならない。
- 3 前2項の入会金及び会費の額並びにその納入方法は、総会の決議を経て、別に定める。

(休会)

第15条 正会員が、やむを得ない事由により長期間本会の活動に参加することができないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし、休会中の会費は、これを免除しない。

(会員資格の喪失)

第16条 会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 成年後見開始又は保佐開始の決定を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 会費を納入せず、その未納入額が会費の12か月分に達したとき。

(退会)

第17条 会員が、本会を退会しようとするときは、同月までの会費を納入のうえ、退会届を理事会に提出しなければ

ならない。

- 2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(除名)

第18条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員数の4分の3以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損する行為をしたとき。
- (2) 本会の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (3) 本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (4) 本会の活動に長時間参加しないとき。
- (5) その他正会員として適当でないと認められたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第19条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金その他の金品は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

## 第3章 役員等

(種別及び選任)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事15人以上60人以内
- (2) 監事2人以上5人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以上5人以内を副理事長、1人を専務理事、3人以上10人以内を常任理事とする。
- 3 理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事及び常任理事をもって、一般社団・一般財団法人法第91条第1項第2号の理事（以下「業務執行理事」という。）とする。
- 4 役員は、正会員のうちから、総会においてこれを選任する。
- 5 監事は、本会の理事又は職員を兼任

することができない。

- 6 役員を選任方法については、総会の決議を経て別に定める。

(職務)

- 第21条 理事長は、本会を代表し業務を統括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
  - 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する。
  - 4 常任理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐して業務を分掌する。
  - 5 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会に提出する議案の調整を行う。
  - 6 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。
  - 7 理事長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第22条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行を監査し、監査報告を作成すること。
  - (2) 理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査すること。
  - (3) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
  - (5) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
  - (6) 総会に出席し、必要と認めるときは意見を述べること。
  - (7) 必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。
  - (8) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があつ

た日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。

- (9) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会にて報告すること。
- (10) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。

(任期)

- 第23条 理事の任期は、選任された翌年の1月1日より同年12月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、選任された年の12月31日までとする。
  - 3 監事の任期は、選任された事業年度の定時社員総会の翌日よりその翌々年度の定時社員総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了する時までとする。
  - 5 役員は、辞任又は任期の満了により退任したことにより、第20条に定める定数を欠くこととなるときは、辞任又は任期の満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(辞任及び解任)

- 第24条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。
- 2 役員は、総会において解任することができる。
  - 3 監事を解任する場合は、総会員の議決権の4分の3以上の多数による決議に基づいて行わなければならない

い。

- 4 第18条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、第18条第2項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(直前理事長等)

第25条 本会に、直前理事長、顧問及び特別顧問（以下、「直前理事長等」と言う。）を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前年度の理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言をする。
- 3 顧問及び特別顧問の選任に関しては、第20条4項の規定を準用する。
- 4 顧問は、理事長を補佐し、本会の運営に関して、理事長の諮問に答え、又は助言することができる。
- 5 特別顧問は、理事長経験者でなければならない。
- 6 特別顧問は、理事長経験を生かし、本会の運営に関して、理事長の諮問に答え、又は助言することができる。
- 7 直前理事長等の任期は、第23条第1項の規定を準用し、辞任及び解任は、第24条の規定を準用する。

## 第4章 会 議

(種別)

第26条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成等)

第27条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 直前理事長、顧問及び特別顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

(総会の権能)

第28条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及び本定款に別に定める

もののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業計画又は収支予算の決定及び変更
- (4) 事業報告及び会計報告の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 次の規則の制定、変更及び廃止
  - ① 役員選任の方法に関する規程
  - ② 会員資格に関する規程
  - ③ 会費及び入会金に関する規則
- (7) 本会の解散
- (8) 解散の場合の会費の徴収、清算人の選任及び残余財産の処分方法の決定
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本会の運営に関する重要な事項

(理事会の権能)

第29条 理事会は、本定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関する事項
  - (2) 総会の日時、開催場所及び総会に付議すべき事項の決定
  - (3) 前条に定める以外の規則の制定変更及び廃止
  - (4) その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項
  - (5) 理事の職務執行の監督
  - (6) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な職員の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(開催)

- 第30条 通常総会は、毎年1月、8月及び10月に開催するものとし、1月に開催される通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事会が必要と認めたとき。
  - (3) 5分の1以上の正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。
- 3 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種とし、定例理事会は、毎月開催する。
- 4 臨時理事会は、次の各号の1つに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事から、理事長に対して会議の目的を示して開催の請求があったとき。
  - (3) 第22条第7号の規定により監事から理事長に対して招集の請求があったとき。

(総会の招集)

- 第31条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第3号の請求があった場合には、請求があった日から30日以内の日を社員総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、開催日の2週間前までに、正会員に通知しなければならない。

(理事会の招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第30条第4項第2号及び第3号に該当する場合には、請求のあった日から5日以内に、請求日から2週間以内の日を期日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 第30条第4項第2号の請求があった日から5日以内に、その日から2週

間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が臨時理事会を招集することができる。

- 4 第30条第4項第3号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした監事が臨時理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事、各監事及び直前理事長等に対し通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事、監事及び直前理事長等の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第33条 総会及び理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第30条第2項第3号の規定に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員の内からこれを選任する。

(定足数)

- 第34条 総会は、正会員（休会中の会員を除く。）の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 2 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決)

- 第35条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本定款に別に定めるものを除き、出席正会員の過半数の同意をもって決議する。
- 2 理事会の議事は、出席理事のうち、議決に加わることのできる理事の過半数の同意をもって決議する。
- 3 前項の決議については、特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。

(総会における書面表決等)

- 第36条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又はほかの正会員を

代理として議決権の行使を委任することができる。この場合において、第34条、第35条及び第37条第1項第3号の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第37条 会議の議事については、次の事項のほか、法令の規定による事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 総会にあっては正会員、理事会にあっては理事の現在数
  - (3) 総会にあってはその総会に出席した正会員数の数、理事会にあっては出席した理事の数及び氏名(表決委任者及び書面表決者の数を付記すること。)
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の要領及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 総会の議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印し、理事会の議事録には、出席した理事長及び監事が署名捺印しなければならない。

## 第5章 例会等

(例会)

第38条 本会は、その目的達成に必要な事業を調査し、研究し、又は実施するために毎月1回以上例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(室)

第39条 本会は、本会の目的を達成するために必要な事項を調査、研究、協議するため、室を置く。

2 室に室長を置く。

3 室長は、常任理事のうちから、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

(委員会)

第40条 本会は、本会の目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するため室に委員会を置くことができる。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、理事のうちから、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 委員は、正会員のうちから、委員長が理事会の承認を得て任命する。
- 5 正会員(理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、室長、監事、顧問及び特別顧問を除く。)は、原則として、いずれかの委員会に所属しなければならない。

## 第6章 資産、会計、事業計画等

(資産の構成)

第41条 本会の資産は、次の掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金及び補助金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

(特定財産の維持及び処分)

第42条 第5条の事業を行うため不可欠な別表の特定財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむをえない理由により特定財産の全部若しくは一部を処分し、又は担保に提供するには、理事会において、議決に加わることができる理事の3分の2以上の決議による承認を得なければならない。

3 特定財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により定める。

(資産の管理)

第43条 本会の財産は、理事長が管理・運用し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(会計区分)

第45条 本会の会計は、事業年度ごとに一般会計、特別会計及び基金会計の3種に区分して処理する。

- 2 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。
- 3 特別会計は、一般会計で処理するには不相当と認められる大規模又は特殊の事業に関する収支を事業別に経理する。
- 4 基金会計は、基金に属する財産の管理運用を経理する。

(事業計画及び予算)

第46条 本会の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前までに理事長が作成し、監事の調査を受けた上で、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づく収入及び支出とみなす。
- 4 理事長は、第2項の規定により収入し、及び支出したときは、その事業年度開始の日から90日以内に総会の承認を得なければならない。
- 5 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び会計報告)

第47条 理事長は、当該事業年度終了後、速やかに、当該年度にかかる次の書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 財産目録
- (5) 貸借対照表
- (6) 正味財産増減計算書
- (7) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 監事は、厳正なる監査を行い、意見書を作成し、理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項の意見書を添えて、第1項第1号及び第3号から第6号に掲げる書類を総会に提出し、第1

項第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類についてはその承認を求めなければならない。

- 4 第1項第3号の書類については毎事業年度の経過後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 5 剰余金の分配は行わない。
- 6 理事長は、総会の承認後、直ちに、法令の定めるところにより本会の貸借対照表を公告しなければならない。

(資産の返還請求の禁止)

第48条 会員は、その資格を喪失するに際し、本会の資産に対し、いかなる請求もすることができない。

## 第7章 管 理

(定款等の備置き)

第49条 理事長は、定款その他の諸規則、会員名簿及び会員の異動に関する書類、理事・監事の名簿、認定・認可等及び登記に関する書類、定款に定める総会及び理事会の議事に関する書類、財産目録、役員の報酬規定、事業計画及び収支予算書等、事業報告書及び計算書類等、監査報告書及びその他法令で定める帳簿及び書類を常に事務所に備え置かなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めるところによるとともに、第9章に定める情報公開規定による。
- 3 第1項に規定する帳簿及び書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置くものとする。

(会員による書類の閲覧)

第50条 会員は、前条第1項の書類をいつでも閲覧することができる。

- 2 理事長は、正当な理由なくして閲覧を拒むことができない。

(事務局)

第51条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事

- 会の決議を経て、理事長が任免する。
- 4 前各号のほか、事務局に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第52条 本定款は、総会において総正会員の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

- 第53条 本会は、一般社団・財団法人法第148条各号に規定する事由に基づいて解散する。
- 2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総正会員の議決権数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄附する。

(清算人)

- 第54条 本会の解散に際しては、清算人を総会において選任する。
- 2 清算人は、就任の日から6か月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

(解散後の会費の徴収)

- 第55条 本会は、解散後においても清算完了の日までは、総会の決議を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を解散の日現在の会員より徴収することができる。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

- 第57条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

(個人情報の保護)

- 第58条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公告)

- 第59条 本会の公告は電子公告による。

- 2 やむを得ない理由により電子公告によることができない場合は、佐賀新聞に掲載する方法による。

## 第10章 雑 則

(規則等)

- 第60条 本定款に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 本定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益社団法人設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 資格規定

### 第1章 総 則

第1条 本規定は一般社団法人佐賀青年会議所会員の資格並びに入会希望者の取扱い、会費納入、会員の失格について定める。

### 第2章 入 会

第2条 推薦及びその資格

- 1 正会員として入会を希望する場合、その推薦者は正会員2名であること。但し、特別会員が推薦する場合は別途2名の正会員を必要とする。
- 2 正会員として入会を希望するものに対して推薦となる正会員（以下推薦者という）は次の条件をそなえていること。
  - (1) 一般社団法人佐賀青年会議所に2年以上在籍している事。
  - (2) 所定の会費を完納している事。
  - (3) 過去1年間に推薦月からさかのぼって例会（総会）及び委員会に関して60%以上の出席であること。但し役員は理事会を含む。

第3条 仮入会手続

- 1 推薦者は所定の入会希望調書（別紙書式）及び推薦書（別紙書式）を事務局に提出すること。なお入会希望調書には入会希望者の写真2葉を添付すること。

第4条 入会希望者の審査

- 1 理事長は入会希望者の審査を総務委員会に委任する。
- 2 総務委員会は審議される2週間前までに調書を受理して入会希望者に対して、下記につき所定審査及び調査を行う。
  - (1) 定款第7条に定められた資格を有すること。
  - (2) 正常な事業に従事する者であること。
  - (3) 健全な社会人としての良識と教養を有すること。
  - (4) 本会議所の諸行事に参加する意思と能力を有すること。
  - (5) 会費その他の負担金を納入する意

思と能力を有すること。

- (6) 推薦者が本規定第2条の2項に合致していること。
- (7) 前に他の青年会議所の会員であった事実の有無。
- (8) 他の団体への加入の有無及び加入している場合にはその役員等をした事があるか。また、現在していることの有無。

第5条 仮入会許可の決定

- 1 理事会は総務委員会からの上申に基づき報告及び意見を聴取し、出席理事の3分の2以上の賛成によって仮入会の許可を決定する。但し反対者が2名以上でその反対理由が理事会に於いて承認された場合は入会出来ない。
- 2 仮入会の審議される日は理事会日とする。
- 3 理事会が仮入会の許可を決定した場合は、その旨を総務委員会に通知すると共に、事務局を通じて推薦者及び本人に通知する。

第6条 仮入会の期間及び義務

- 1 仮入会の期間は3ヶ月以内とする。
- 2 理事会に於いて仮入会を許可されたものは、その期間中下記の事項を履行すること。
  - (1) 例会（総会）への出席
  - (2) 理事長の指定する研修及び行事
  - (3) 佐賀青年会議所における基礎知識の研修
- 3 上記の事項を履行した者に限り正会員となる資格を与える。

- 4 理事会において仮入会を認められた者に対して定款第14条に定める会費を請求する。但し、前項の費用を請求の日より1ヶ月以内に納入しない場合は、自動的に仮入会の許可は取消されたものとみなす。

第7条 資格の取得及び入会の手続き

- 1 総務委員長は仮入会員がその期間中に正会員になるべき条件を満たしたか否かを出席カード等により審査し理事会に上申する。
- 2 理事会は総務委員長からの上申に従って正式に入会の諾否について決定する。
- 3 正式に入会が認められた仮入会員が

正会員の資格を希望する場合は別に定められた書面により理事長に届出を行うと共に速やかに入会金を納入する。

- 4 正式に入会が認められ上記の手続きを終わった者に対し新会員として全会員に通告する。

#### 第8条 推薦者の義務

推薦者は新入会員に対して下記の責任を負う。但し責任期間は2ケ年とする。

- (1) 新入会員の各種会議、会合への出席
- (2) 権利義務の遂行及び品行
- (3) 入会金及び会費の納入

### 第3章 入会金並びに会費

#### 第9条 会費の納入

- 1 入会金、会費は所定の納期に原則として預金口座にて納入するものとする。

- (1) 入会金 正会員 40,000円  
ただし、会員が卒業あるいは退会した後に同じ企業、団体から、1年以内に入会する同数以下の会員の入会金は、20,000円とする。

また、特例として同じ企業、団体から後任として入会し、在籍期間が重なる場合も適用する。

上記いずれの場合も、同一銀行口座を指定口座とする場合に限る。

- (2) 会費 正会員（年額）120,000円  
第1期（1月～3月） 30,000円  
1月20日  
第2期（4月～6月） 30,000円  
4月20日  
第3期（7月～9月） 30,000円  
7月20日  
第4期（10月～12月） 30,000円  
10月20日  
賛助会員（年額）  
法人1口 30,000円  
個人1口 10,000円

- 2 臨時会費は理事会に於いて定め、その都度徴収する。

- 3 会費その他の徴収は総務委員会の責任とする。但し理事会の承認を経て総務委員会はその責任においてその

徴収を第三者に代行させることがある。

- 4 各納期より3ヶ月以上の会費滞納者については、総務委員会は理事会に報告しなければならない。

### 第4章 会員の失格

#### 第10条 会員の除名手続

定款第18条に定められた除名の手続きは下記による。

- (1) 総会で除名を審議する場合は、当該会員に総会で弁明する機会を与えるため、少なくとも10日以前に文書でその旨本人に通知しなければならない。

この通知は直接本人に手渡すか或は本人の住所宛配達証明便で発送する。

なお推薦者にも同様とする。

#### 第11条 退会の手続

定款第17条に定められた退会の手続きは下記による。

- (1) 退会を希望する時は退会届を理事長に提出する。
- (2) 理事会がこれを承認した時をもって退会とする。
- (3) 退会会員はその期日までの会費を納入しなければならない。但し既納の会費は返還しない。
- (4) 退会した会員の氏名はJC機関紙及び例会又は総会の席上で公表する。

#### 第12条 会員資格喪失の手続き

- 1 定款第16条第5項に定められた会員資格喪失の手続きは下記による。

- (1) 定款第16条第5項に定められた会費納入期限の3か月前に達しても会費の納入がない会員に対し、当該会員の所属する担当委員長、担当室長、担当副理事長は会費納入の催促をしなければならない。

- (2) 前号の催促による期限から3か月を経過するも、本人の意思確認をもって未納入会費を支払う意思が無かったときには、総務委員会より会員資格喪失届を理事長に提出し、理事会において

- これを承認し理事会の決議により会員資格喪失とする。
- (3) 資格喪失となった当該委員に対し会員資格喪失通知書を書面にて送付する。
- 2 会員資格喪失に伴う権利及び義務は下記による。
- (1) 会員が定款第16条の規定によりその資格を喪失したときは、以後本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は理事会においてこれを免除する決議がなされたときを除き、これを免れることはできない。
- (2) 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

#### 第13条 休会の手続き

- 1 休会を希望する会員は、理由を附して休会願いを提出しなければならない。
- 2 理事会は休会願いを審議し休会を承認した場合はその旨本人に通知する。
- 3 休会中といえども会費は納入しなければならない。
- 4 休会者には出席の義務を免除する。
- 5 休会の事由が消滅した場合は、速やかに届出るものとする。

### 第5章 特別会員の資格

#### 第14条 特別会員の資格

- 1 制限年齢に達した正会員は特に申出ない限り特別会員の資格を有する。
- 2 特別会員は総会その他各種会合に出席することができる。但し、特別会員は本会議所の役員となる事は出来ない、又評決権も有しない。

### 第6章 賛助会員の資格

#### 第15条 賛助会員の資格

- 1 賛助会員は総会で意見を述べることができる。ただし、評決権はない。又本会議所の役員になることはできない。

- 2 入会を希望するときは、所定の入会申込書を提出するものとする。その後入会申込書に基づき、本会議所理事会において入会の可否を決議するものとする。
- 3 賛助会員の会員資格は入会初年度に限り入会日より12月31日までとし、翌年度より1月1日から12月31日の1ヶ年とする。ただし再入会を妨げない。
- 4 賛助会員は有効期間終了日3ヶ月以上前までに退会する旨の申し出によって退会することができる。申し出がない場合は翌年も会員資格を自動更新する。
- 5 賛助会員は入会と同時に初年度分会費を納入するものとし以後は毎年2月末までに当該年度分を納付する。ただし年度途中での退会に際しての会費の返却は行わない。
- 6 賛助会員は当該年度分の会費を所定の期日までに納めない場合は、当年の資格を喪失するものとする。
- 7 会員は会員資格を第三者に譲渡できない。

## 第7章 雑 則

#### 第16条 細 則

本規定に定めるものの外、本会議所の会員資格に関する必要な事項は理事会において決定する。

#### 第17条 附 則

本規定は、平成27年9月1日から施行する。  
平成27年9月1日改正  
平成29年10月1日改正

## 運 営 規 定

### 第1章 総 則

- 第1条 本会議所の運営についての細則は、本規定の定めるところによる。

### 第2章 例会ならびに出席

- 第2条 例会は原則として毎月1回14日に行う。ただし、他の事業や行事を考慮

- に入れ出来る限り会員が出席しやすい日に開催することが望ましい。
- 第3条 出席に関する事項
- 1 会員は総会、例会および委員会等の会合に出席の義務を有する。
  - 2 国際青年会議所（世界、アジア）、日本青年会議所、九州地区、佐賀ブロックの各大会に出席した場合は、本人の希望により、総会または例会に各1回出席したのものとして取り扱う事ができる。
  - 3 全ての会合において、欠席、遅刻、早退する場合は事前に届出なければならない。
  - 4 公用出張により第1号に定める各会合に出席できない時は、別に定める様式をもって届出をなした場合には、当該会合は出席したものとみなす。公用出張の範囲は、理事長が決定する。
  - 5 会員の会合に出席する際はJCバッチを着用しなければならない。ただし、6月1日から9月30日の間に開催される会合においてはクールビズ適用期間とし、襟付シャツなど正装着用を原則とする。（該当期間のJCバッチ着用は、任意とする。）

### 第3章 室および委員会

- 第4条 当該年度の理事長が理事会において協議の上決定する。また、各委員会において、小委員会または分科会を設置することがある。
- 第5条 構成
- 1 室および委員会は佐賀青年会議所正会員により構成する。
  - 2 各室および委員会には、室長1名、副室長2名以内、委員長1名、副委員長2名以内、運営幹事若干名を置くことができる。
- 第6条 編成および所属
- 1 室および委員会は前年度末までに、理事会において編成する。
  - 2 委員会への所属
    - (1) 定められた委員会定数以内で行う。
    - (2) 副委員長、運営幹事は委員長が指名する。
    - (3) 事業の連携を考慮し出向者の所属

- 希望を優先する。
- (4) 前年度総会、例会および委員会の出席率を考慮し、会員の所属希望を優先する。
  - (5) 同率の場合は、残余在籍年数の少ないものを優先する。
- 3 新入会員の配属は、資格規定6条に定める出席を考慮し正会員に準る。
- 第7条 正副室長、正副委員長、運営幹事の任務
- 1 室長の任務  
室長は特別事業の遂行ならびに委員会事業の遂行を円滑にならしめるため、分掌する各委員会の長を指揮する。
  - 2 副室長の任務
    - (1) 室長を補佐し、室長事故あるときは代行する。
    - (2) 室内委員会相互の連絡、調整
    - (3) 室合同会議への出席動員および管理
  - 3 委員長の任務
    - (1) 委員長は委員会を総括し、その運営に当たる。
    - (2) 委員長は委員会を招集し、主管する。
    - (3) 委員長は委員会決定事項を理事会に答申提案する。
  - 4 副委員長の任務
    - (1) 委員長を補佐し、委員長事故あるときは、代行する。
    - (2) 小委員会または分科会を総括しその運営に当たる。
    - (3) 事業計画の具体化のために相当職務を掌握し会務を遂行する。
    - (4) 委員会開催のための資料等、事前準備を行う。
  - 5 運営幹事の任務
    - (1) 委員長、副委員長を補佐する。
    - (2) 委員相互間の連絡調整を行う。
    - (3) 例会、総会、委員会への出席要請を行う。
    - (4) 委員会名簿、議事録、帳簿の保管および管理を行う。
- 第8条 運営
- 1 各室は、所属する各委員の事業を調整し指導する。
  - 2 各委員会は、それぞれの分掌につ

- き、企画、研究、審議する。
- 3 各委員会で、企画、研究、審議された事業は、理事会にはかりその実施を決定する。
  - 4 実施決定の事業は、担当委員会が中心となってその実施にあたり、全委員の協力のもとに推進する。
  - 5 各委員会は、毎月一回定例会合をもち、必要に応じて随時開催する。
  - 6 各委員会は、定例会合の議事録を作成し会合後一週間以内に事務局に提出する。
  - 7 各委員会は、前年度末迄に当該年度の事業計画案を理事会に提出する。
  - 8 各委員会は、遅くとも事業実施の前月の理事会に、別に定める様式をもって事業計画予算書を提出し、その実施を決定する。
  - 9 各委員会は、事業終了後速やかに別に定める様式をもって事業報告決算書を理事会に提出する。
  - 10 各委員会の事業内容、決算内容の監査について、監事の要求あるときは何時でも応じなければならない。

- (3) 本会議所内部に関する書類
- (4) 日本青年会議所及び他青年会議所に関する書類
- (5) 事務局日誌
- (6) 本会議所会報綴
- (7) 日本青年会議所及び他青年会議所会報綴
- (8) 受信簿、発信簿
- (9) 会計諸帳簿
- (10) その他重要と認められる書類

第3条 事務局は備品台帳を整備し、貸し出し回数、廃棄等の記録を行い備品を完全に整備しなければならない。廃棄に当たっては理事会の承認を受けなければならない。

第4条 外部により受信した書類は、正副理事長及び各委員長が閲覧し処理するものとする。用済後は速やかに事務局に戻し、全て事務局に於いて保管するもする。

第5条 総会、例会及び理事会の議事録は毎回確実に作成し、必要に応じて、それぞれ会員或は理事会に通知しなければならない。

## 第4章 細 則

### 附 則

本規定は、平成7年1月1日から施行する。  
平成6年10月20日改正

## 庶務規定

### 第1章 目 的

第1条 本規定は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめる為、事務局、会計、経理、慶弔、旅費等に関する事項を規定する。

### 第2章 事 務 局

第2条 事務局は事業年度毎に次の分類に従い、文書等を整理保存しなければならない。

- (1) 本会議所の定款及び諸規定
- (2) 総会、例会及び理事会の議事録

## 第3章 会計経理

第6条 会計に用いる帳簿は次のものとする。

- (1) 帳 簿  
金銭出納帳、総勘定元帳、会費徴収簿
- (2) 決算書類及び諸表  
貸借対照表、予算、収支、増減対照表、事業報告書、財産目録、未収金明細書、監査報告書、未払金明細書
- (3) 伝 票  
出入金伝票、振替伝票

第7条 会計帳票は次の区分に従い保存するものとする。

- (1) 決算書類 永久保存
- (2) 其の他の書類  
次年度より起算して3ヵ年間保存

## 第4章 慶 弔

第8条 会員及び家族の慶弔に関しては次の規定により慶弔金（品）を贈る。

- (1) 会員の結婚 10,000円又は相当品

- (2) 会員の死亡 50,000円又は花環
- (3) 会員の傷病（原則として全治1カ月以上）  
5,000円又は相当品
- (4) 長子出生 5,000円又は相当品
- (5) 会員直系の父母、子女の死亡  
20,000円又は花環
- (6) 会員の配偶者の死亡  
20,000円又は花環
- (7) 会員が天災、火災、その他の不慮の災害による住宅その他失った場合には理事会にて決定する。但し火急の場合は正副理事長協議の上決定する。
- (8) 公務中（JC活動中）怪我、死亡は慶弔規定によらず其の都度理事会を開きこれを定める。

第9条 前条に定めた慶弔金（品）を贈るについては実務は総務委員会の所管とし、該当事項発生したときは総務委員会は理事長の承認を得て準備を行う。

第10条 該当事項発生したときは、前項金品贈呈のほか、理事長の指名により慶弔、見舞の訪問を行う。

第11条 慶弔金（品）を受納したものはこれに対し返礼しないものとする。

第12条 特別会員の慶弔の場合は理事会の決定による。

第13条 この規定に定めないものは、その都度理事会に於いて決定する。  
但し緊急を要する場合は、正副理事長に於いて決定し理事会の事後承認を受けることもできる。

## 第5章 旅 費

第14条 理事長の命じた事務局員の公務出張に対しては次の通り旅費を支給する。

- (1) 目的地迄の往復旅費
- (2) 宿泊費は実費
- (3) 食事費

第15条 理事長の命じた会員の公務出張に対して理事長の承認を経て前条に準じた旅費を支給することができる。

## 附 則

本規定は、平成3年1月1日から施行する。

昭和50年1月1日制定  
平成2年10月29日改正

## 役員選任の方法に関する規定

### 第1章 目 的

第1条 この規定は、本会議所定款第20条第4項により、本会議所の次年度の役員を選任の方法を定めたものである。

### 第2章 選挙管理委員会

第2条 理事長選考委員及び理事を選挙により選任するため、その選挙の管理及び執行を行う機関として選挙管理委員会をおく。ただし選挙管理委員は第3章に定める理事長選考委員と兼ねることはできないものとする。

第3条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員4名以内とし、当該理事長が理事会の承認を得て指名により選任する。

第4条 選挙管理委員会の委員長及び委員の任期は、当該年度の10月総会までとする。

第5条 委員長は、選挙管理委員会を代表する。

### 第3章 理事長選考委員会

第6条 次年度の理事長を選任するため、理事長選考委員会をおく。

第7条 理事長選考委員会は、7名以内とする。

2 選考委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 理事長選考委員5名以内
- (2) 正会員の理事長経験者の中から、当該理事長が指名した1名
- (3) 当該理事長
- (4) 委員長を当該年度理事長、副委員長を理事長経験者とする

第8条 理事長選考委員は、6月の例会において無記名投票によって選出する。ただし、6月例会に出席できない者は、期日前投票することができる。

2 同得票の場合には、生年月日の早いものを上位とする。

第9条 理事長選考委員の被選挙資格について

ては、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 本会議所の正会員として4年以上在籍する者
- (2) 本会議所役員として2年以上の経験を有する者
- (3) 本会議所常任理事の経験を有する者
- (4) 本会議所理事長経験を有しない者
- (5) 次年度において正会員の資格を有する者
- (6) 前年度における例総会出席率75%以上を満たしている者

第10条 理事長選考委員会は、次年度の理事長候補者1名（以下「理事長候補者」という。）を選任し、推薦書を作成し、氏名を8月までに開催される理事会に報告する。

2 理事長選考委員会が行う理事長選考の方法は以下の通りとする。

- (1) 理事長選考委員会委員長は、選挙によって選出された理事長選考委員に対し、次年度理事長の立候補の意志を確認し、立候補を希望する者（以下、「立候補者」という。）は、選挙結果発表後、7日以内に立候補届、経歴書及び次年度理事長所信を提出しなければならない。ただし、立候補者がいなかった場合は、理事長選考委員による協議を行い、次年度理事長を決定する。
- (2) 立候補者が1名の場合は、立候補者を除く選考委員の投票により信任を決定する。投票の結果、信任が過半数を占めなかった場合は、第1号ただし書きの規定によるものとする。
- (3) 立候補者が複数の場合は、立候補者を除く選考委員の協議を行い、次年度理事長候補者を選出する。ただし、協議が不調に終わった場合は、理事長選考委員全員の投票により次年度理事長候補者を選出することとし、投票の結果、過半数を占めた候補者を次年度理事長候補者とし、過半数を占める候補者がなかった場合は、第1号ただし書きの規定によるものとする。

- (4) 上記、第2号、第3号に規定する理事長選考委員による選挙に関しては、公正を期するため、選挙管理委員会あたり、得票数は公表しない。

## 第4章 理事選挙

第11条 次年度の理事（理事長候補者を除く。）のうち当該年度の5月末現在の正会員数の5%以上10%未満の理事を、正会員の直接選挙により選任する。ただし、定数は理事長候補者が決定する。

第12条 選挙の行われる当該年度の5月末現在の正会員は、理事の被選挙権を有する。ただし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 前年度及び当該年度において、本会議所の役員の地位にある者
- (2) 理事長候補者
- (3) 次年度において正会員の資格のない者
- (4) 前年度及び当該年度入会の者
- (5) 前年度における例総会出席率50%以下の者

第13条 理事選任選挙の投票は無記名の連記制とする。

第14条 同得票の場合には、生年月日の早いものを上位とする。

第15条 選挙管理委員会は、当選者が確定したときは、理事長候補者及び当選者へその旨を通知し、当該当選者の受諾を得た後にその氏名を理事会に通知する。

## 第5章 理事、副理事長及び専務理事の指名

第16条 理事長候補者は、前章に定める理事選挙により選任された理事の他、当該年度の5月末現在における正会員の中から理事を指名することができる。

第17条 理事長候補者は、次年度の副理事長及び専務理事を指名し、その氏名を8月開催の理事会に通知する。

## 第6章 その他

- 第18条 本規定の定めにもとづき、次年度の役員は、8月及び10月に行われる総会において選任するものとする。
- 第19条 選挙管理委員長は開票結果および投票済みの投票用紙を当該年末まで厳重に保管する。
- 第20条 理事長選考委員選挙及び理事選挙の結果に異議のあるものは正会員の2名以上の同意を得て、書面にて異議の理由を付記し、選挙管理委員長または理事長に対し異議を申し立てることができる。  
なお異議申し立てができる期間は選挙結果発表後7日以内とする。またこの期間内に理事長候補者及び理事の確定を行ってはならない。
- 第21条 次年度理事長候補者及び理事の選任に関し本規定に定めのない事項は、選挙管理委員会が別に定める。それ以外の事項については理事会が定める。

### 褒賞規定

- 第1条 目的  
本会議所はJC信条である修練、奉仕、友情の実践活動の昂揚をはかり且つJC活動に貢献して名誉をたてるため褒賞を行う。
- 第2条 推薦  
1 本会議所総務委員会は褒賞推薦者の提出期日を決定する。  
2 褒賞の推薦母体は次の通りとする。  
(1) 役員（理事を含めて全員）  
(2) 委員会
- 第3条 各推薦者は所定の期日までに推薦書を総務委員会へ提出する。
- 第4条 褒賞の対象となる期間は当該事業年度に於ける功績について行う。  
但し、必要に応じて、それ以前の活動も考慮されることがある。
- 第5条 総務委員会は提出された書類を整備検討の上、意見を添えて褒賞委員会へ提出する。
- 第6条 理事会は褒賞委員を若干名任命する。
- 第7条 理事会は褒賞委員会より提出された書類を審査し、決定する。

- 第8条 褒賞の分類は次のとおりとする。  
(1) 会員個人褒賞（特別会員を含む）  
(2) 委員会褒賞  
(3) 特別褒賞  
(4) 事務局員褒賞
- 第9条 理事長は理事会の決定に従い例・総会などに於いて具体的褒賞理由を説明して行う。

## 附 則

本規定は、平成3年1月1日から施行する。

平成2年10月29日改正

## 褒賞委員会内規

- I 個人褒賞  
(1) 在籍一年以上で理事以外の会員  
(2) 例・総会及び委員会への出席率がそれぞれ90%以上の会員  
(3) 他の会員に比べて特に顕著な活動が認められた会員
- II 委員会褒賞  
(1) 例・総会及び委員会の出席率がそれぞれ平均80%以上の委員会  
(2) 他の委員会に比べて特に顕著な活動が認められた委員会
- III 特別褒賞  
(1) 例・総会及び委員会への出席率がそれぞれ90%以上の会員  
(2) 他の会員に比べて特に顕著な活動が認められた会員

## 後援内規

- 後援名義依頼及び使用について  
一般社団法人佐賀青年会議所に対する外部諸団体からの後援依頼については、次の規定により許可するものとする。
- (1) 原則的に、宗教的、政治的及び営利的な催しについては後援しない。青年会議所の理念に基づき、公共性を第一義に考慮する。
- (2) 後援を依頼する団体は、別紙様式により、理事長宛に後援依頼書及び誓約書を提出しなければならない。
- (3) 提出された書類により、理事会に於いて前記第1項の原則に基づき、後援の諾否

- を決定する。
- (4) 理事会の期日の都合により前項の審議に間に合わない時は、正副理事長により決定し、後日、理事会への承認を得ることができる。

## 運営資料編

### 委員会運営について

#### <委員会運営の基本方針>

1. 委員会運営の成功、不成功は委員長、副委員長、運営幹事の三役の協力いかんによってほばきまる。選ばれた委員としての自覚を持ち、副委員長と運営幹事はその責務を遂行し、全面的に委員長に協力補佐する。
2. 貴重な時間を割いて集まる各委員のために周到な準備と十分な配慮を必要とする。
3. 副委員長、運営幹事は委員会事業遂行のため、犠牲を払うことを躊躇してはならない。JCの本来のあり方から考えれば、その都度英知を提供しなければ委員会事業目的は達成できない。
4. 事業遂行の必須条件は委員会、役員会および役員との密な連絡、協力である。文書連絡等は委員会として誠意をもって対応すること。
5. 日本青年会議所会頭方針、理事長方針、事業計画書を熟読し十分理解する。

#### <委員会開催について>

1. 委員会は原則として毎月1回以上開催する。
2. 委員会は年間スケジュールによってこれを開催する。
3. 1月の合同委員会で第1回委員会を開催する。この第1回目開催以前（年内）に事業計画、委員編成、予算編成を終了しておくこと。
4. 年内に顔合わせのため事前会合を開催することが望ましい。
5. 委員会開催場所は年間スケジュールに従って、年契約をしておくことが望ましい。この会場確保は運営幹事があたる。
6. 委員会開催案内は、運営幹事の責任のもとに作成、発送、チェックを行うこと。

#### <資料・文書・印刷について>

1. 委員会資料印刷発送、議事録の印刷発送は委員会独自で行うこと。事務局は一切おこなわない。
2. 委員会開催状は事務局より発送する日に合わせて利用して結構です。
3. 委員会が発送する文書には委員長名を必ず記すこと。
4. 委員会で発信した印刷物、資料は必ず事務局専務理事宛1部送付すること。

#### <佐賀青年会議所委員としての自覚と注意と心得>

1. 佐賀青年会議所委員スタッフとして、事業計画遂行には英知と行動をもって参画する。
2. 委員会決定の事業計画は各委員が責任と自覚と研究によって完遂する。
3. 委員会からの通知、資料、文献には必ず目を通し、保管しておくこと。
4. 委員会の出欠席の返事は必ず行うこと。
5. 委員会議事録の作成および署名捺印の徹底厳守。
6. 各委員の委員会資料の期間までの提出の厳守。
7. 佐賀青年会議所が行う行事への積極的参加。
8. 委員会運営に大きな欠陥を生じさせた委員、出欠席の返信が連続2回以上なく、また欠席の連絡がない場合は、所属副理事長あるいは室長との協議の上理事会の承認を得て、交替変更、除名を行う。
9. 事務局担当者との職務を越えた範囲での依頼、代行、調査は行わない。

#### <委員会遵守事項>

1. 委員会開催5分前に集合して着席する。
2. 委員会には必ずJCバッジをつけて出席する。
3. やむを得ず欠席または遅刻するときは、必ず運営幹事に事前または当日連絡をする。
4. 委員会出欠は必ず開催日5日前までに運営幹事に到着するように投函する。
5. 委員会の資料、議事録はファイルに整理保管し、委員会に必ず持参する。
6. 理事会議案提出を行う委員会は原則として常任理事会の開催7日前に終了しておく。
7. 委員会はその職務範囲を越えて事務局員

に代理、代行、請負を行わせない。

8. 委員会議事録は委員会委員、室長、担当副理事長及び理事長の配布以外に1部を佐賀JC事務局総務に委員会終了後7日以内に送付すること。

## 委員長・副委員長・運営幹事の役割について

＜委員長・副委員長・運営幹事の役割について＞

各委員会構成は、委員長、副委員長、運営幹事、委員の4構成とする。

なお、この4構成の人数については理事会においてそれぞれ各委員会ごとに決定されている。委員会編成についても理事会において総枠が決定されている。

＜委員長および特別委員長＞

1. 委員長は委員会を代表し会務を総括する。
2. 特に定める場合以外、委員会の議長となる。
3. 担当副理事長・室長を補佐する。
4. 理事会、常任理事会に副理事長・室長を通じて議題を提出し、理事会に出席し、関係議題について意見をのべることができる。
5. 室会議、拡大会務役員連絡会議に出席する。
6. 各種大会、コンファレンス、コンGRESS、セミナー、シンポジウムには積極的に参加する。
7. 事業計画遂行のためのスポンサーからの協賛金、寄付金などがあつた場合には事前に事業計画書を提出し、理事会の決定をえる。また、事業終了後ただちに、事業決算書を提出し、理事会で決定をえる。

＜副委員長＞

1. 副委員長は委員長を補佐し、万一事故あるときはその職務を代行する。
2. 事業計画の具体化のために、相当職務を掌握し会務を遂行する。
3. 事業計画遂行のための資料、文献、印刷物を運営幹事と十分調整し、事前に準備する。
4. 各事業計画の具体化に伴う予算配分を十分配慮し、チェックする。
5. 委員長とともに各種大会、コンファレンス、コンGRESS、セミナー、シンポジウムに積極的に参加する。

＜運営幹事＞

### 1. 幹事

- (1) 委員長・副委員長を補佐し諸事を遂行する。
- (2) 委員会の渉外担当を行う。
- (3) 委員長の指示に従い、正副委員長・運営幹事連絡会を召集し設営する。
- (4) 委員会委員の行動および役割・性格を把握する。
- (5) 委員会委員名簿の作成およびその保管をする。
- (6) 委員の冠婚葬祭に伴う連絡を行う。
- (7) 事務局との連絡をする。

### 2. 幹事（運営面）

- (1) 委員会会場を確保する。（商工会館およびその他会場）
- (2) 委員会開催案内状を作成し、委員会委員全員および担当副理事長・室長、佐賀JC事務局担当者へ必ず発送する。（開催2週間前に行うことが望ましい）
- (3) 委員会出席・欠席のハガキのチェックと記入および返信状の督促をする。
- (4) 委員会会議場の事前準備および設営をする。
- (5) 委員長の指示に従い委員会次第を作成、印刷する。
- (6) 委員会議事録をフォームに従って作成する。
- (7) 委員会議事録は委員会開催後1週間以内に必ず佐賀JC事務局総務（1部）へ発送する。
- (8) 委員会事業遂行に伴う資料の作成および印刷をする。
- (9) 各種セミナー参加のチェックと督促を行う。
- (10) 委員会運営に伴う諸事項を行う。
- (11) 委員会における懇親会の設営を担当する。
- (12) その他関係事項を行う。

### 3. 幹事（会計面）

- (1) 佐賀JCから年間の委員会事業費を保管・管理・記帳をする。
- (2) 委員会事業費の支払いをする。（印刷所および関係会社の指定支払先に事業終了後行う）
- (3) 委員会内部における諸会議の支払いをする。
- (4) 懇親会費の徴収および領収書の発行をする。

- (5) 委員会委員の冠婚葬祭費用の支払いをする。
- (6) 委員会備品の調達および支払いをする。
- (7) 各会議費の食事代、コーヒー代の支払いをチェックする。
- (8) 各種資料、印刷費の請求書、領収書の保管、管理をする。
- (9) 会計に伴う諸事項をチェックする。
- (10) 会計台帳の記帳をし、証憑書類とともに総務委員長に提出する。(年末回収)
- (11) 各幹事との密なる連絡をし、委員会運営の円滑化をはかる。
- (12) 委員会取引銀行の開設をする。

## 委員会の開き方について

### 1. 招 集

- 1 開催日時・場所は、召集権者（委員長及び委員会）が決定する。
- 2 会議は、議事日程を示して召集すること。

<例えば>

- ①開催日時 ②場所・TEL ③議題：議事日程 ④登録料の有無 ⑤宿泊の有無

<議事日程>

1. 開会宣言 2. JC宣言文朗読ならびに綱領唱和 3. 議長選任 4. 出席者確認 5. 資料および議題の確認 6. 議事録作成人指名 7. 議事録署名人指名 8. 前回議事録承認 9. 委員長挨拶 10. 佐賀JC理事会報告 11. 副委員長・幹事報告 12. ①審議事項 ②報告事項 13. 次回開催日時・場所の確認 14. 委員会講評 15. 閉会宣言

- (1) 召集通知は、委員会構成員のほか、佐賀JC事務局および関係者にも発送すること。
- (2) 議題と資料の提出を督促する。
- (3) 当日議題の提出は避けるよう指導することが望ましい。
- (4) 資料の提出のない議案の審議は、時間を浪費することが多いから、必ず資料を提出するように指導すること。

### 2. 議題の提出

- 1 会場の開催期日一週間以前に、議題を提出するようにする。
- 2 議題は、必ず、必要部数の資料を添えて提出するようにする。

- 3 議題の提出に際しては、「審議事項」と「協議事項」の区別を明確にする。
- 4 「審議事項」は、「〇〇企画案承認の件」のように、具体的な提案として提出し、その承認を求めるようにすること。
- 5 「審議事項」として上げる前に、「協議事項」として提出し、意見を交換しあってから提案を再構成し、次回に「審議事項」として上程するような配慮をすること。

### 3. 議事日程の作成

- 1 議事日程の作成は、議長の権限である。
- 2 議長は、議事日程の作成に際しては、重要案件や時間をかけて審議を尽くしたい案件を優先的に配列すること。
- 3 前回の会議で「特別議事」に指定された議案は、冒頭に審議することを要するが、「委員会付託」「棚上げ」「継続審議」などの議案については、議長は適宜に配列できる。

### 4. 会議進行上の注意

#### 1 議 長

- (1) 議長は、議事整理権を適切に行使し、予定時間内に、全議事が終了するように努めなければならない。
- (2) 定足数に満たないときでも定刻に開会し、直ちに暫時休憩するように運営する。
- (3) 議案の審議にはいるときは、議長は議題を読みあげてから、提案説明を求めること。
- (4) 議長は、全員に均等の発言の機会を与えるように努めなければならない。
- (5) 議長は、議事進行に徹すること。
- (6) 議長は、委員の発言が本題を離れて、横道にそれだしたときは、直ちに注意を与えること。
- (7) 議長は、発言時間を制限したり、要旨を書面で提出させるなど、議事進行に有益な措置を講ずること。
- (8) 議長は、提案説明が済んだら、先に質問のみ発言を許すことが望ましい。
- (9) 「質問」か「意見」かはっきりしないものについては、発言者にどちらであるかをたずね、「意見」だったら、あとで意見を発表する機会を約して、発

- 言を中断させること。
- (10) 「質問」時間中に「意見」が出てきたら、「質問」の形に直すように指示すること。
  - (11) 「質問」が出尽くしたら「意見」を聞く。
  - (12) いろいろな意見が出て、議論がまとまらないときは、議長は「どなたかまとめてください」と催促するなり、誰かを指名するなりして、「動議」を出させ議事の進行を図ること。
  - (13) 議長は、適切な時期に討論を打ち切り採決すること。
  - (14) 採決に際しては、議題を読み上げること。また、案件に応じて適宜の採決方法により、挙手による場合は、賛成・反対のほか「白票」も確認すること。

## 2 構 成 員

- (1) 構成員は、会議の目的を理解し、自分の資格と役割を認識して、会議に参加する。
- (2) 構成員は、協力して、建設的な会議を創造する。
- (3) 構成員は、事前に議案と資料を熟読し、研究しておくこと。
- (4) 発言するときは、議長の許可を得ること。
- (5) 発言は議案の趣旨にそって、簡潔・明瞭に行う。
- (6) 「質問」と「意見」と「動議」の区別をハッキリさせる。
- (7) 「動議」がセカンドされると、取り下げになるためには採決を要するから、動議は慎重に提出すること。
- (8) 構成員にも、事態の推移に対する的確な判断力が望まれる。
- (9) 議事進行が雑談に陥ったり、紛糾しているときは、「議事進行」や「暫時休憩」に動議を利用する事。

## 3 オブザーバー

- (1) オブザーバーは、その出席・傍聴・発言など、すべての議長の許可を要する。
- (2) 発言については、許された範囲内で、簡潔・明瞭に行うこと。

## 委員会議事録作成について

### 1. 議事録作成人

- 1 体調を整えておくこと。

- 2 サブ・セクレタリーと打合せをしておくこと。
- 3 議事法テキストまたは動議リストに目をとっておくこと。
- 4 前回議事録を通読しておくこと。
- 5 議事日程および会議資料を通読しておくこと。
- 6 録音テープに頼らずメモをとること。
- 7 会議出席者の席と名前を書いた図面。(ところどころ名前を入れただけでも、役に立つ)
- 8 発言中の不明なところは、すぐに発言者に対して、その箇所または発言要旨の教示を乞うこと(サブ・セクレタリーに行動してもらおうとよい)。

## 2. 作成通数

- 内 訳
1. 佐賀JC事務局用(1部)
  2. 署名人用(1部)
  3. 議長用(1部)
  4. 委員会委員用(委員部数)
  5. 室長および担当副理事長用(各1部)

## 3. 作成期限

- 一週間以内とする。
- 次回開催日まで余裕のないときは、3～4日で作成しなければならないので、サブ・セクレタリーと適宜に二分して、分担することがよい場合がある。

## 4. 作成の要領

- 1 簡潔を旨とすること。
- 2 決して録音テープに頼らないこと。委員会要求されているのは、「議事録」であって、「速記録」ではない。会議の経過と結果の容量を記録すれば足りるものである。
- 3 とはいうものの、1回だけの発言の機会しかなかった人については、できるだけ、議事録の記載にとどめるように、配慮したい。
- 4 記録をとるに際して、議案によっては、資料に直接書き込むほうがよい場合もある。
- 5 議事日程と資料を参照しながら、記録を読み返し、次の諸事項につき、必要な訂

正加除をすること（青字の使用がよい）

- (1) 議題の通し番号
  - (2) 資料番号
  - (3) 資料の訂正箇所
  - (4) 提案説明の小見出し
  - (5) 補足説明の小見出し
  - (6) 特別意見・質疑応答・討論の小見出し
  - (7) 発言者の役職の表示の整理
  - (8) 字句の修正・補完
  - (9) 重複発言の取捨（上記3を配慮する）
  - (10) 議長の発言は、収録しない方針を貫くこと
  - (11) 文章の要約に際しては、発言の趣旨を損なわないよう注意すること
  - (12) 必要な場合は文章を補うこと
  - (13) 不穏当な発言や不適当な表現と思われるものについては、念のため発言者に照会すること
  - (14) 「質問」と「意見」を区別すること
  - (15) 可能なかぎり「質疑応答」と「討論」に整理して、配列しなおすこと
  - (16) 提出された動議については、何の動議か、小見出しを使うこと
  - (17) カッコや補助記号を整合させること
- 6 再度読み直ししながら、大胆な削除を加えること。
  - 7 ていねいに清書すること。
  - 8 用紙は、字数を数えやすくするためマス目の用紙を使用すること。

## 5. 作成上の注意

- 1 会議の名称は、略記せず、正式に記載すること。
- 2 日時・場所・出席者を記載。
  - ・出席者名は、役職ごとに、姓のみで可。
  - ・会議構成員とオブザーバーは分けて書くこと。
  - ・欠席者名は書かなくてよい。
- 3 開会宣言者と時刻を表示する。
- 4 議長就任を明記する。
  - ・選出方法または就任根拠規定を示すこと。
- 5 議事録作成人・署名人（誰が誰を）
- 6 前回議事録の承認（方法と結果）
- 7 資料の確認
  - ・担当者は明記すること。
  - ・資料は、当日配布資料を含めて、議事日程の順にしたがい、通し番号を付し

て、列記すること。

- ・資料の訂正箇所は、議題ごとに掲げること。
- 8 議題の確認
    - ・担当者を記載すること。
    - ・議題の訂正をしたときは、訂正後の議題を掲げれば足りる。
  - 9 新議題を採択したときは、議題を掲げ提出者と採択した旨を記載すること。
  - 10 議事日程の変更は、変更後の日程を掲げれば足りる。
  - 11 理事長や議長の挨拶は、特に必要な部分のみでよい。
  - 12 審議内容
    - (1) 議題を全文掲げること。
    - (2) 資料および訂正箇所の表示
    - (3) 提案説明者の表示。説明内容は、資料に提案趣旨が記載されているときは、省略すること。
    - (4) 補足説明についても同様。
    - (5) 発言者の役職は、初回時のみ表示すれば足りる。
    - (6) 「質疑応答」と「討論」に大別すること。
    - (7) 外部講師の意見については、別項扱いとすること。
    - (8) 議事録上の配列は、提案説明・意見・質疑応答・討論・採決の順にすること。
    - (9) 「動議の提出」は、その旨小見出しを使うとわかりやすい。
    - (10) セカンドの有無を明記する（セカンド者名は不要）
    - (11) 議長職権による議事進行については、特に必要なもののみ記載すれば足りる。
    - (12) 採決は、何について、どのような方法でしたか、明記する。
    - (13) 賛成、反対、白票数を明記する。
    - (14) 案件によっては、可決された原案または修正動議の要旨を摘記すること。  
(参考例)  
議長は、議案を整理して議場にはかり、挙手によって採決の結果、賛成×、反対×、白票×で、次の通り承認可決した
      - 1) 原案通り承認
      - 2) 一部修正し承認
  - 13 「協議事項」は採決を要しない。提案者と協議の概要を摘記すれば足りる。
  - 14 報告事項、請票、所見等についても、簡潔にまとめること。
  - 15 閉会宣言者と閉会時刻を明記する。

- 16 最後に、日付と会議の名称を表示して、関係者署名捺印のこと。

## 議事録作成に関する諸注意事項

### 1. はじめに

会議のあるところに記録ありという言葉がある。ところがこの記録というものが、いかに重要な意義をもっているか観念的にはわかっていくように、案外理解されていないようである。

JCのように先進的な団体においてすら、その取扱いは残念ながらかなり無神経で粗雑だといっても過言ではない。

記録—それには様々の形があるが、ここでは、表題の議事録について考えてみたい。

日本JC会務担当各委員会の議事録を一通り集めてみると、様式、内容、方法など、全く千差万別で驚くばかりである。例えば、総務室各委員会の議事録が異なるのは仕方のないことである、だが、それはあくまで審議事項・報告事項・討議事項などの表現の方法や内容が異なるという程度にとどめるべきであって、その他については、統一見解の合意点が求められるべきであろう。

同一委員会においても、回数が進むと議事録に変化が生ずるのは、第1回委員会で議事録作成人に指名された委員が書いた議事録がベースとなり、第2回目以降はそれが踏襲され、その年度が終わるまで続けられるためかと考えられる。とすれば、第1回委員会の議事録は、かなり重要であり、それは指導すべき正副委員長・幹事の責任も当然大きいといわなければならない。

### 2. 議事録の本質

- 1 議事録とは会議の記録である。即ち、会議の経過及び結果を書きしるした「事実の記録」でなければならない。さらにいうならば、事実の記録とは、会議における事実の“解説”であってはならないし、“意見”とも違う。事実があって、それを正確に記録した事実そのものを指す。

要するに事実在即さない要素が少しでも加われば、それはもはや議事録ではなくなるということを意味する。

従って、あくまでも絶対中立、客観的でなければならない。

- 2 議事録には、会議における実際のでんま

つが、そのまま表現されることが望ましい。詳細に記述されれば、いくら長くなってもよいというものではない。新聞の全頁を一字のがさず読むと5時間かかるそうであるが、そんな代物、記録であっても議事録とはいえない。

会議自体には各々存在目的があり、それに応じて、会議に記録にも記載すべき事柄がおのずから違ってくるのは当然である。結果が重要であることは勿論だが、経過そのものに重要性のある場合もある。他日の証拠や責任に重点のおかれたこともありうる。

従って一定の事柄が、一定の枠内に必ずしも記載されなければならないというわけのものでもない。だが、通り一片のメモでは困る。誰が読んでも理解できるように、一定のルールにしたがって、事実の記録が要領よく筆記されたものであるべきである。

- 3 通常、会議の記録とされているものには、次の三つがある。これを混同しないように留意されたい。

- ・速記録…速記した記録、つまり会議の経過を逐一発言されたとおりに記録したものの（例：裁判所）
- ・議事録…議事の経過なり結果を要領よく記載したもの
- ・会議録…速記録と議事録的記載事項の合体（例：国会）

### 議事録作成ルール

- 1 ロバート議事法の精神にのっとり、下記の4つの権利を満たす内容を持つべきである。
  - (1) 多数者の権利（過半数の賛成）
  - (2) 少数者の権利（少数意見の尊重）
  - (3) 個人の権利（プライバシーの権利擁護）
  - (4) 不在者の権利（欠席者にも議事録を送付）
- 2 そのためには、会議の4W1Hは必ず記載されなければならない。
  - (1) When（開催年月日）
  - (2) Where（場所）
  - (3) Who（出欠者名）
  - (4) What（会議に付した議件）
  - (5) How（審議の経過と結果）
- 3 1970年度日本JC会員開発委員会で発表した「議事録記載事項」にも次のように書かれている。

- (1) 会議の種類と名称
  - (2) 日時と場所
  - (3) 議長による議事録作成人および署名人の指名
  - (4) 定足数
  - (5) 議事日程
  - (6) 前回議事録の承認
  - (7) 報告事項の要点
  - (8) 質疑応答の内容の要点
  - (9) すべての議題と動議、その決定および提案者の氏名並びに議事経過
  - (10) 採決の方法と結果（投票については票数）
  - (11) 閉会の時刻
  - (12) その他議長が会議において必要と認めた事項
- 4 議事録作成人は、会議の日より少なくとも一週間以内に議事録を作成し、自ら署名捺印の上、議長、議事録署名人の署名捺印を得たい。
- そしてその会議の出席義務者全員に、出欠にかかわらず、その写しを配布すること。

### 議事録の標準フォーム

会議の名称は、いつ、誰が見ても容易に、すぐ判断できるよう、略記することなく、正式な名称を書くべきである。

- 公益社団法人 日本青年会議所  
 ○○○○年度 第○回 ○○○委員会議事録
- I (1) 開催年月日（○曜日）○○：○○～○○：○○
- (2) 場 所  
 地方会議の標準規則は、「場所」は記載事項に入っていない。国では国会議事堂、県や市では県庁や市役所の各々定められた会議場があるためである。そたがってJCの如く、しばしば会場をかえて行う会議では明記するほうが望ましい。
- (3) 出席者名
- (4) 欠席者名  
 欠席者の記入している議事録が時折みられるが、これは罰則のようであり感心しない。むしろ責任の所在を明らかにするには、出席者名を書くべきである。また、遅刻、早退は明記する必要がない。これは慣例になっている。つまり、出席者数と表決参加者は必ずしも一致しなくてもよいということである。これは、表

決の際、所要で席をはずした者も、会議の決定には責任を担わなければならないということと同義である。

以上(1)～(2)までは、本でいえば目次であり、次のII以下とは区別されなければならない。

- II (1) 開会…開会時刻  
 (1)～(6)までの順序は、会議にしたがって記入すべきであり、これが会議の開催順序そのものではない。  
 ○○○○幹事の司会により開会
- (2) JC宣言文朗読並びに署名人の指名
- (3) 議長就任
- (4) 議事録作成人並びに署名人の指名  
 ○○○○委員長より下記の如く指名  
 議事録作成人○○○○委員  
 議事録作成人○○○○委員
- (5) 定足数の確認（出欠点呼）  
 出欠者名を列記してある議事録があるが、これはあくまでも定足数の確認であり、本会議が成立することを報告する項目でなければならない。
- (6) 議事日程並びに配布資料の確認  
 正しい会議を運営するためには、審議事項の項目に「その他」という項目は設けるべきではない。また、議事日程は未審議になるかもしれない議件の記録の意味もあり、たとえ当日変更があっても、最初に通知されたものを議事録に書き残しておくべきである。
- (7) 前回議事録の承認
- (8) 委員長挨拶
- III 報告事項
- (1) 委員長報告
  - (2) 副委員長報告
  - (3) 幹事報告
  - (4) その他
- IV 審議事項  
 審議事項とは、結論を出した後、実行されなければならないものであり、協議事項や討議事項は方向性を見出すためのものである。したがって、審議・協議・討議は当然区別されるべきである。
- 委員長これより議長となり、各議案を審議
- (1) 第1号議案「A」
    - ・提案者名
    - ・提案趣旨
    - ・セカンドの有無
    - ・審議経過

審議経過はその会議が議事法に従って行われれば書きやすい。

- a 提案者および提案説明
- b セカンドの有無→セカンドした者の名前は記入の要なし。審議する必要があると思ってセカンドしても採決の際は必ずしも賛成するとは限らないからである。
- c 質問を全部受けてしまう。
- d 賛成または反対意見を全部出させる。
- e 採決→決定

意見の種類は次のとおりである。

- ・賛成
- ・反対
- ・条件付賛成（修正、再修正）
- ・保留
- ・議決あるいは決定事項

(2) 第2号議案「B」

(3) 第3号議案「C」

項目を設ける必要があれば、協議事項または討議事項をつくる。

## V 次回開催日の決定

## VI 閉会…閉会時刻

議長 署名 捺印

議事録作成人 署名 捺印

議事録署名人 署名 捺印

議長－委員長とは限らない。副委員長や他の委員が議長を務めるケースもあり得る。議長－委員長であれば問題はないが、そうでない場合は、次の点だけは留意するべきである。

すなわち、議事録とは、その会議全体に容認したものである故、その権限と責任の究極の帰するところは会議全体であり、具体的には、その代表者である議長である。

実際には議事録を作成するのは議事録作成人または委員会セクレタリーであっても、それは議長の監督の下に行うのであるから、つまるところ、議長が議事録作成の最高責任者である。

以上の点から考えると、次の処理が望ましい。

a 議長－委員長の場合

議長○○○○ とする。

b 議長－委員長でない場合

委員長が議長、議事録及び署名人を指名することを条件として連名にする。

委員長 ○○○○

議長 ○○○○

議事録作成人○○○○○

議事録署名人○○○○○

議事録署名人が何らかの理由で署名捺印を拒

否した場合でも、議長の署名捺印さえあれば、付箋をつけてその旨記載しておけば、正式な議事録として次回委員会へ提出可能である。行政裁判所判決でも次の如くである。

「町村会、議事録ハ、外へ署名ヲ欠イテモ、コレガ為ニ、議事録タルノ効力ナシトイフヲ得ズ…」

1971年12月14日、日本JC総務委員会（予定者会議）の席上次の項目を専務理事通達として、日本JC統一見解で発表された。

- (1) 議長の署名・捺印を必ず必要とする。
- (2) 「議事録作成人」という表現を統一する。
- (3) 「議事録署名人」という表現を統一する。

## 議事録作成について

### 1. 作成者

- 1 体調を整えておくこと。
- 2 サブ・セクレタリーと打合せをしておくこと。
- 3 議事法テキストまたは動議リストに目をとおしておくこと。
- 4 前回議事録通読しておくこと。
- 5 議事日程および会議資料を通読しておくこと。
- 6 録音テープに頼らずメモをとること。
- 7 会議出席者の席と名前を書いた画面。（ところどころ名前を入れただけでも、役に立つ）。
- 8 発言中の不明なところは、すぐに発言者に対して、その箇所または発言要旨の教示を乞うこと（サブ・セクレタリーに行動して貰うとよい）。

### 2. 作成通数

#### 4通（内訳）

- 1. 事務局保存（印刷用正本）用
- 2. 署名人用
- 3. 議長用
- 4. 作成人控

(注)専務理事に送ったほうがよい場合もある。

### 3. 作成期間

一週間以内とする。

次回開催日まで余裕のないときは、3～4日で作成しなければならないので、サブ・セクレタリーと適宜に二分して、分担することがよい場合がある。

#### 4. 作成要領

- 1 簡潔を旨とすること。
- 2 決して録音テープに頼らないこと。委員会要求されているのは、「議事録」であって、「速記録」ではない。会議の経過と結果の容量を記録すれば足りるのである。
- 3 とはいうものの、1回だけの発言の機会しかなかった人については、できるだけ、議事録の記載にとどめるよう、配慮したい。
- 4 記録をとるに際して、議案によっては、資料に直接書き込むほうがよい場合もある。
- 5 議事日程と資料を参照しながら、記録を読み返し、次の諸事項につき、必要な訂正加除をすること（青字の使用がよい）
  - (1) 議題の通し番号
  - (2) 資料番号
  - (3) 資料の訂正箇所
  - (4) 提案説明の小見出し
  - (5) 補足説明の小見出し
  - (6) 特別意見・質疑応答・討論の小見出し
  - (7) 発言者の役職の表示の整理
  - (8) 字句の修正・補完
  - (9) 重複発言の取捨（上記3を配慮する）
  - (10) 議長の発言は、収録しない方針を貫くこと
  - (11) 文章の要約に際しては、発言の趣旨を損なわないよう注意すること
  - (12) 必要な場合は文章を補うこと
  - (13) 不穏当な発言や不適当な表現と思われるものについては、念のため発言者に照会すること
  - (14) 「質問」と「意見」を区別すること
  - (15) 可能なかぎり「質疑応答」と「討論」に整理して、配列しなおすこと
  - (16) 提出された動議については、何の動議か、小見出しを使うこと
  - (17) カッコや補助記号を整合させること
- 6 再度読み直しながら、大胆な削除を加えること。
- 7 ていねいに清書すること。
- 8 用紙は、字数を数えやすくするためマス目の用紙を使用すること。

#### 5. 作成上の注意

- 1 会議の名称は、略記せず、正式に記載すること。
- 2 日時・場所・出席者を記載。

- ・出席者名は、役職ごとに、姓のみで可。
- ・会議構成員とオブザーバーは分けて書くこと。
- ・欠席者名は書かなくてよい。
- 3 開会宣言者と時刻を表示する。
- 4 議長就任を明記する。
  - ・選出方法または就任根拠規定を示すことが望ましい。
- 5 議事録作成人・署名人（誰が誰を）
- 6 前回の議事録の承認（方法と結果）
- 7 資料の確認
  - ・担当者を明記することが望ましい。
  - ・資料は、当日配布資料を含めて、議事日程の順にしたがい、通し番号を付して、列記することが望ましい。
- 8 議題の確認
  - ・担当者を記載することが望ましい。
  - ・議題の訂正後の議題を掲げれば足りる。
- 9 新議題を採択したときは、議題を掲げ、提出者と採択した旨を記載することが望ましい。
- 10 議事日程の変更は、変更後の日程をかかげれば足りる。
- 11 会頭や議長の挨拶は、特に必要な部分のみでよい。
- 12 審議事項
  - (1) 議題を全文掲げること。
  - (2) 資料および訂正箇所の表示。
  - (3) 提案説明者の表示。説明内容は、資料に提案趣旨が記載されているときは、省略することが望ましい。
  - (4) 補足説明についても同様。
  - (5) 発言者の役職は、初出時のみ表示すれば足りる。
  - (6) 「動議の提出」は、その旨小見出しを使うと分かりやすい。
  - (7) セカンドの有無を明記する。（セカンド署名は不要）
  - (8) 議長職権による議事進行については、特に必要なもののみ記載すれば足りる。
  - (9) 採決は、何について、どのような方法でしたか、明記する。
  - (10) 賛成、反対、白票の票数を明記する。
  - (11) 案件によっては、可決された原案または修正動議の要旨を摘記すること。

#### (参考例)

議長は、原案を整理して議場にはかり、挙手によって採決の結果、賛成×、反対×、

- 白票×で、次の通り承認可決した。
- 1) …
  - 2) …
- 13 「協議事項」は採決を要しない。提案者と協議の概要を摘記すれば足りる。
- 14 報告事項、監事所見等についても、簡潔にまとめること。
- 15 閉会宣言者と閉会時刻を明記する。
- 16 最後に、日付と会議の名称を表示して、関係者署名捺印のこと。
- (参考例)
- 年月日  
 ○○青年会議所 6月定例理事会  
 議長・理事 ○○○○  
 議事録作成人 ○○○○  
 議事録署名人 ○○○○  
 同 ○○○○
- 17 清書し終わったら、読み返すこと。
- 18 発言者に出欠マークがついているか、出欠簿を点検すること。
- 19 事務局送付分については、次のとおりゴシック活字使用の指示をすること。
- (1) 議事次第
  - (2) 議 題
  - (3) 資料の訂正箇所
  - (4) 「質疑応答」「討論」の小見出し
  - (5) 「発言者名」
  - (6) 修正動議
  - (7) 採決、およびその結果

## 会館管理・運営規定

- 第1条 この規定は一般社団法人佐賀青年会議所会館の使用について規定する。
- 第2条 この会館は会館建設の趣旨にのっとり、また青年会議所運動の目的を推進する場として会館を効果的に使用することを目的とする。
- 第3条 この会館は前条の目的を達成する為に会員及び非会員の広く貸し出す。
- 第4条 会館を使用する者は所定の書式により理事長に申し込むものとする。
- 第5条 会館の使用は原則として申し込み順により許可する。会館使用の申し込みが重複競合した場合には次の順序により許可する。
- (1) 佐賀青年会議所公式スケジュールによる諸会議及び委員会
  - (2) 佐賀青年会議所・地区協議会・ブ

- ロック協議会が主催する会議
- (3) 会員(特別会員を含む)を伴う諸会議
  - (4) 非会員による諸会議

第6条 会館及びその他の使用料金については下記の通りとする。

会 員 1時間につき 500円  
 非会員 1時間につき 1,000円  
 空調設備使用料金 1時間につき 500円

会館使用料金について理事長が必要と認めた使用に関しては割引きあるいは、これを免除することができる。

第7条 この会館の開館時間は下記の通りとする。

月曜日～金曜日(午前9時～午後時)  
 土・日曜日・祝日は原則として開館しない。

第8条 会館の使用時間については原則として開館時間内とし理事長の許可を得た場合はこの限りではない。

第9条 この会館を使用する者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物を持ち込まない事。
- (2) 施設・設備・備品等を破損又は亡失した時は修理、または弁償する事。
- (3) 準備・後片付けはすべて使用者で行う事。
- (4) 火の用心には特に注意をする事。
- (5) 使用責任者は会議終了後施錠を確認して退館する事。
- (6) その他管理者の注意する事項。

第10条 会館内駐車場で利用者の物品、車両その他の盗難、車両破損等の被害については利用者の責任とし、当会議所は一切の責任を負わないものとする。

第11条 理事長が次の各号に該当する場合に会館の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 一般社団法人佐賀青年会議所の運営に支障をきたすと判断した時。
- (2) 保安上の危険があると判断した時。
- (3) 使用目的または条件に違反して会館を使用すると判断した時。

第12条 理事長はこの規定の実施のため必要な諸規則を理事会を経て定めることができる。

第13条 この規則は昭和61年1月23日より実施する。

第14条 この規則は平成11年1月1日より実施する。

## 減価償却積立金規則

### 第1条（目的）

この規定は、本会議所に設置されている減価償却積立金について、その目的及び管理等の方法を定めるものである。

### 第2条（積立金の目的）

減価償却積立金（以下、「当積立金」と言う。）は、佐賀青年会議所会館が、建築後50年程度にて建替えを要することから、その建替え費用とするために金銭を積み立てるものである。

### 第3条（積立金の使用目的）

- 1 当積立金は、佐賀青年会議所会館の建替え・新築費用以外の目的に使用することはできない。
- 2 前項の規定に関わらず、佐賀青年会議所会館の維持・管理及び改修に必要な場合及び本会議所の運営上必要であると理事会が認める場合に限り、当積立金を使用することができる。

### 第4条（管理方法）

- 1 当積立金は、当会議所の一般会計から分離・独立して管理するものとする。
- 2 当積立金の管理方法を変更する場合には、理事会の議決を経ることを要する。

### 第5条（積立金の使用）

当積立金を使用する場合には、その使用目的及び使用金額について総会に諮り、その承認を得ることを要する。但し、緊急の場合、理事会の承認を以て使用することができる。尚、この場合速やかに総会での承認を得るものとする。

### 第6条（積立金への繰入）

当会議所は、総会の決議をもって、当会議所の毎年の支出額より、一定金額を当積立金に繰り入れることができる。

### 第7条（規則の変更）

本規則を変更する場合、理事会に諮り、その承認を得ることを要する。

### 第8条（細則）

当積立金に関し本規則に定めのない事項は、理事会が別に協議して決する。

### 第9条（附則）

当規則は、平成22年12月6日より施行する。

## 周年事業積立金規則

### 第1条（目的）

本会議所に、周年事業積立金を置く。

### 第2条（積立金の目的）

周年事業積立金は、当会議所が設立年度より起算して5年又は10年ごとに記念事業を行うにあたり、当会議所が目的とする公益事業を行うための費用とするために、金銭を積み立てるものである。

### 第3条（積立金の使用目的）

当積立金は、当会議所が設立年度より起算して5年又は10年ごとに開催する記念事業のための費用としてのみ使用することができる。

### 第4条（管理方法）

- 1 当積立金は、当会議所の一般会計から分離・独立して管理するものとする。
- 2 当積立金の管理方法を変更する場合には、理事会の議決を経ることを要する。

### 第5条（積立金の使用）

当積立金を使用する場合には、その使用目的及び使用金額について総会に諮り、その承認を得ることを要する。

### 第6条（積立金への繰入）

当会議所は、総会の決議をもって、当会議所の毎年の支出額より、一定金額を当積立金に繰り入れることができる。

### 第7条（事業計画の策定）

本会議所は、記念事業終了後遅滞なく、次回の記念事業のための計画を立案しなければならない。

### 第8条（規則の変更）

本規則を変更する場合、理事会に諮り、その承認を得ることを要する。

### 第9条（細則）

当積立金に関し本規則に定めのない事項は、理事会が別に協議して決する。

### 第10条（附則）

当規則は、平成22年12月6日より施行する。

(一社)佐賀青年会議所2023年度収支予算書

○収入の部

(単位:円)

項目	勘定科目	単価	人員	2022年 補正後予算額	単価	人員	2023年 当初予算額	摘要
受取入金	入金	40,000	23	920,000	40,000	20	800,000	目標20名
受取会費	正会員会費			11,150,000	120,000	84	10,080,000	
	臨時会費			0			0	
事業収益	登録費収益			0			0	
	広告料収益			1,420,000			0	佐賀城下菜の国まつり協賛金
受取補助金	地域活性化事業			2,330,000			0	佐賀城下菜の国まつり補助金
	支援事業			0			0	
	国際交流事業			0			0	
受取寄付金	JCカード利用手数料還元金			30,000			30,000	日本青年会議所より
雑収益	受取利息			1,000			1,000	定期利息
	事務委託費			140,000			140,000	佐賀ブロック協議会より
	事務委託費			200,000			200,000	佐賀青年会議所シニア・クラブより
	卒業生記念品代	10,000	16	160,000	10,000	21	210,000	卒業生より
	その他			120,000			120,000	自販機収入など
財務活動収入	減価償却積立預金取崩収入			0			0	減価償却積立預金を本部会計へ
	周年事業積立預金取崩収入			0			0	周年事業積立預金を本部会計へ
	当期収入合計(A)			16,471,000			11,581,000	
	前期繰越収支差額			2,849,826			3,214,677	前年度の流動資産から流動負債を差引いた金額
	収入合計(B)			19,320,826			14,795,677	

○支出の部

項目	勘定科目	単価	人員	2022年 補正後予算額	単価	人員	2023年 当初予算額	摘要
支払負担金	JCI会費	1,573		164,736	2,158	84	181,272	
	日本JC基本金			60,000			60,000	51名からは、25名増すごとに15,000円を加算
	日本JC付加金	5,000		475,000	5,000	84	420,000	
	国際協力資金	1,825		180,675	1,825	84	153,300	
	WeBelieve購読料	3,000		262,250	3,000	84	252,000	
	九地区運営負担金	4,000		338,000	4,000	84	336,000	運営負担金2,000円・地区大会登録料2,000円
	佐賀ブロックLOM負担金			30,000			30,000	
	佐賀ブロック会員負担金	3,500		318,500	3,500	84	294,000	
	出向費(日本JC)	20,000	15	300,000	20,000	15	300,000	
	出向費(九州地区)			0			0	
	佐賀JCシニア・クラブ入会金	10,000	16	160,000	10,000	21	210,000	
	支払負担金 計			2,289,161			2,236,572	
事務費	給料手当			1,712,000			1,680,000	
	福利厚生費			20,000			20,000	労働保険料など
	通信運搬費			615,000			500,000	電話FAXネット利用料・葉書切手代・郵送関係費など
	広報費			79,200			0	WEBサイト更新制作料
	印刷製本費			1,493,000			1,350,000	基本資料・会員名簿・ネームプレート台紙・印刷関係費など
	消耗品費			577,000			500,000	会館備品・ネームプレート・JCバッチ代など
	光熱水料費			732,000			650,000	電気・ガス・水道・灯油代など
	支払手数料			80,000			80,000	振替手数料・振込手数料・法人INB基本手数料など
	保険料			144,650			144,650	JC会館火災保険料
	租税公課			35,000			35,000	理事登記変更代・収入印紙代
	法人税			81,000			81,000	法人市民税60,000円・法人県民税21,000円
	事務費 計			5,568,850			5,040,650	
雑費	雑費(全国大会招致)			103,915			150,000	
	雑費			100,000			100,000	新聞代・事務用品以外の備品代など
	警備料			238,920			238,920	JC会館警備料
	会館維持費			850,000			420,000	ゴミ収集代・WAX清掃代・消防点検代・修繕費など
	雑費 計			1,292,835			908,920	
顧問料	会計顧問料			110,000			110,000	
	顧問料 計			110,000			110,000	
会議費	会議費			270,000			150,000	会場 駐車場使用料・Zoomライセンス費など
	会議費 計			270,000			150,000	
賃借料	土地賃借料			543,280			543,280	JC会館土地賃借料
	リース料			380,000			300,000	印刷機とパソコンのリース料・再リース料など
	賃借料 計			923,280			843,280	
渉外費	渉外費			340,000			300,000	御禮代・御土産代など
	慶弔費			205,000			120,000	結婚祝い・長子出産祝い・佛花代など
	理事長活動費			150,000			150,000	寸志・理事長経験者バッチ代・活動費など
	褒賞費			45,000			55,000	褒賞品・額縁代など
	諸会費			8,000			8,000	西神野自治会会費・外部団体会費など
	渉外費 計			748,000			633,000	
事業費	総務・広報委員会			0			0	総務・広報委員会
	会員拡大・研修委員会			332,830			100,000	会員拡大・研修委員会
	まちづくり委員会			3,750,000			300,000	まちづくり委員会
	国際・交流委員会			266,000			350,000	国際交流委員会
	ビジネス・防災対策委員会			332,390			300,000	災害対策委員会
	事業費 計			4,681,220			1,050,000	
研修費	佐賀ブロック大会登録料	3,000	78	234,000	3,000	84	252,000	
	九州地区大会			0			0	
	大会参加補助費			0			0	ASPAC・全国大会登録補助
	登録料			8,000			8,000	京都會議登録料
	研修費 計			242,000			260,000	
その他支出	雑損失			0			0	
	雑損失 計			0			0	
財務活動支出	減価償却積立預金積立支出			26			0	減価償却積立預金の受取利息・口座開設
	周年事業積立預金積立支出			26			0	周年事業積立預金の受取利息・口座開設
	当期支出合計(C)			16,125,398			11,232,422	
	当期収支差額(A)-(C)			345,602			348,578	
	次期繰越収支差額(B)-(C)			3,195,428			3,563,255	

<2023年度 年間スケジュール>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
常任理事会	12月27日(火)	1月18日(水)	2月17日(金)	3月20日(月)	4月17日(月)	5月18日(木)	6月19日(月)	7月18日(火)	8月17日(木)	9月19日(火)	10月20日(金)	11月17日(金)
理事会	4日(水)	2日(木)	2日(木)	3日(月)	2日(火)	2日(金)	3日(月)	2日(水)	1日(金)	2日(月)	2日(木)	1日(金)
全国大会進捗会議	24日(火)	21日(火)	22日(水)	21日(金)	22日(月)	21日(水)	24日(月)	21日(月)	21日(木)	23日(月)	21日(火)	21日(木)
例会	17日(火)	15日(水)	14日(火)	14日(金)	15日(月)	14日(水)	13日(木)	16日(水)	14日(木)	16日(月)	14日(火)	9日(土)
総会	17:30~	19:30~	19:30~	19:30~	19:30~	19:30~	19:30~	19:30~	19:30~	19:30~	19:30~	19:30~
	総会	例会	例会	例会	例会	例会	例会	総会	例会	総会	例会	例会
	総務・広報	会員拡大	国際交流	災害対策	国際交流	会員拡大	まちづくり	総務・広報	災害対策	総務・広報	まちづくり	国際交流
総務・広報室	6日(金)	6日(月)	6日(月)	5日(水)	8日(月)	6日(火)	5日(水)	7日(月)	6日(水)	10日(火)	7日(火)	6日(水)
まちづくり室	5日(木)	7日(火)	7日(火)	6日(木)	9日(火)	6日(火)	6日(木)	8日(火)	7日(木)	10日(火)	7日(火)	7日(木)
災害対策支援室	6日(金)	7日(火)	6日(月)	6日(木)	8日(月)	7日(水)	5日(水)	7日(月)	7日(木)	11日(水)	8日(水)	6日(水)
会員拡大研修・国際室	10日(火)	6日(月)	7日(火)	5日(水)	9日(火)	7日(水)	6日(木)	8日(火)	6日(水)	11日(水)	8日(水)	7日(木)
国際交流委員会												
事業名	新年会	厄入厄晴	対話集会	献血運動				佐賀城下		河川清掃		卒業年を送る会
開催場所	17日(火)	12日(日)	17日(金)	河川清掃				栄の国まつり				
事業名												
開催場所												
役員会議	13日(金)	16日(木)	13日(月)	18日(火)	16日(火)	16日(金)	19日(水)			18日(水)	20日(月)	18日(月)
開催場所												
会員会議所会議	25日(水)	24日(金)	28日(火)	25日(火)	25日(木)	26日(月)	27日(木)			25日(水)	28日(火)	25日(月)
開催場所	鹿島	佐賀	武雄	唐津	鳥栖	伊万里	陶部有田		鳥栖	唐津	佐賀	鹿島
大会等												
開催場所								九州コンファレンス				
								熊本				
								未定				
会務役員	9日(月)	3日(金)	7日(火)	4日(火)	9日(火)	2日(金)	5日(水)			5日(火)	7日(火)	1日(金)
役員会議	17日(火)	21日(火)	22日(水)	18日(火)	23日(火)	20日(火)	19日(水)			19日(火)	21日(火)	8日(金)
開催場所	熊本	久留米	大分	鹿島	佐世保	五名	熊本		延岡	阿久根	WEB	天草
会員会議所会議	20日(金)						21日(金)				27日(月)	
開催場所	京都						横浜				未定	
JCI・日本JC	京都会議	JCI諸会議・NOM事業	ASPAC	サマーコンファレンス						全国大会	JCI世界会議	
開催場所	京都	インドネシア	インドネシア	横浜			横浜			東京	スイス	
	19日~22日	10日~13日	10日~13日	22日~23日			22日~23日			6日~8日	14日~18日	
その他	シニア総会	日本JC総会	日本JC総会	国際アカデミー			静岡			日本JC総会		
	佐賀	東京	東京							東京		
	28日(土)	25日(土)	25日(土)							7日(土)		

<注記>

※1月総会は17:30から開始予定  
 ※12月例会は時間変更の可能性あり



# 正味財産増減計算書

令和4年1月1日から令和4年12月31日まで

(単位:円)

科目	金額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
① 経常収益	
(1) 受取入会金	
受取入会金	920,000
(2) 受取会費	
正会員会費	11,150,000
臨時会費	0
賛助会員会費	0
(3) 事業収益	
登録費収益	0
広告料収益	1,420,000
(4) 受取補助金等	
地方公共団体補助金	2,330,000
地域活性化事業	0
支援事業	0
国際交流事業	0
(5) 受取寄付金	
受取寄付金	24,186
(6) 雑収益	
受取利息	141
雑収益	551,620
(A) 経常収益合計	16,395,947
② 経常費用	
(1) 事業費	
委員会事業費	4,610,331
事業費合計	4,610,331
(2) 管理費	
給料手当	1,711,025
福利厚生費	19,135
会議費	269,070
通信運搬費	614,748
減価償却費	507,150
広報費	79,200
消耗品費	576,960
印刷製本費	1,492,818
研修費	242,000
光熱水料費	731,157
賃借料	921,091
保険料	144,650
顧問料	110,000
租税公課	31,750
渉外費	744,520
支払負担金	2,289,161
支払手数料	75,298
雑費	1,287,130
管理費合計	11,846,863
(B) 経常費用合計	16,457,194
評価損益等調整前当期経常増減額 (A) - (B)	△ 61,247
評価損益等計	0
当期経常増減額	△ 61,247
2. 経常外増減の部	
① 経常外収益	
経常外収益合計	0
② 経常外費用	
雑損失	0
経常外費用合計	0
当期経常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 61,247
法人税・住民税及び事業税	81,000
当期一般正味財産増減額	△ 142,247
一般正味財産期首残高	16,287,567
一般正味財産期末残高	16,145,320
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	16,145,320

# 貸借対照表

令和4年12月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資 産 の 部			
①流動資産			
現金	119,256		
預金	1,695,421		
未収会費	1,370,000		
未収金	30,000		
流動資産合計	3,214,677	3,214,677	
②固定資産			
(1)特定資産			
周年事業積立預金	1,500,026		
減価償却積立預金	5,251,967		
特定資産合計	6,751,993		
(2)有形固定資産			
建物	24,500,000		
減価償却累計額 △	18,466,950		
有形固定資産合計	6,033,050		
(3)無形固定資産			
電話加入権	145,600		
無形固定資産合計	145,600		
固定資産合計		12,930,643	
資産の部合計			16,145,320
II 負 債 の 部			
①流動負債			
未払金	0		
流動負債合計		0	
②固定負債			
	0		
固定負債合計	0	0	
負債の部合計			0
III 正 味 財 産 の 部			
①指定正味財産			
②一般正味財産	16,145,320		
正味財産の部合計		16,145,320	
負債及び正味財産合計			16,145,320

# 財 産 目 録

令和4年12月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		金額
<b>I 資産の部</b>		
①流動資産	現金預金	1,814,677
	現金	119,256
	普通預金	
	佐賀銀行 No.1665919	1,695,421
	佐賀信金 No.0000088	0
	佐賀共栄 No.0202018	0
	未収会費	1,370,000
	未収金	30,000
	流動資産合計	3,214,677
②固定資産		
(1)特定資産	周年事業積立預金	1,500,026
	佐賀共栄 No.1027900-013	500,009
	佐賀共栄 No.1027900-014	1,000,017
	減価償却積立預金	5,251,967
	佐賀銀行 No.81635	600,000
	佐賀銀行 No.850289	150,000
	佐賀信金 No.0681717	1,001,863
	佐賀共栄 No.1027900-003	1,000,000
	佐賀共栄 No.1027900-005	1,000,000
	佐賀共栄 No.1027900-006	500,000
	佐賀共栄 No.1027900-012	500,104
	佐賀共栄 No.1027900-010	300,000
	佐賀共栄 No.1027900-011	200,000
	特定資産合計	6,751,993
(2)有形固定資産	建物 (JC会館取得価格)	24,500,000
	減価償却累計額 △	18,466,950
	有形固定資産合計	6,033,050
(3)無形固定資産	電話加入権 (TEL 32-1565 76年6月購入)	72,800
	電話加入権 (FAX 30-6964 82年1月購入)	72,800
	無形固定資産合計	145,600
	固定資産合計	12,930,643
	資産合計	16,145,320
<b>II 負債の部</b>		
①流動負債		0
	流動負債合計	0
②固定負債	未払金	0
	固定負債合計	0
	負債合計	0
	正味財産	16,145,320

監査の結果、計算書類は(一社)佐賀青年会議所の2022年12月31日現在の財政の状態及び同日をもって終了する事業年度の収支の状態を正しく示しているものと認める。

2023年度1月4日  
一般社団法人佐賀青年会議所

監事

鬼島 勝 助 

監事

井内 政 徳 

(一社)佐賀青年会議所2022年度収支決算書

令和4年1月1日から令和4年12月31日まで

○収入の部

(単位:円)

項目	勘定科目	単価	人員	当初予算額	10月補正後 予算額	12月補正後 予算額	決算額	差異	摘要
受取入会金	入会金	40,000	20	800,000	840,000	920,000	920,000	0	新入会員23名
受取会費	正会員会費	120,000	80	9,600,000	11,140,000	11,150,000	11,150,000	0	新入会員23名 退会者3名
	臨時会費			0	0	0	0	0	
事業収益	登録費収益			0	0	0	0	0	
	広告料収益			0	1,420,000	1,420,000	1,420,000	0	第51回佐賀城下業の国まつり協賛金
受取補助金	地域活性化事業			0	2,330,000	2,330,000	2,330,000	0	
	支援事業			0	0	0	0	0	
	国際交流事業			0	0	0	0	0	
受取寄付金	JCカード利用手数料還元金			30,000	30,000	30,000	24,186	-5,814	日本青年会議所より
雑収益	受取利息			1,000	1,000	1,000	141	-859	定期利息
	事務委託費			140,000	140,000	140,000	140,000	0	佐賀ブロック協議会より
	事務委託費			200,000	200,000	200,000	200,000	0	佐賀青年会議所シニア・クラブより
	卒業生記念品代	10,000	17	170,000	160,000	160,000	160,000	0	1名減
	その他			120,000	120,000	120,000	51,620	-68,380	自販機収入など
財務活動収入	減価償却積立預金取崩収入			0	0	0	0	0	減価償却積立預金を本部会計へ
	周年事業積立預金取崩収入			0	0	0	0	0	周年事業積立預金を本部会計へ
	当期収入合計(A)			11,061,000	16,381,000	16,471,000	16,395,947	-75,053	
	前期繰越収支差額			2,849,826	2,849,826	2,849,826	2,849,826		前期の流動資産から流動負債を差引いた額
	収入合計(B)			13,910,826	19,230,826	19,320,826	19,245,773	-75,053	

○支出の部

項目	勘定科目	単価	人員	当初予算額	10月補正後 予算額	12月補正後 予算額	決算額	差異	摘要
支払負担金	JCI会費	1,573	79	131,456	129,792	164,736	164,736	0	23名増 3名減
	日本JC基本金			60,000	60,000	60,000	60,000	0	51名からは、25名増すごとに15,000円を加算
	日本JC付加金	5,000	79	395,000	390,000	475,000	475,000	0	23名増 3名減
	国際協力資金	1,825	79	144,175	142,350	180,675	180,675	0	23名増 3名減
	WeBelieve購読料	3,000	79	237,000	234,000	262,250	262,250	0	23名増 3名減
	九地区運営負担金	4,000	79	316,000	338,000	338,000	338,000	0	23名増 3名減
	佐賀ブロックLOM負担金			30,000	30,000	30,000	30,000	0	
	佐賀ブロック会員負担金	3,500	79	276,500	318,500	318,500	318,500	0	23名増 3名減
	出向費(日本JC)	20,000	15	300,000	300,000	300,000	300,000	0	
	出向費(九州地区)			0	0	0	0	0	
佐賀JCシニア・クラブ入会金	10,000	17	170,000	160,000	160,000	160,000	0	1名減	
	支払負担金 計			2,060,131	2,102,642	2,289,161	2,289,161	0	
事務費	給料手当			1,680,000	1,680,000	1,712,000	1,711,025	975	
	福利厚生費			20,000	20,000	20,000	19,135	865	労働保険料など
	通信運搬費			500,000	500,000	615,000	614,748	252	電話FAXネット利用料・書写切手代・郵送関係費など
	広報費			79,200	79,200	79,200	79,200	0	WEBサイト更新制作料
	印刷製本費			1,450,000	1,450,000	1,493,000	1,492,818	182	基本資料・会員名簿・ネームプレート台紙・印刷関係費など
	消耗品費			450,000	530,000	577,000	576,960	40	会館備品・ネームプレート・JCバッジなど
	光熱水料費			650,000	650,000	732,000	731,157	843	電気・ガス・水道・灯油代など
	支払手数料			80,000	80,000	80,000	75,298	4,702	振替手数料・振込手数料・法人INB基本手数料など
	保険料			144,650	144,650	144,650	144,650	0	JC会館火災保険料
	租税公課			35,000	35,000	35,000	31,750	3,250	理事登記簿変更代・収入印紙代
	法人税			81,000	81,000	81,000	81,000	0	法人市民税60,000円・法人県民税21,000円
		事務費 計			5,169,850	5,249,850	5,568,850	5,557,741	11,109
雑費	雑費(全国大会招致)			0	103,915	103,915	103,915	0	全国大会招致関係費(7/31現地調査)
	雑費			100,000	100,000	100,000	99,171	829	新聞代・事務用品以外の備品代など
	警備料			238,920	238,920	238,920	238,920	0	JC会館警備料
	会館維持費			400,000	420,000	850,000	845,124	4,876	ゴミ収集WAX清掃代・消防点検代・消火器と誘導灯の交換・事務用エアコン取替代
	雑費 計			738,920	862,835	1,292,835	1,287,130	5,705	
顧問料	会計顧問料			110,000	110,000	110,000	110,000	0	会計顧問料
	顧問料 計			110,000	110,000	110,000	110,000	0	
会議費	会議費			100,000	150,000	270,000	269,070	930	総会会場料・駐車場使用料・ZOOMライセンス費など
	会議費 計			100,000	150,000	270,000	269,070	930	
賃借料	土地賃借料			543,280	543,280	543,280	543,280	0	JC会館土地賃借料
	リース料			550,000	380,000	380,000	377,811	2,189	印刷機、コピー機、パソコンのリース料・再リース料
	賃借料 計			1,093,280	923,280	923,280	921,091	2,189	
渉外費	渉外費			150,000	300,000	340,000	339,633	367	御禮代・御土産代など
	慶弔費			120,000	190,000	205,000	204,837	163	結婚祝い・長子出産祝い・佛花代など
	理事長活動費			150,000	150,000	150,000	149,050	950	寸志・理事長経験者バッジ代・活動費など
	褒賞費			45,000	45,000	45,000	45,000	0	褒賞品・額縁代など
	諸会費			8,000	8,000	8,000	6,000	2,000	西神野自治会会費・外部団体会費など
	渉外費 計			473,000	693,000	748,000	744,520	3,480	
事業費	総務・広報委員会			0	0	0	0	0	
	会員拡大・研修委員会			150,000	350,000	332,830	328,510	4,320	
	まちづくり委員会			300,000	4,050,000	3,750,000	3,727,129	22,871	
	国際・交流委員会			300,000	300,000	266,000	259,156	6,844	
	ビジネス・防災対策委員会			300,000	300,000	332,390	295,536	36,854	
	事業費 計			1,050,000	5,000,000	4,681,220	4,610,331	70,889	
研修費	佐賀ブロック大会登録料	3,000	80	240,000	234,000	234,000	234,000	0	3,000円×78名
	九州地区大会			0	0	0	0	0	
	大会参加補助費			0	0	0	0	0	
	京都会議登録料			8,000	8,000	8,000	8,000	0	登録料6,500円+基本資料1,500円
	研修費 計			248,000	242,000	242,000	242,000	0	
その他支出	雑損失			0	0	0	0	0	
	雑損失 計			0	0	0	0	0	
財務活動支出	減価償却積立預金積立支出			0	0	26	26	0	減価償却積立預金の受取利息・口座開設
	周年事業積立預金積立支出			0	0	26	26	0	周年事業積立預金の受取利息・口座開設
	当期支出合計(C)			11,043,181	15,333,607	16,125,398	16,031,096	94,302	
	当期収支差額(A)-(C)			17,819	1,047,393	345,602	364,851		
	次期繰越収支差額(B)-(C)			2,867,645	3,897,219	3,195,428	3,214,677		今期の流動資産から流動負債を差引いた額

2022年度会費・入会金徴収内訳					
項目			人員	金額	
当初予算			80名	9,600,000	
年初実数			80名	9,600,000	
会 退 員 資 格 喪 失 者	退会日	増加額	氏名	減少額	
	1	2022/1/31	10,000	古賀 醇治	110,000
	2	2022/10/31	100,000	下村 未咲紀	20,000
	3	2022/11/30	110,000	伊東 あずさ	10,000
	4				
	5				
	6				
	7				
増加額 計		220,000	減少額 計	140,000	
①現会員からの会費 合計				9,460,000	
新 入 会 員	入会金 20,000円	1年以内に同じ企業・団体からの入会者	0名	0	
	入会金 40,000円	新規入会者	23名	920,000	
	2月承認	会費(2~12月) 110,000円	6名	660,000	
	4月承認	会費(4~12月) 90,000円	4名	360,000	
	5月承認	会費(5~12月) 80,000円	3名	240,000	
	6月承認	会費(6~12月) 70,000円	1名	70,000	
	7月承認	会費(7~12月) 60,000円	2名	120,000	
	8月承認	会費(8~12月) 50,000円	2名	100,000	
	9月承認	会費(9~12月) 40,000円	1名	40,000	
	10月承認	会費(10~12月) 30,000円	2名	60,000	
	11月承認	会費(11~12月) 20,000円	2名	40,000	
②新入会員からの会費 合計			23名	1,690,000	
会費徴収額 合計 ①+②				11,150,000	
入会金徴収額 合計			23名	920,000	
2022年 最終会員数 ※内)卒業生16名				100名	
2023年 年初会員数				84名	

公益社団法人日本青年会議所  
九州地区協議会  
佐賀ブロック協議会  
関係資料編

## 公益社団法人日本青年会議所 2023 年度 会頭所信

麻生 将豊

### 0.はじめに

ある先輩が LOM で挨拶されるときに必ずと言っていいほど言われることがある。「なぜお前たちは現実的なことばかりやって夢を語らないんだ。自分たちはこの地域を少しでも良くするために無謀と思われることでも夢を真剣に語り合って、実現をしてきたのに」

子供のころ私たちは将来の夢がありました。スポーツ選手、戦隊ヒーロー、医師、弁護士…。しかし、大人になるにつれて私たちは現実に触れ、そんな夢について現実を言い訳に実現可能なものへと無意識に変化させてきました。

JC においてもこれは同様で、入会当初は無謀なことを様々な形で実現しようと挑戦しますが、在籍年数が増えるにつれて、経験則から実現可能なものやリスクが低く単年度で実現可能なものを後輩に選択させるよう誘導してしまい、無謀とも思える挑戦を避けさせるようになってしまったように感じます。それが悪いとは思いませんが、先輩たちが持っていた情熱からすると熱量が低くなったように感じられているのではないのでしょうか。事実、私自身も経験を経るにつれ、よく言っていたのは「それは現実的に難しいから、こっちに変えよう」や「それはすぐに結果が出ないし、検証ができそうにないからこっちにした方が良い」など、リーダーではなくマネージャーとして、夢ではなく1年間という短い期間で達成感があり実現可能なものを選択させるような動きをしてきたように思います。JC は本来リーダーを育成する団体であるにもかかわらず。

では、リーダーとは何なのでしょう。辞書でこの意味を調べると、先導者や統率者という言葉が出てきます。その中で、共通することは誰かを導くということです。確かに、実際に達成できることに導いているという点では成長しているのかもしれませんが、未来

を見据え、地域をそして日本を明るい豊かな社会へ導くという点では、1年間という短い期間で結果を出せることに終始してしまい、マネージングのプロを無意識のうちにリーダーとして扱ってしまっているのでしょうか。

本来、リーダーとは夢を語り、進むべき方向を示し、皆を導く人です。JCは日本を明るい豊かな社会にする団体です。だからこそ、我々JCに所属するメンバーは自分たちが夢描く最高の未来を創造し、その夢を現実にすべく全力で語り合い、それを実現できるように導けるリーダーとなるべく自己研鑽し、後輩たちを導かなくてはなりません。

## 1.JCとは

そもそもJCとは何をする団体なのでしょうか。設立趣意書を読むと「相互の啓発と社会への奉仕を通じて、全世界の青年と提携し、経済社会の現状を研究して進むべき方向性を明確にし、経済界の強力な推進力となり、日本経済の発展に寄与する。」と明記されており、「新日本の再建は、我々青年の仕事である」という志を立て、「国内経済の充実と国際経済との密接なる提携である」と組織の運動の方向性を示しています。つまり我々は日本経済の発展に寄与する団体であり、その手法としてメンバーが集い、相互啓発と社会への奉仕を通じて、世界的な経済社会の仕組みを学ぶのです。

「明るい豊かな社会」の定義は時代と共に変化してきました。戦後直後、日本の復興を目指した時代は、テレビ、洗濯機、冷蔵庫と言われる、いわゆる電化製品三種の神器が家庭にあることが人間の幸せの象徴であるようにマスコミがキャッチコピーとして使った時代であり、それが当たり前になった現代社会から見ると大きくかけ離れています。現代においては、LGBTQ+に始まる人間の個性や人格を尊重する社会や、SDGsのような持続可能でより良い世界を目指す国際指標が国連により制定されるなど、個人だけでなく全体を理解し全ての人々が一定以上の幸せを感じられる社会になることが至上目的に変化しています。JCI日本でも、2020年～2024年のストラテジックプランを制定し、「地域に根

差し、国を想い、世界を変えよう。」というビジョンの下、現在様々な形で今後の日本をどのようにすればより良い社会を未来に託せるのかを必死に考えながら1年間を邁進しています。その中で、青年経済人としての知見と、子育て世代を多く抱えた団体として、常に時代の変化に対応し、その時々求められる我々にとって最も幸せであり発展させられる方法を思い描き提起していくことで、日本を明るい豊かな社会にしていくことが我々JCなのです。

## 2.全てを変えてしまった現実があるからこそ

2022年現在は当たり前が当たり前でなくなった時代を迎えています。2020年初頭から始まった新型コロナウイルス感染症によるパンデミックによって今までの日常は消え去り、社会の様相は一変してしまいました。最近になり、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が解除されたことで、徐々に日常生活は取り戻しているかのように言われ始めていますが、私はそうは思えません。何も気にせず友人と集まって食事をしたり、JC活動ができたりしていた時代を懐かしく感じてしまいます。

with コロナからafter コロナへ時代が移り変わるように、人と人が画面越しにテレワークを活用して仕事をすることや、マスクを着けていることが当たり前の時代になり、JCとしても会議や事業や各種大会がWEBでも参加できることが当たり前になってきています。これは一概に悪いこととは思いませんし、様々な理由で参加できない人に機会を提供する観点からは素晴らしい取り組みだとも思います。反面、その弊害として実際に集まって会議をすることで得ていた、人と人が触れ合うからこそ生まれる新しいアイデアや、何気なく話していたことから生まれる気づきというものが無くなっているように感じます。こういった考え方は時代に反していると言われるかもしれませんが、私はこの時代だからこそリアルで行うことの意義であり意味を取り戻したいと考えます。様々な大会や事業がハイブリッド開催になったことで、安易にWEB参加を決めてしまい、その場にい

ることではか得られなかった「何か」を得る機会を失っていることも多くあるからです。ハイブリッドのやり方も進化し、メタバースなどを使いまるで現地にいるかのように過ごせることも可能になるのですが、現在はまだそこに至っていないからこそ私は開催方法を熟慮し、JCが政府と一緒に作り上げ、ブラッシュアップし続けているカンファレンス開催ガイドラインやお祭り・イベント等開催に向けた感染拡大防止ガイドラインをフル活用したうえで、会議や事業をリアルで開催していくことこそが、夢をより実現させる近道だと確信しています。「日本国の再建は我々青年の責務である」として立ち上がった先輩たちと同じ志をもって、新しい時代に対して我々が考える新しい価値観を提供することが我々に課せられた使命です。

### 3.組織の連携による組織力のさらなる強化

JCI 日本に求められていることは何でしょうか。JCI 日本は各 LOM の親団体ではなく、あくまでも総合連絡調整機関です。しかし、実態はどうでしょうか。実際、各 LOM からそう思われているのでしょうか。答えは多くの皆さんが感じられている通り、否だと私は感じます。「JCI 日本がやっている運動だからやらなければならない」と LOM は感じ、「JCI 日本が理事会で審議した運動だから LOM は当然やってくれる」と JCI 日本は考えているのではないのでしょうか。こんな歪な関係からは信頼関係は生まれませんし、逆に嫌悪感しか生まれません。本当に必要とすることを互いに議論し、日本にとって、そして各地で志を同じくする仲間にとって本当に必要なことを適切なタイミングで提供し、LOM にとって必要不可欠な総合連絡調整機関としての JCI 日本を全ての会員と共有しなければ、我々に未来はありません。

まずは、各 LOM からの情報を確実に収集し、それを事業に展開していく情報収集能力とスピード感、両者間の信頼関係を今以上のものにしていく連絡調整機能の強化が必須です。そのためには、地区協議会とブロック協議会の役割がとて重要になります。そして、

LOM に一番近い存在であるブロック協議会は今以上の LOM 支援を行い、地区協議会もそれに協力していく。さらに、JCI 日本の事業についても、LOM からその事業の必要性や有効性を協議会が収集し事業構築に活かすことで、世の中から本当に必要とされる事業を作り上げることができるのです。

JC は 40 歳までしかできません。だからこそ、その短い活動期間の中で自分たちが夢描いた地域の未来や、日本の未来を、全力で語り合い、全力で実現させなければなりません。本気で話すからこそ、その思いが周囲に伝わり実現のために大勢の人を巻き込んで進むことができます。そして、付和雷同ではなく和而不同の精神で本気で語り合う仲間が一人でも多く増えることで、さらに伝播する力を増すことができます。我々は今、JC しかなかった時代から JC もある時代に移行し、少子高齢化も相まって会員数が減少するという時代に直面しています。しかし、こうした掛け替えのない仲間を一人でも多く増やし、一緒に日本の未来を語り合えるリーダーを育成し、仲間と共に歩いていくことこそが日本の未来を照らす大きな力になると考えます。

#### 4.今こそ日本の存在感を取り戻す

日本の経済成長率は 0.3%であるのに対して、ASEAN 諸国に於いて一番高い国がシンガポール 7.6%、一番低いフィリピンでも 5.6%と大きく差をつけられています。また、アジア圏まで広げてみたとしても、日本が最低の数字であることは周知の事実です。反面、コロナ禍で状況は一変してしまいましたが、日本へ旅行に来る外国人観光客は 2010 年に 861 万人だったものが、2019 年には 3188 万人を超え 10 年弱で 4 倍近くまで躍進しました。これは日本の国内需要や、既存の輸出商品だけでは日本の経済成長は限界を迎えているものの、観光資源としての文化、伝統というコンテンツを武器に海外に対して勝負ができるということです。新型コロナウイルス感染症による規制が各国で収束に向けて動きだし、日本でも様々なことに対して行動制限の緩和が見え始めた今こそ、日本の底力をもって日

本の存在感を取り戻す時です。このチャンスを最大限に活かすためにも、今まで価値に気づくことができなかった質の高いコンテンツを発掘し、国内外に発信することが必要不可欠です。コロナ前とは異なる戦略を打ち出し、JCI とのつながりをフル活用し、我々の運動を全世界へ展開していくべきです。各国から求められるニーズを分析し、JCI と共に展開していくことで相乗効果をもたらし、互譲互助の精神で共に歩み、日本の存在感をさらに大きくするチャンスなのです。

こういった明るい話の裏でも、暗く悲しいことが世界では起きています。それは、2022年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵攻です。ロシア側の主張を言えば、親ロシア派の組織が占拠しているウクライナ東部で、ロシア系の住民をウクライナ軍の攻撃から守り、ロシアに対する欧米の脅威に対抗するという「正当防衛」と言っていますが、その真偽は分かりません。確実に言えることは、この侵攻によって大勢の子供や一般市民の尊い命が犠牲になり、大勢の人の生活と未来が侵害され、その悪影響はグローバル経済への大打撃という形で全世界に波及しました。何よりこの行為によって、主義、主張、立場は違えど、お互いを尊重し、安心・安全に生きられるという国際社会の良識が崩されているということは世界平和の根底を揺るがす事態です。こういう時代だからこそ、我々JCは国際のつながりを活かし、この問題に対応していくべきだと考えます。

人道支援はもとより、経済支援や様々な形での支援を JCI と協力し実施することで、さらなる国際の強いつながりを作る機会とし、今以上に強固な関係を各国の JC と構築すべきです。JCI に於いて JCI 日本の立場は、その貢献度に於いて揺るぎないものですが、会員数も減少傾向が止まらない今、新しい貢献の形が求められているのではないのでしょうか。これからも様々な形での貢献を求められるからこそ、このような形での関係強化によって JCI 日本の JCI における存在感をさらに増すだけでなく、国際社会での日本の立場をさらに向上していくべきなのです。

## 5.安心と安全

「国際社会は今、あからさまな武力による侵略という予想だにできなかった悲劇を目の当たりにしている。」この文章は2022年4月23日の日経新聞の社説である風見鶏に書かれていた一説です。我々世代の日本人は戦争を身近に感じたことが無かったといっても過言ではありません。イラク戦争の際にも、どこか遠くの国で起きているある種他人事だったと私は思います。しかしながら、今回のロシアが行った武力による一方的な侵略や、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射や核開発の動きは国を守るということを改めて考える必要性を生んだと感じます。

日本は四方を海に囲まれているために、地政学的にも大陸とは違い、常に他国から侵略されるという危険を感じずに過ごすことができてきました。事実、第二次世界大戦を除けば、元寇以外で他国から武力による侵略を受けたということはありません。結果的に、国を守るという意識が他国に比べて弱いように感じます。あなたの大切な人が危険に晒された時、なんとしてでも守りたいと思うことと同様の強さで、日本の置かれている立場を考えなければならぬのです。

ただし、日本でこの議論をするうえで全員が認識を一致させておかなければならないことがあります。それは、歴史を理解することが前提条件であるということです。第二次世界大戦中に東南アジア諸国に日本が軍国主義のもとに行った行動を忘れずにおかなければ、国防を軍事として考えた場合、他国からはもちろんのこと国民からもすんなりとは受け入れがたいものです。これまで、日本政府は外交という武器を手に、多角的観点を持って戦後日本を守ってきました。そして、政府だけでは届かない部分、経済、文化といった民間外交を民間が担い行ってきました。JCI 日本も民間の力を使い、これまでも様々な形で民間外交の一翼を担ってきました。しかしながら、今回の武力による一方的な侵略を目の当たりにした今、本当に外交だけでこれが解決できるのか国民が真剣に考えなくてはならない岐路に立ったと考えます。確かに日本には自衛隊があり、専守防衛という精神で国民を

守るために常に訓練し、国の有事の際には危険を顧みず活動してくれる方々がいます。「君たちは自衛隊在職中、国民から感謝歓迎されず、非難誹謗ばかり受けるかもしれない。(中略)しかし自衛隊が国民から感謝歓迎されるのは、外国からの武力攻撃や自然災害などで国家国民が困窮混乱している時だ。言い換えれば君たちが日陰者の時の方が国家国民は幸せなのだ。どうか耐えて貰いたい。」これは吉田元総理が行った防衛大学第1回卒業式での訓示です。憲法改正議論が進む昨今、自衛隊についてもその文言が今後検討されていく今だからこそ、我々も国を守るとは何かを真剣に考え、今後の外交という戦いを見つめ直す必要があります。

安心と安全は国を守ることだけではなく、我々の普段の生活にも当然必要です。世界一安心・安全な国日本。2022年7月8日に起きた安倍元総理銃撃事件によって、この国の神話は崩壊しました。一国の要人が白昼に公の場で銃撃され死亡したという事実は、この国が安心で安全な国だという認識を根底から覆す、卑劣で許されざる事件となりました。こういった事件が起きた今、我々は本当の意味で安心と安全とは何なのかを改めて考え、国を守るとは何なのか、真の安心と安全とは何かを真剣に議論しなければなりません。

また、災害も我々の安心と安全を脅かす大きな問題です。近年は大規模災害が多く発生し、年間のインフラ投資予算の三分の一が一度の災害で失われるという現状があります。防災や減災の取り組みは当事者にならないと緊急性を感じず、優先順位としては後回しになりがちですが、一度災害が起これば大きな悲しみを生み出します。平時から災害に対する意識をもち、今の我々にできることを常に考えて実行していく必要があります。

## 6.新しい当たり前を考える

日本は世界一安全な国だとよく海外の人は言います。我々にとっては当たり前ですが、夜公園を一人で歩いていても、酔いつぶれて路上で寝ていても海外のように犯罪に巻き込まれにくい、自動販売機が路上に置いてあっても盗まれないこと等は海外から見れば驚く

べき事例です。上下水道や道路が当たり前の様に整備され、停電を気にせずに電気が使えるということも世界から見れば凄いことなのです。しかし、日本人にとってこれは当たり前になってしまい、それが本来は幸せであることを忘れてしまっているのではないのでしょうか。しかし、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックにより、企業活動だけでなく、私生活に於いても様々な規制が行われ、大人だけでなく子供たちからも何の前触れもなく自由を奪い去ってしまったことで、生活は一変し、安心・安全以外の当たり前が崩壊してしまいました。

2年がたった今、当たり前が当たり前ではなくなってしまった時代に我々は何ができるのか、どうやって当たり前を取り戻そうかと必死にもがいた時期は過ぎ去り、今はこの不自由な自由とどうやって付き合い、その中で新しい形の幸せを見つけ出す時代に入ったと言えます。こんな時代だからこそ、我々は青年経済人としてだけでなく、子育て世代としても、本当の幸せとは何なのかを真剣に問い、何が正しいのかを様々な形で提示し、その可否を取っていく必要があります。

教育制度は大きく変わってきています。我々の親世代と言えば、二世帯住宅が当たり前で、サザエさんのように祖父母と一緒に暮らしているのが当たり前だったと聞きます。結果的に、教育は学校が行い、祖父母が一般常識や躰と言われる礼儀作法全般を孫に教えていました。しかし、核家族化や共働きすることが当たりの時代に入り、学校に求められることが過剰になってしまった結果、学校と親との間での歪みが生まれています。これを解決するためには地域の力が必要です。都会に近づけば近づくほど、近所付き合いが希薄になり、子供たちを地域で見守るということをしなくなりつつあるこの時代ではありますが、今こそ、その価値を見返すべきなのです。そのために必要なことは、子供に対しての教育ではなく、我々大人に対しての教育です。関西大学社会学部の保田教授によると、親が我が子と過ごす時間は母親で約7年6か月（65,700時間）、父親で約3年4か月（29,200時間）と非常に短い時間しか過ごせません。裏を返せば親ではなく他人と触れ

合う時間が圧倒的に長く、そちらで受ける影響が大きいのです。だからこそ、自分の子供でなくても、気にかけて、何か悪いことをしていれば当たり前前に注意をするなど、正しいことと正しく無いことをしっかりと認識するため、自分たちが子供の頃に大人から当たり前のようにされていたことをする必要があるので。

## 7.次世代への責任

日本では2020年10月に2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。これを踏まえ、経済産業省が中心となり「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定するなど、政府も本気でカーボンニュートラルに取り組んでいます。この成長戦略は今後成長が期待される14の分野に様々な提言が行われているわけですが、主に企業に対しての提言であって、個人個人に対して成されているわけではありません。しかし、このカーボンニュートラルということは企業の努力だけではとても足りず、個人としても大きな努力を強いられるものだと感じています。

JCI日本には自分たちの運動で世界を動かした経験があります。それは、1993年から始まった「もったいない運動」です。この運動は大勢の方の共感を得て、翌年にはJCI公式プログラムに昇華し、ノーベル平和賞をアフリカ人の女性として初めて受賞したワンガリ・マータイ氏からも共感を得て、「もったいない」から「MOTTAINAI」へさらに昇華させました。カーボンニュートラルにおいても、我々は日本人のもったいない精神に立ち戻って、まず身近なところから進めていくべきはないでしょうか。

1990年に約1000万トン使用されていた印刷用紙も、2008年のリーマンショック時で約300万トンという最大値を迎え、その後は減少し続けているものの現在でも約650万トンという高水準に高止まりをしています。近年、雑誌や新聞などもインターネットやスマートフォンアプリで見ることが増加傾向にあり、私自身も新聞を紙で読むことはほぼなくなりました。そうした中で、JCはまだ紙資料を多用する文化があり、食だけではない

新たなもったいない運動を 2023 年より展開していくべきだと考えます。企業は裏紙を使って印刷用紙の削減や、データを使った会議などを使いどんどん進化しているにもかかわらず、パソコンが企業に取り入れられるより先に、率先して会議に導入し活用してきた我々がこれ以上世の中から遅れるというわけにはいきません。さらには、こういった身近なものから環境に対して配慮することこそが、2050 年のカーボンニュートラルに我々が貢献できることだと考えます。

私たちは、四季が織りなす素晴らしい景色や、日本の伝統、食文化などを次世代に残していく義務と責任があります。その中でも、環境問題は全てのことに直接的にも間接的にもかかわる重要な問題です。個人でやっても意味がない、中小企業だから関係ないではなく、小さなことから始めて、次世代に私たちが負った責務を果たしていきましょう。我々国民一人ひとりの小さな一步の積み重ねこそが、環境問題を解決していく大きな一步につながると私は信じます。

## 8.最後に

JC には多種多様な人財がいます。私自身 2022 年で入会 12 年目を迎え、様々な出会いに恵まれました。確かに世の中で言われているようなマイナスの印象を持たれる行動をする人にも出会いましたが、圧倒的多数は違います。地域のことを真剣に考え、日本をより明るい豊かな社会にすべく夢を持って活動するメンバーが大勢います。この魅力を持った人間の集団が JC なのです。

地域や国をより良くすることは簡単ではありません。簡単ではないからこそ、自分が思い描いた夢を本気で語り、それを実現すべく付和雷同ではなく和而不同の精神で真剣に仲間と議論し、全力で突き進むことこそ、我々がリーダーとして示すべき姿なのだと確信していますし、多種多様な人財がいる JC だからこそ実現できるのだと信じています。

我々JCはこれからも自分たちの夢を真剣に語り合い、世の中に自分たちが考える理想の姿を示し、それを実現するために仲間や、様々な団体と協力し、覚悟を持って実現していかななくてはなりません。それこそがJCの存在価値であり、我々が先輩方から受け継いできた創始の理念だと思えます。その志を我々世代だけで完結することなく、次世代に伝え、全力で前を進み続けることで、今後のJCを今以上に価値のある団体にすることができるのです。このように志を高く持ち、夢に向かって全力で邁進できるJCだからこそ、今後も日本を明るい豊かな社会にすることができると私は確信します。

# 公益社団法人日本青年会議所 2023年度 基本資料

## 基本計画 (基本理念・基本方針)

### 基本理念

**夢溢れる未来を描き  
世界に冠たる日本を取り戻す**

### 基本方針

1. 国際連携の強化により魅せる日本の底力
2. 全ての好循環が生み出す魅力ある地域の実現
3. 日本の矜持を呼び覚まし次代に託せる国家の確立
4. 夢を描ける人財育成による組織体制の強化
5. 組織ブランディングの向上と夢を実現する組織運営

# 公益社団法人日本青年会議所

## 2023年度 基本資料

### 事業計画

[1] 日本青年会議所が主催し、各地会員会議所またはJCIと共に連携して行う運動・事業

1. 地域の魅力あるコンテンツを発掘する事業
2. 全ての人が身近な環境負荷を軽減させる運動

[2] 日本青年会議所が主催し、各地会員会議所またはJCIや各国青年会議所に対して、参加や参画など協力を依頼して行う事業

1. 京都会議 【1月】
2. サマーコンファレンス 【7月】
3. 全国大会東京大会 【10月】
4. 国際アカデミー
5. 青年経済人アカデミー
6. TOYP大賞
7. 褒賞
8. 各種視察団・使節団の派遣
9. 国際協力

[3] JCIが主催し、日本青年会議所が連携して行う運動・事業

1. JCI ASPAC(インドネシア/ジャカルタ) 【6月】
2. JCI 世界会議(スイス/チューリッヒ) 【11月】
3. JCI AWARDSへの申請 【5月・10月】
4. JCI TOYPへの申請 【5月】

[4] 会頭所信に基づき、地区協議会と連携する事業

1. 地域の魅力ある観光資源・文化・伝統等のコンテンツを発掘・発信する事業の企画・実施
2. 世界に発信できる地域ビジネスを発掘・発信する事業の企画・実施
3. 地区・ブロック協議会との連携による地域の魅力発信の企画・実施
4. JCカップU-11少年少女サッカー予選大会の企画・実施
5. 有事に備えた災害ネットワークの強化に関する事業の企画・実施
6. LOMが躍動するための新たな支援モデルの構築

[5] 会頭所信に基づき、ブロック協議会と連携する事業

1. LOMが躍動するための新たな支援モデルの構築
2. ブロックアカデミーの支援・推進
3. 各ブロック協議会が2023年度の運動の中で1つ以上選択し実践する事業





# 公益社団法人日本青年会議所 2023年度 基本資料(案)

## グループ構成(会議・委員会)

[2] 地域グループ (1会議/1特別委員会/5委員会)

全ての好循環が生み出す魅力ある地域の実現		手法	実施時期	対象者
<b>会議・委員会名及び活動概要</b>				
(1) 好循環地域確立会議【新設】	1.地域の魅力あるコンテンツの発掘	1 地域の魅力ある観光資源・文化・伝統等のコンテンツを発掘・発信する事業の企画・実施 2 世界に発信できる地域ビジネスを発掘・発信する事業の企画・実施 3 日本の魅力あるコンテンツ・ビジネスの世界へ発信するための連携 4 地域コンテンツの有効活用事例の調査・研究 5 有識者・各種関連団体との協議・連携	地区連 地区連 通年 通年 通年 通年 10月～12月	メンバー(一般・関係団体) メンバー(一般・関係団体) メンバー 一般 有識者・各種関連団体 メンバー メンバー メンバー
2.グループ運動の効果を高める連携	1 世界に通用する日本のコンテンツの共有 2 JGブランディング会議の運営による各会議・委員会からの対外発信情報の収集・連携・管理 3 アニュアルレポートの作成及びグループの取り纏め			
(2) サマーコンファレンス特別委員会【継続】	1.地域に好循環を生む政策成果の発信	1 地域に好循環を生むサマーコンファレンスの企画・実施 2 一般市民を巻き込んだサマーコンファレンスの開催 3 日本の魅力の世界へ発信するための連携 4 地区・ブロック協議会との連携による地域の魅力発信の企画・実施 5 各種メディア連携・対応	通年・サマコン 通年・サマコン 通年・サマコン 地区連 ～7月 ～7月	メンバー(一般) メンバー(一般) メンバー(一般) メンバー(一般) メンバー(一般) メディア
(3) 地球環境委員会【新規】	1.企業が実施する地球環境にやさしい運動の推進 2.身近にはじめられる地球環境にやさしい運動の推進 3.関係諸団体との連携	1 企業が環境に配慮したMOTTAINAI運動の推進 1 身近なところから始められるMOTTAINAI運動の推進 1 日本の運動を世界へ発信するための連携 2 有識者・各種関連団体との協議・連携・情報共有の窓口	通年・京都会議・サマコン 通年・京都会議・サマコン 通年 通年	メンバー(一般) メンバー(一般) メンバー(一般) 有識者・各種関連団体
(4) 社会課題解決推進委員会【新設】	1.地域での社会課題解決の推進 2.社会課題解決型スタートアップ企業への支援	1 価値デザインコンテストの企画・実施 2 新たな価値をデザインする企業を創出する事業の企画・実施 3 有識者・各種関連団体との協議・連携 4 グループ内会議・委員会との連携 1 社会課題解決で新潮流を生み出す企業の発信 2 企業支援プラットフォームの改善・発信力の向上	通年・サマコン 通年 通年 通年 通年 通年	メンバー(一般) メンバー(一般) 有識者・各種関連団体 メンバー(一般) メンバー(一般) メンバー(一般)
(5) TOYP委員会【継続】	1.TOYPによる社会により良い変化を起こす機会の創出 2.TOYPによる世界により良い変化を起こす機会の創出 3.若者が企業に挑戦できる社会環境の創出	1 JCI JAPAN TOYP事業の募集・選考会の企画・実施 2 JCI JAPAN TOYP事業の企画・実施 3 JCI JAPAN TOYP事業の要素分析・データベースの整理・蓄積及び活用 4 JCI JAPAN TOYP事業のブランディングの企画・実施 5 JCI TOYP事業の発信・申請支援 1 若者が夢をもって社会課題解決へ動くようになる事業の実施 1 若者がスタートアップしやすくなる社会環境の調査・研究	1～7月 7月 通年 通年 通年 通年	メンバー(一般) メンバー(一般・関係団体・関係者) メンバー(一般) メンバー(一般) メンバー(一般) 通年・京都会議・世界会議 メンバー(一般) メンバー(一般)

(6) 経営デザイン委員会【名称変更】

- 1.健全な企業経営による生産性向上の実現
- 2.経営基盤の強化

- 1 魅力ある企業へ変革する経営手法の推進
- 2 中小企業へのウェルビーイング経営の推進
- 1 ESGに対応した経営基盤を構築する事業の企画・実施

通年・サマコン  
通年・サマコン  
通年  
メンバー一般  
メンバー一般  
メンバー一般

(7) 地域スポーツ活性化委員会【名称変更】

- 1.JCカップU-11少年少女サッカー全国大会の実施
- 2.誰もが活躍できるesportsの推進
- 3.部活を地域で支えるシステムの構築

- 1 JCカップU-11少年少女サッカー予選大会の企画・実施
- 2 JCカップU-11少年少女サッカー全国大会の企画・実施
- 1 esportsを活用した地域活性化による経済効果の調査
- 2 esportsのイメージの向上に向けた調査・研究
- 3 esportsのイメージを向上させる事業の企画・実施
- 1 地域力を活用した部活動支援の企画・実施
- 2 各種関連団体と連携した部活動支援
- 3 地域と連携した部活動の調査・研究

地区連 2月～8月  
9月  
通年  
通年  
通年・サマコン  
通年  
通年  
通年  
メンバー一般・関係団体  
メンバー一般・関係団体  
メンバー一般・関係団体  
メンバー一般・関係団体  
メンバー一般・関係団体  
メンバー一般・関係団体  
メンバー一般・関係団体

# 公益社団法人日本青年会議所 2023年度 基本資料(案)

## グループ構成(会議・委員会)

### (3) 国家グループ (2会議/5委員会)

#### 日本の誇りを呼び覚まし次代に託せる国家の確立

##### 会議・委員会名及び活動概要

###### (1) 誇りある日本人確立会議【新設】

1. 未来に誇れる日本人の確立

2. グループの運動効果を高める業務

##### 手法

- 互謙互助の国家観を確立させる事業の推進
- コミュニティ教育を再生する事業の企画・実施
- 未来に誇れる日本人の底力を取り戻す事業の企画・実施
- 世界に通用する日本のコンテンツの共有
- JGブランドディング会議の運営による各会議・委員会からの対外発信情報の収集・連携・管理
- アニュアルレポートの作成及びグループの取り纏め

##### 手法

- 通年・京都会議
- 通年・サマコン
- 通年・全国大会
- 通年
- 通年
- 10月～12月

##### 実施時期

- メンバー一般
- メンバー一般
- メンバー一般
- メンバー
- メンバー
- メンバー

##### 対象者

- メンバー一般
- メンバー一般
- メンバー一般
- メンバー
- メンバー
- メンバー

###### (2) 全国大会運営会議【継続】

1. 2023年度の運動の検証並びに2024年度への継承

2. 開催地をはじめとする全国の地域の発展

3. 持続可能な全国大会の方針の研究と検証

4. 地方都市における全国大会の在り方についての調査研究

##### 手法

- 全国大会
- 全国大会
- 通年
- 通年
- 通年
- 通年

##### 実施時期

- メンバー一般
- メンバー一般
- 主管LOM
- 主管決定LOM
- 主管候補LOM
- メンバー
- メンバー

##### 対象者

- メンバー一般
- メンバー一般
- 主管LOM
- 主管決定LOM
- 主管候補LOM
- メンバー
- メンバー

###### (3) 強くしなやかな国土創造委員会【名称変更】

1. 国土強靱化のためのインフラの確立

2. 地域のレジリエンス力向上

3. 防災につながる災害ネットワークの強化

##### 手法

- インフラを推進する事業の企画・実施
- 地域の実情に即したレジリエンス向上事業の推進
- 有事に備えた災害ネットワークの強化に関する事業の企画・実施
- 災害が起きた場合の迅速な支援の展開

##### 実施時期

- 通年
- 通年
- 通年
- 通年

##### 対象者

- メンバー一般・関係者庁
- メンバー一般・関係団体
- メンバー一般・関係団体
- メンバー一般・関係団体

###### (4) 主権者意識向上委員会【名称変更】

1. 政治参画の在り方を議論できる社会の実現

2. 国家にふさわしい法制度の構築

3. 行政との関係構築

##### 手法

- 世代を問わず政治参画の在り方を議論する事業の企画・実施
- 国民投票法に関する事業の企画・実施
- 各種選挙における投票方法の調査・提言
- 行政との情報交換と一次情報の取得の推進・連携・情報発信

##### 実施時期

- 通年
- 通年
- 通年
- 通年

##### 対象者

- メンバー一般・関係者庁
- メンバー一般・関係者庁
- メンバー一般・関係者庁
- メンバー一般・関係者庁

(5) 国の安全確立委員会【名称変更】					
1. 国家に根差した安全の確立	1 道徳を中心とした教育を推進し国の安全を確立する事業の企画・実施				
2. 国土と国民生活を守る防衛策の確立	2 国民が国防の在り方に関して議論する事業の企画・実施				
3. サイバーセキュリティ対策の推進	1 領土領海に関する調査・研究				
4. 関係団体との連携	1 サイバーセキュリティ対策の調査・研究				
	1 日本JC日口友好の会等との調整				
(6) 多様な社会推進委員会【名称変更】					
1. 誰もが活躍しやすくなる社会の実現	1 無意識バイアスによる偏見がない社会を構築する事業の推進				
2. 中小企業から進める社会的包摂の実現	2 多様な人材が活躍しやすくなる社会を実現する事業の企画・実施				
	1 中小企業における社会的包摂の実装実現に関する事業の企画・実施				
	2 多様な人材の雇用推進に関する調査・研究				
(7) 次世代社会デザイン委員会【名称変更】					
1. 次世代に夢を描ける社会の実現	1 最新技術などのアイデアを活用した育児負担軽減を促進する事業の推進				
2. 子供を産み育てやすい社会の実現	1 子供を産み育てやすい労働環境の改善を中心とした事業の企画・実施				
	2 ペーパーレス運動の検証・改善・昇華				

メンバー一般・関係者庁  
メンバー一般・関係者庁  
メンバー一般・関係団体  
メンバー一般・関係団体  
メンバー一般・関係団体  
メンバー一般・関係団体

通年  
通年  
通年  
通年

メンバー一般・関係団体  
メンバー一般・関係団体  
メンバー一般・関係団体  
メンバー一般・関係団体

通年  
通年  
通年

メンバー一般・関係団体  
メンバー一般・関係団体  
メンバー一般・関係者庁

通年  
通年  
通年

# 公益社団法人日本青年会議所 2023年度 基本資料(案)

## グループ構成(会議・委員会)

### 【4】組織グループ (2会議・6委員会)

夢を描ける人材育成による組織体制の強化		手法	実施時期	対象者
<b>会議・委員会名及び活動概要</b>				
(1) JC未来創造会議【新設】	1.総合連絡調整機関の強化	地区 プロ連	通年	メンバー
	2.グループの運動効果を高める業務		通年・全国大会 通年・京都会議	メンバー メンバー
			通年	メンバー
			通年	メンバー
			10月～12月	メンバー
(2) リーダー育成会議【新設】	1.組織を牽引できるリーダーの育成	通年・京都会議・総会	通年	メンバー
	2.地域で活躍するリーダー育成	通年	通年	メンバー
		プロ連	通年	メンバー
		通年・京都会議・サマコン	通年	メンバー
(3) LOM支援委員会【継続】	1.LOMIに寄り添った支援体制の確立		通年	メンバー
			通年	メンバー
			通年	メンバー
(4) 会員拡大委員会【名称変更】	1.LOMの会員拡大の支援・連携体制の構築	通年・京都会議・全国大会	通年	メンバー
			通年	メンバー
			通年	メンバー
			通年	メンバー
(5) 運動プラットフォーム推進委員会【名称変更】	1.行動化のための良質な情報共有		通年	メンバー
	2.地域の課題解決に寄与した事業と人財の褒賞		通年	メンバー
	3.JCI AWARDSへの申請		通年	メンバー

(6) JC教育推進委員会【名称変更】

1. LOMの基盤を強化するプログラムの推進・実施
2. メンバーのスキルを向上させるプログラムの推進・実施
3. 各種プログラムの導入・管理・精査

1. JCIコース及びJCI日本公認プログラムの導入推進・実施
2. JCI公式コース・JCI日本公認プログラムトレーナー育成(JCの基盤・スキルの向上)
1. JCIプログラムの実施
1. JCI日本トレーニングガイドラインの精査・改定
2. 各種プログラムの精査・改定
3. LOMからの依頼による各種プログラムの窓口
4. 新プログラムの導入検討

通年  
通年  
通年・京都会議  
通年  
通年  
通年  
通年  
通年  
メンバー  
メンバー  
メンバー  
メンバー  
メンバー  
メンバー

(7) コミュニケーション推進委員会【新設】

1. 組織の中で個々が能動的に考え慣習を改善する体制の構築
2. 新たなコミュニケーションを促進する運動の調査・推進・検証

1. メンバー同士のコミュニケーションを促進する事業の企画・実施
2. 心身ともに健康で持続的な活動を促進する事業の企画・実施
3. 個々の多様な考え方を組織の改善へ活かすための調査・推進
1. 新たなコミュニケーションを促進する事業の調査・推進
2. コミュニケーションケースの構築・推進

通年  
通年・サマコン  
通年  
通年  
通年  
通年  
通年  
メンバー  
メンバー・一般  
メンバー  
メンバー  
メンバー  
メンバー

# 公益社団法人日本青年会議所 2023年度 基本資料

## グループ構成(会議・委員会)

(5) 総務グループ (4会議/3委員会)

組織ブランディングの向上と夢を実現する組織運営

### 全議・委員会名及び活動概要

手段	手法	実施時期	対象者		
(1) JCブランディング会議【名称変更】	1. JC日本の魅力を人々に届けるブランディング業務	1 魅力あるJCの活動が人々に届くブランディング戦略の策定・実施	メンバー関係団体一般		
		2 組織への関心が高まる機関紙We Believeの作成・発刊・管理	メンバー一般		
		3 マスコミ・メディアが求めるトピックやテーマの調査・分析・発信	メンバー関係団体・メディア		
		4 外部メディアや広報の専門家との関係構築・連携	メンバー関係団体・メディア		
		5 各地域のJCに関する魅力ある事業を統括し発信する広報の連携・管理	メンバー		
		6 各種メディア対応	メディア・メンバー		
	2. グループの運動の効果を高める業務	1 世界に通用する日本のコンテンツの共有	メンバー		
		2 各会議・委員会の広報活動の支援	メンバー		
		3 JCブランディング会議の運営による各会議・委員会からの対外発信情報の収集・連携・管理	メンバー		
		4 アニュアルレポートの作成及びグループの取り纏め	メンバー 10月～12月		
		(2) 財務運営会議【継続】	1. JC日本の財務基盤強化	1 JC日本財源の確立及び新規賛助企業の拡大	メンバー一般
				2 賛助企業との連携体制の強化・促進	メンバー一般
3 賛助企業の諸大会・事業におけるブースの設営・対応	メンバー一般				
4 会議・委員会・協議会と協賛企業とのマッチングを実施	メンバー一般				
5 各協議会の収益部門の調査・管理	メンバー一般				
2. JC日本の財産の管理運営及び運用	1 青年会議所会館の管理・運用		メンバー一般		
	2 青年会議所会館建て替えに向けた建設計画の実行		メンバー関係団体一般		
	3 災害時における資金管理マニュアルの更新		メンバー一般		
3. 各地会員会議所の財政基盤強化の支援	1 各LOMの財政基盤強化のための賛助企業の紹介、協賛金の獲得支援窓口		メンバー一般		
	2 助成金に関する調査・支援		メンバー		
	1 必携品の活用方法の改善		メンバー		
	2 JCI GOアプリにおける情報管理		メンバー		
4. メンバーの負託に応え得る事業の推進	3 相互メリットのある企業や団体とのマッチング・連携	メンバー 通年			

(3) 財政審査会議【継続】

1. 規律ある財政の管理と費用対効果の向上

1	予算案及び決算書の精査	メンバー
2	諸事業の予算及び決算の審査	メンバー
3	会議・委員会計の指導・支援	メンバー
4	各協議会事業の予算・決算審査及び月次決算の指導・支援	各協議会
5	監事・内部会計監査人グループとの連携・調整	メンバー
6	諸事業の公益目的の管理	メンバー
7	各協議会事業の公益目的に関する指導・支援	各協議会
8	各協議会会計に関する相談窓口	各協議会
1	各LOM会計に関する相談窓口	LOM
2	組織運営の向上に向けた業務の効率化とDXの実践	LOM・メンバー一般
3	事業における会計処理を効率化するシステムの調査・策定	メンバー

2. 運営面での進展に寄与するための業務

(4) 規則審査会議【継続】

1. 公益社団法人として精度の高い運営

1	コンプライアンスに基づく各会議・委員会の諸事業及び議案の管理体制の充実による審査	メンバー
2	コンプライアンスに関する相談窓口	メンバー
3	個人情報情報の管理・保護の強化	メンバー
4	知的財産の保護とコピーレート・アイトテンティブに関する指導	メンバー・関係団体
5	内閣府への提出書類作成及び報告実施	メンバー・関係省庁
6	外部アドバイザーとの連携	関係団体
7	各LOMの新設・名称変更等に関する支援	メンバー
8	組織の情報漏洩対策とセキュリティ強化対策の調査・策定	メンバー
9	報道対応における資料等の支援	メンバー
1	公益法人制度に則した定款並びに諸規則及び諸規程の把握・変更・管理	各協議会
2	各協議会規則の調査・支援に関する相談窓口	メンバー
3	時代に即した定款並びに諸規則及び諸規定への改定検討	メンバー
1	各LOM規則・コンプライアンスに関する相談窓口	メンバー
2	懲戒拡大防止に向けた各種ガイドラインの改定	メンバー・関係省庁
3	アニュアルレポートに向けた各種ガイドラインの作成	メンバー
1	法人格に応じた運営に関する支援	メンバー
2	法人格変更に関する情報発信・支援	メンバー
1	業種別部会の情報共有の窓口及び管理	メンバー一般

2. 公益社団法人としての定款並びに規則の管理

3. 運営面での進展に寄与するための業務

4. LOMの法人格に関する業務

5. 関係諸団体との連携

(5) 対内広報確立委員会【名称変更】					
1. 組織への関心と連携を強化させる対内広報の業務	各会議・委員会等の活動の記録及びSNS等を活用した情報の発信	メンバー	通年	メンバー	一般
2. JCI日本及び各LOMの運動の情報を統括し共有する仕組みの構築	組織の連携強化に向けた活動情報の記録・共有・発信	メンバー	通年	メンバー	一般
3. 対内の意識調査業務	組織の運動の普及に向けたJCアプリのコンテンツの作成・発信・推進	メンバー	通年	メンバー	一般
	JCI運動を最大化させるためのメンバー同士の連携及びJCブランドイグ会議への参加	メンバー	通年	メンバー	一般
	各地域のJCIに関する魅力ある事業の情報の調査・共有	メンバー	通年	メンバー	一般
	JCCSを活用した対内意識調査及び検証	メンバー	通年	メンバー	一般
	JCCSの登録率と返信率向上のための仕組みの検討・推進	メンバー	通年	メンバー	一般
	JCCSを活用した情報獲得モデルの検討	メンバー	通年	メンバー	一般
	新たな発信手段による対内調査・広報の調査・研究	メンバー	通年	メンバー	一般
	各協議会・各LOMとの情報受発信による情報交換促進	メンバー	通年	メンバー	一般
(6) 渉外委員会【継続】					
1. JCI日本の運動を円滑に遂行するための業務	各会議・委員会・協議会との連絡・連携・調整	メンバー	通年	メンバー	一般
2. JCI日本2023年度の運動の共有・発信並びに各LOMとの連携強化	会頭並びに役員等の国際会議・諸大会参加の支援	メンバー	通年	メンバー	一般
3. 関係諸団体との連携	会頭並びに役員等の各地訪問における運動発信の支援	メンバー	通年	メンバー	一般
	各協議会・各LOMとの連携	メンバー	通年	メンバー	関係団体
(7) 総務委員会【継続】					
1. 総会・理事会等諸会議の効率的かつ的確な運営	JCI日本の総会及び諸会議の設置	メンバー	通年	メンバー	一般
	会議・事業をリアルで開催する方法の検討・策定・実施	メンバー	通年	メンバー	一般
	各会議・委員会の議案の上程期限と内容の精査	メンバー	通年	メンバー	一般
	JCI日本議案上程システムの普及	メンバー	通年	メンバー	一般
	統一基本運営マニュアルの内容精査・改訂	メンバー	通年	メンバー	一般
	理事長・専務予定者セミナーの企画・実施	メンバー	通年	メンバー	一般
	効率的かつ核心的な議論を生み出す会議手法の検討・実施	メンバー	通年	メンバー	一般
	紙資料の完全撤廃に向けた運営方法の検討	メンバー	通年	メンバー	一般
	京都会議の開催	メンバー	通年	メンバー	一般
2. JCI日本2023年度の運動の共有・発信	全国大会	メンバー	通年	メンバー	一般
	京都会議	メンバー	通年	メンバー	一般

公益社団法人日本青年会議所  
2023年度 基本資料  
グループ別 会議・委員会の委員数

会議・委員会名	総数	議長 委員長	副議長 副委員長	幹事	委員	指名 委員	地区 推薦	ブロック 推薦
<b>国際グループ</b>								
国際連携会議	70	1	5	3	61			
国際ビジネス連携会議	50	1	4	3	42			
グローバルピース委員会	60	1	5	3	51			
持続可能な国際開発委員会	50	1	4	3	42			
グローバルアライアンス構築委員会	40	1	4	3	32			
JCI関係委員会	40	1	4	3	32			
国際アカデミー委員会	50	1	4	3	40	2		
	<b>360</b>	<b>7</b>	<b>30</b>	<b>21</b>	<b>300</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>地域グループ</b>								
好循環地域確立会議	60	1	4	3	52			
サマーコンファレンス特別委員会	90	1	5	3	81			
地球環境委員会	50	1	4	3	42			
社会課題解決推進委員会	40	1	3	3	33			
TOYP委員会	40	1	3	3	33			
経営デザイン委員会	40	1	3	3	33			
地域スポーツ活性化委員会	50	1	5	3	31		10	
	<b>370</b>	<b>7</b>	<b>27</b>	<b>21</b>	<b>305</b>	<b>0</b>	<b>10</b>	<b>0</b>
<b>国家グループ</b>								
誇りある日本人確立会議	60	1	4	3	52			
全国大会運営会議	90	1	5	3	69	2	10	
強くしなやかな国土創造委員会	50	1	3	3	43			
主権者意識向上委員会	40	1	3	3	33			
国の安全確立委員会	40	1	3	3	33			
多様な社会推進委員会	40	1	3	3	33			
次世代社会デザイン委員会	40	1	3	3	33			
	<b>360</b>	<b>7</b>	<b>24</b>	<b>21</b>	<b>296</b>	<b>2</b>	<b>10</b>	<b>0</b>
<b>組織グループ</b>								
JC未来創造会議	60	1	5	3	51			
リーダー育成会議	50	1	5	3	41			
LOM支援委員会	50	1	4	3	42			
会員拡大委員会	50	1	4	3	42			
運動プラットフォーム推進委員会	40	1	3	3	33			
JC教育推進委員会	40	1	3	3	33			
コミュニケーション推進委員会	50	1	3	3	43			
	<b>340</b>	<b>7</b>	<b>27</b>	<b>21</b>	<b>285</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>総務グループ</b>								
JCブランディング会議	65	1	5	3	56			
財務運営会議	50	1	5	3	41			
財政審査会議	50	1	5	3	31		10	
規則審査会議	50	1	5	3	31		10	
対内広報確立委員会	60	1	4	3	52			
渉外委員会	60	1	5	3	51			
総務委員会	50	1	5	8	36			
	<b>385</b>	<b>7</b>	<b>34</b>	<b>26</b>	<b>298</b>	<b>0</b>	<b>20</b>	<b>0</b>
<b>合計(兼務委員除く)</b>	<b>1815</b>	<b>35</b>	<b>142</b>	<b>110</b>	<b>1484</b>	<b>4</b>	<b>40</b>	<b>0</b>
内部会計監査人グループ	20	1	6	3	10			
<b>総計(内部会計監査人グループ含む)</b>	<b>1835</b>	<b>36</b>	<b>148</b>	<b>113</b>	<b>1494</b>	<b>4</b>	<b>40</b>	<b>0</b>



**公益社団法人日本青年会議所**  
**2023年度 基本資料**  
**副会頭・地区担当常任理事の担当一覧**

担当副会頭	地区担当常任理事	ブロック協議会
加藤 大将	北海道地区担当 常任理事 岩田 幸治	北海道ブロック協議会
酒井 光博	東北地区担当 常任理事 高橋 隆太	青森ブロック協議会 秋田ブロック協議会 岩手ブロック協議会 宮城ブロック協議会 山形ブロック協議会 福島ブロック協議会
加藤 大将	関東地区担当 常任理事 大川 浩嗣	栃木ブロック協議会 茨城ブロック協議会 群馬ブロック協議会 埼玉ブロック協議会 千葉ブロック協議会 東京ブロック協議会 山梨ブロック協議会 神奈川ブロック協議会
豊田 啓勤	東海地区担当 常任理事 鍋田 昌吾	静岡ブロック協議会 愛知ブロック協議会 岐阜ブロック協議会 三重ブロック協議会
小西 毅	北陸信越地区担当 常任理事 堀内 和彦	福井ブロック協議会 石川ブロック協議会 富山ブロック協議会 新潟ブロック協議会 長野ブロック協議会
加藤 大将	近畿地区担当 常任理事 柿野 真吾	滋賀ブロック協議会 京都ブロック協議会 奈良ブロック協議会 大阪ブロック協議会 兵庫ブロック協議会 和歌山ブロック協議会
豊田 啓勤	中国地区担当 常任理事 山田 章夫	岡山ブロック協議会 広島ブロック協議会 山口ブロック協議会 島根ブロック協議会 鳥取ブロック協議会
酒井 光博	四国地区担当 常任理事 山本 悠童	香川ブロック協議会 愛媛ブロック協議会 高知ブロック協議会 徳島ブロック協議会
小西 毅	九州地区担当 常任理事 安田 量寛	福岡ブロック協議会 大分ブロック協議会 佐賀ブロック協議会 長崎ブロック協議会 熊本ブロック協議会 宮崎ブロック協議会 鹿児島ブロック協議会
酒井 光博	沖縄地区担当 常任理事 伊藤 貴庸	沖縄ブロック協議会

**公益社団法人日本青年会議所**  
**2023年度 基本資料**  
**副会頭・専務理事・会務担当常任理事の担当一覧**

担 当	グループ担当常任理事	会議・委員会
副会頭 豊田 啓勤	国際グループ担当 常任理事 外口 真大	国際連携会議 国際ビジネス連携会議 グローバルピース委員会 持続可能な国際開発委員会 グローバルアライアンス構築委員会 JCI関係委員会 国際アカデミー委員会
副会頭 酒井 光博	地域グループ担当 常任理事 佐々木 隆浩	好循環地域確立会議 サマーコンファレンス特別委員会 地球環境委員会 社会課題解決推進委員会 TOYP委員会 経営デザイン委員会 地域スポーツ活性委員会
副会頭 加藤 大将	国家グループ担当 常任理事 山岸 将幸	誇りある日本人確立会議 全国大会運営会議 強くしなやかな国土創造委員会 主権者意識向上委員会 国の安全確立委員会 多様な社会推進委員会 次世代社会デザイン委員会
副会頭 小西 毅	組織グループ担当 常任理事 小林 秀気	JC未来創造会議 リーダー育成会議 LOM支援委員会 会員拡大委員会 運動プラットフォーム推進委員会 JC教育推進委員会 コミュニケーション推進委員会
専務理事 菅野 譲	総務グループ担当 常任理事 谷口 雄紀	JCブランディング会議 財務運営会議 財政審査会議 規則審査会議 対内広報確立委員会 渉外委員会 総務委員会



公益社団法人日本青年会議所 2023 年度スローガン

Drive our dreams

日本の魅力で世界を席卷しよう

公益社団法人 日本青年会議所 九州地区協議会

2023 年度 会長候補者意見書（参考資料）

一般社団法人 天草本渡青年会議所

安田 量寛

同事

事を同じくすること

事を同じくするとは、違わないということ

違わないということは、相手と同じ立場に自分も立つということ

【はじめに】

「全人類の光明は、われわれ青年会議所の純粋な正義感と、目的完遂の確固たる実行力にうらづけられて初めてその輝きを見出し得る。」日本青年会議所設立趣意文の書き出しの一文です。設立総会で趣意文が採択された 1951 年という年は、集団安全保障や朝鮮戦争の休戦会談が開始、また、終戦から 5 年が経過し経済復興も果たした日本が、サンフランシスコ平和条約の署名により国際社会の一員として独立が認められ、主権国家として再出発をすることとなった年です。そのような中で、青年の実行力による目的の完遂と純粋な正義感が、地域やそこに住み暮らす人々に希望の光をもたらすという意識のもと先達は活動・運動を展開してこられたのだと思います。

2022 年現在、新型コロナウイルス感染症への対応は各国により違うものの、未だ終息には至っていないのが現状です。日本経済においては 1998 年以來の円安水準となるばかりでなく、世界情勢の影響を受けての物価の上昇など経済面に関する不安は増えていくばかりです。更には異常気象による温暖化や局地的な豪雨災害、各地で頻発する地震など、現在の我が国は人口問題に加え非常に多くの課題や問題を抱えています。

九州地区内各 LOM が存在する地域に目を向けると、同様にそれぞれの地域性により経済面や防災面など様々な課題や問題があります。このような時代に今を、そして未来の地域をより良くするためには、現代の我々にとっての道徳的観念と目的を明確にして運動を起こしていかなければならないのです。

### 【九州の可能性】

「多様性を受け入れる風土」、「創業・イノベーションを促す取り組み」、「都市の暮らしやすさ」など6つの視点から計131の指標と住民アンケートを点数化して、産業を生み出す力が都市にどれだけあるかを順位にした「成長可能性都市ランキング」上位10都市の中に九州は4都市含まれています。新型コロナウイルス感染症においてもアフターコロナの考え方ではなくウィズコロナにシフトしつつあり、経済・観光面、防災面でも運動を起こせば日本中に波及できる。そのポテンシャルが九州にはあると信じています。

### 【九州地区内青年会議所の現状】

現在、九州地区には78のLOMにおよそ3,000名のメンバーがいます。近年の日本全土における人口減少問題に同じく、多くのLOMでメンバー数の減少が課題であり、その中には事業の開催すらままならない状況にあるLOMもあります。さらには、入会時の年齢が高くなっている現状から、入会年数が3年未満であるアカデミー会員のまま卒業するメンバーも少なくありません。これは青年会議所の仕組みを理解することができないだけでなく、先輩方が築き、それぞれの地域に根づいた伝統が失われつつある危機的状況を招く可能性があります。日本青年会議所が推し進める運動を展開するだけでなく、LOMが抱える課題や問題をブロック協議会とともに連携し、解決する必要性を強く感じています。加えて、我々が地域に必要とされる団体であるために、様々な事業や研修等を通して理念と目的を明確にし、共有していく必要があると考えます。

2023年は、LOMとブロック協議会と地区協議会が連携し、九州全土に青年会議所の運動を波及させるための、地域に合った仕組みづくりを行います。

### 【地区協議会の存在意義とは】

地区協議会とは、「日本青年会議所としての事業計画・方針などを各ブロック及び各地青年会議所に伝達浸透させ、また一方では、各地青年会議所の事業活動・意見などを日本青年会議所に報告や連絡するための機関である。」とされています。

また、2020年代の協議会のあり方として「地区協議会およびブロック協議会は、LOM支援という協議会の最も重要な役割に原点回帰するため、日本青年会議所本会と一体となって現状の課題を改善し、時代に応じた機能と形態へアップデートすべきである。」と、答申書に記されました。

47あるブロック協議会はメンバー数に大きな差があります。ブロック内のメンバーの会費を予算とする協議会にとって、予算規模や会員数に差があればそれだけおこなえる事業や運動にも差が出てきます。地区という更に大きな単位であることで、より日本青年会議

所の事業や運動をブロック協議会や LOM に展開することが可能になるだけでなく、LOM 単位の地域課題を広い範囲で共有しフィードバックできると考えます。

#### 【メタバースによる九州創生】

これまで様々な理由でインバウンドによる観光の充実を図ってきた九州という地域は、2020 年から続く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、観光そのものを考え直す時期に直面しています。奇しくも新型コロナウイルス感染症の流行は、九州はもちろん日本中、世界中のインターネットサービスを進化させてくれました。非接触、AI、DX、IoT 等、近年出てきたような言葉に感じますが、確実に私達の生活に溶け込んでいます。

観光面において、地域の魅力を発信する方法は様々あると思いますが、とりわけ海外に向けた PR として効果的なものがメタバースだと考えます。観光資源や名産品が多くある中、外にアピールするためにメタバースや NFT (Non-Fungible Token : 非代替性トークン) を使用することで、言語の壁を無くし、新しい技術とリアルが持つコンテンツの融合が図れるはずで、実際にその地域に足を運ぶことなく観光名所や施設内部を見ることができたり、特産品の購入もできたりするとなればデジタルでの旅行が完結するだけでなく、下見や現地調査の役割も果たせるのではないかと期待しています。

また、この技術を利用して、九州を拠点とし、世界中の人がそれぞれの地域で働くことができるような企業の誘致や、宇宙空間など普段は見ることが出来ない環境についての学びを得られる新しい教育を受ける体制が整えば、人口流出に苦慮する地域に光が指す可能性を見出せるかもしれません。地域課題に応じ、モデルとなる地域と協力してパッケージ化し、九州の各地域にリアルと仮想による新たな観光と移住の仕組みを作ります。

#### 【九州強靱化】

九州はその位置における地理的な条件に影響を受け、近年は集中豪雨や地震、大型の台風や火山による被害など、大規模な災害が頻発する地域だと言えます。その中でも近年の九州における災害で大きいものは 2012 年の「九州北部豪雨」、2016 年の「熊本地震」、2020 年の「令和 2 年 7 月豪雨」が挙げられます。私が実際に体験した熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨の際、多くの仲間が全国から物資を持ってきてくれました。熊本に来る途中に、いたるところで通行止めや交通時渋滞があったと聞きました。青年会議所のネットワークと行動力に頼もしさを覚えた反面、随分と整ってきていたはずの交通インフラに不安を感じたことも事実です。九州におけるミッシングリンクを肌で感じた瞬間でした。

九州では現在、東九州自動車道や西九州新幹線の整備が進み、交通インフラは以前にも増して整備が進んでいます。しかしながら、九州内の主要都市を結ぶ「連絡速度」という

ものは依然として遅く、主要都市から主要都市までの移動には非常に多くの時間が必要であるため、移動サービスレベルの向上が必要です。主要都市や地域を結ぶ高規格幹線道路の早期開通に引き続き声を上げ、提言をおこなっていきます。九州を訪れた方々がより短時間で九州を回遊できるだけでなく、戻りつつあるインバウンドにも効果が期待できるのではないかと考えます。

一方で、九州に入ってくるには船舶や飛行機を除くと関門海峡からしか入ってくることでできないことから、有事の際の外とのつながりに選択肢を増やすことは急務であると感じます。脆弱と言われる九州の縦軸・横軸の交通インフラの整備に関する運動を続けることで、より災害に強いネットワークの構築に向けた意識の醸成を図ることができます。つまり、私達が声をあげ続けることは、有事の際の選択肢や支援の幅が広がるなど、さらなる波及効果が期待できます。

#### 【先進的な組織運営】

組織とは「ある目的を達成するために、分化した役割を持つ個人や下位集団から構成される集団。」です。青年会議所のメンバーとして、すべての人が平等に権利を持ち、すべての人には平等に成長する機会が与えられるべきです。

例えば、子育てで忙しいから参加できないというメンバーや、本人がいないと職場を開くことができないメンバーに対して、どのような提案ができるか、相手の立場に立って考えてみるのが重要なのではないのでしょうか。家にいながらできる作業を頼んだり、WEB会議での出席により意見を求めたりするなど、「分化した役割」を全てのメンバーが持つことができれば、組織として大きな力を出せるはずで

九州地区協議会は2019年よりWEB会議を導入してきました。「生産性の向上」、「志ある全てのメンバーが輝けるように」、「地域特性を踏まえた会議手法の選択肢の増加」など、多種多様な職種や環境に身を置くメンバーで構成される青年会議所において、また、地区協議会という活動範囲とコロナ禍の中で、私達の歩みを止めないための非常に重要なコンテンツであることに違いありません。

しかし、WEB会議を行ってきたからこそ、リアル的重要性を認識することとなったことは言うまでもありません。間違いなく私達は人と人との対話の中で答えを導き出してきたのです。声、表情、イントネーション、距離感が生む独特の緊張感、生の言葉と言葉のやり取りには、人を成長させる力があると感じています。今後もリアルとWEBを使い分けるとともに、時代に即した効率的かつ心を動かし成長できる会議を模索し開催します。

## 【むすびに】

1983年1月、私は熊本県天草に生を受け、曹洞宗（そうとうしゅう）という仏教の家系に生まれた父のお師匠様に名付けていただきました。名前の由来や、宗教的情操教育を行う保育園を経営していることから、修証義（しゅしょうぎ）という曹洞宗の教えに出会いました。その中に同事（どうじ）という言葉があります。

2012年6月、地域の多くの先輩方のお誘いをいただき、青年会議所に入会しました。当時はお世話になっている方々からのお誘いを断るのも悪いからという感覚でした。しかし入会后、青少年健全育成事業、まちづくり事業、出向、その他多くの経験と人との出会いの中で、私は成長させていただき今があります。ただ好きだった故郷について考えることが増え、「このままではこの地域はなくなってしまうのではないか」、「地域の未来を明るくするにはどうしたらいいのだろうか」と考えるようになりました。そして、考える時いつも周りには沢山の仲間がいました。

私が在籍した10年間で、入会による出会いもあれば、退会による別れもありました。どのような気持ちで退会したのだろうか、もっと早く何かしら声をかけていれば今も共に活動していたのではないかと。そう考えるときがあります。ブロック会長をさせていただいた2020年にはブロック内のLOMで解散の話があがりました。

そして現在もメンバー数の減少や様々な理由で退会やLOMの解散を考えている人達があります。少しでも力になれることはないか、少しでも共に活動することができないか。「解散を考えているLOMのことや、退会を考えている人の気持ちは他の人にはわからないんですよ。」そう言われたことがあります。悔しくてたまりませんでした。「もうちょっと頑張ってみよう!」、「拡大を頑張ろう」。当事者にとっては無責任な言葉なのかもしれませんが。

それでも私は寄り添いたい。

共に歩めば愛する地域に光をもたらすことができるはずです。

地域の課題に向き合い、変化を恐れず挑戦し、前に、前に進んでまいりましょう!

大丈夫、あなたには私達があります!

公益社団法人日本青年会議所 2023 年度 基本方針

九州地区担当常任理事 安田 量寛

<p>担当する地区の夢</p>	<p>地域資源と魅力を発信し、世界に誇れる九州の創造 人口減少、災害多発地域という様々な困難を乗り越え、それぞれの地域が持つ独自の魅力を国内外に力強く発信し、観光資源となる歴史的文化的な景観、食、各分野で世界に誇れる九州を実現します。</p>
<p>地区協議会の役割</p>	<p>ブロック協議会同士のハブとなり、情報のルートを構築することで、ブロック LOM 同士がさらに連携し、協力体制を取れる環境を作ります。デジタル技術を取り入れ、減少傾向にある観光面の新たな事業の構築と豊富な資源をより活かすための教育へのアプローチをおこないます。また、MOTTAINAI 運動の推進や、頻発する災害に対応するための交通インフラ整備促進の取り組みも、九州内外の魅力とともに九州コンファレンスで力強く発信します。</p>
<p>地区連携事業 (政策手法)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.地域の魅力ある観光資源・文化・伝統等のコンテンツを発掘・発信する事業の企画・実施</li> <li>2.世界に発信できる地域ビジネスを発掘・発信する事業の企画・実施</li> <li>3.地区・ブロック協議会との連携による地域の魅力発信の企画・実施</li> <li>4.JC カップ U-11 少年少女サッカー予選大会の実施</li> <li>5.有事に備えた災害ネットワークの強化に関する事業の企画・実施</li> <li>6.LOM が躍動するための新たな支援モデルの構築</li> </ol>
<p>地区独自の事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.カウンターパートと協働した地域観光支援事業の企画・実施 インバウンドや国内観光客再獲得のため、メタバースを使用した観光支援事業をおこなうことで、地域に観光客を呼び戻すための仕組みを作ります。</li> <li>2.DX を用いた教育の推進事業の企画・実施 人口減少に伴う学校の統合や廃校問題や、宇宙・海洋産業を解決するため、デジタル技術を使った新しい教育をすることで、地域産業に特化した人財育成をします。</li> <li>3.身近なところから始められる MOTTAINAI 運動の推進 持続可能な地球を未来につなぐために、MOTTAINAI 運動というわかりやすい運動を広げることで、誰もがすぐに行動できる環境をつくります。</li> <li>4.九州コンファレンス 2023in 熊本の開催 九州地区協議会の運動と地域の魅力を発信するため、九州コンファレンス 2023in 熊本を開催することで、主催、主管地域、九州内外の運動や魅力を発信することができます。</li> <li>5.インフラ整備促進事業の企画・実施 縦軸と横軸の交通インフラ整備促進のため、現状を調査して事業を開催し提言を行うことで、防災や観光にとって重要な交通インフラ整備の促進につなげます。</li> </ol>
<p>ブロック連携 事業を促進する 具体的手法</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.地区役員会議時にブロック協議会毎に連携事業についての進捗を報告し共有します。</li> <li>2.予算などブロック協議会の実情に合わせた連携方法を協議し実行します。</li> </ol>
<p>地区による LOM 支援の 実施内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.ブロック協議会と LOM と協議の上、地区協議会の事業を支援 LOM 地域で開催、または協働開催します。</li> <li>2.LOM へのヒアリング内容に即した協議会のスタンスを検討します。</li> </ol>

# 年間事業フレーム

## 九州地区

担当常任理事 安田量寛

運動・事業名	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
地域の魅力ある観光資源・文化・伝統等のコンテンツを発信・発信する事業の企画・実施【地区連】	調査・研究	本会との連絡調整	企画・立案	企画・立案	コンテンツの発掘	発信	検証	報告	レポート作成	引継	引継	引継	引継	引継	引継	引継
世界に発信できる地域ビジネスを【地区連】	調査・研究	本会との連絡調整	企画・立案	企画・立案	ビジネスの発掘	発信	検証	報告	レポート作成	引継	引継	引継	引継	引継	引継	引継
地区・ブロック協議会との連携による地域の魅力発信の企画・実施【地区連】	調査・研究	本会との連絡調整	企画・立案	企画・立案	コンテンツの発掘	実施	検証	報告	レポート作成	引継	引継	引継	引継	引継	引継	引継
JCカップ11-11少年少女サッカー予選大会の企画・実施【地区連】	調査・研究	関係各所との調整	関係各所との調整	関係各所との調整	企画・立案	企画・立案	地区・ブロック協議会での予選会の実施	全国大会開催	検証	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
有事に備えた災害ネットワークの強化に関する事業の企画・実施【地区連】	調査・研究	本会との連絡調整	各関係者との連携	各関係者との連携	地区・ブロック協議会・LOMの災害支援ネットワークの支援・窓口											
LOMが躍動するための新たな支援モデルの構築【地区連】	調査・研究	ブロック協議会との連携	企画・立案	企画・立案	ブロック協議会・LOMとの連携と推進											
カウンタートーバートと協働した地域観光支援事業の企画・実施	調査・研究	関係各所との協議	関係各所との協議	関係各所との協議	関係各所との協議	企画・立案	企画・立案	企画・立案	企画・立案	地区大会開催	検証	報告	報告	報告	報告	報告
DXを用いた教育の推進事業の企画・実施	調査・研究	関係各所との協議	関係各所との協議	関係各所との協議	企画・立案	企画・立案	企画・立案	企画・立案	企画・立案	地区大会開催	検証	報告	報告	報告	報告	報告
身近なところから始められるMOTTAINAI運動の推進	調査・研究	有識者との連携	企画・立案	企画・立案	情報発信	情報発信	軌道修正	企画・立案	企画・立案	情報発信	情報発信	セミナー実施	セミナー実施	セミナー実施	セミナー実施	セミナー実施
九州コンファレンス2023in熊本の開催	調査・研究	ブロック協議会との連携	ブロック協議会との連携	ブロック協議会との連携	JOC熊本との協議	企画・立案	JOC熊本との協議	企画・立案	企画・立案	地区大会開催	検証	報告	報告	報告	報告	報告
インフラ整備促進事業の企画・実施	調査・研究	関係各所との協議	関係各所との協議	関係各所との協議	関係各所との協議	企画・立案	関係各所との協議	企画・立案	企画・立案	地区大会開催	提言	検証	検証	報告	報告	報告

全国大会（大分）

世界会議（香港）

京都会議（京都）

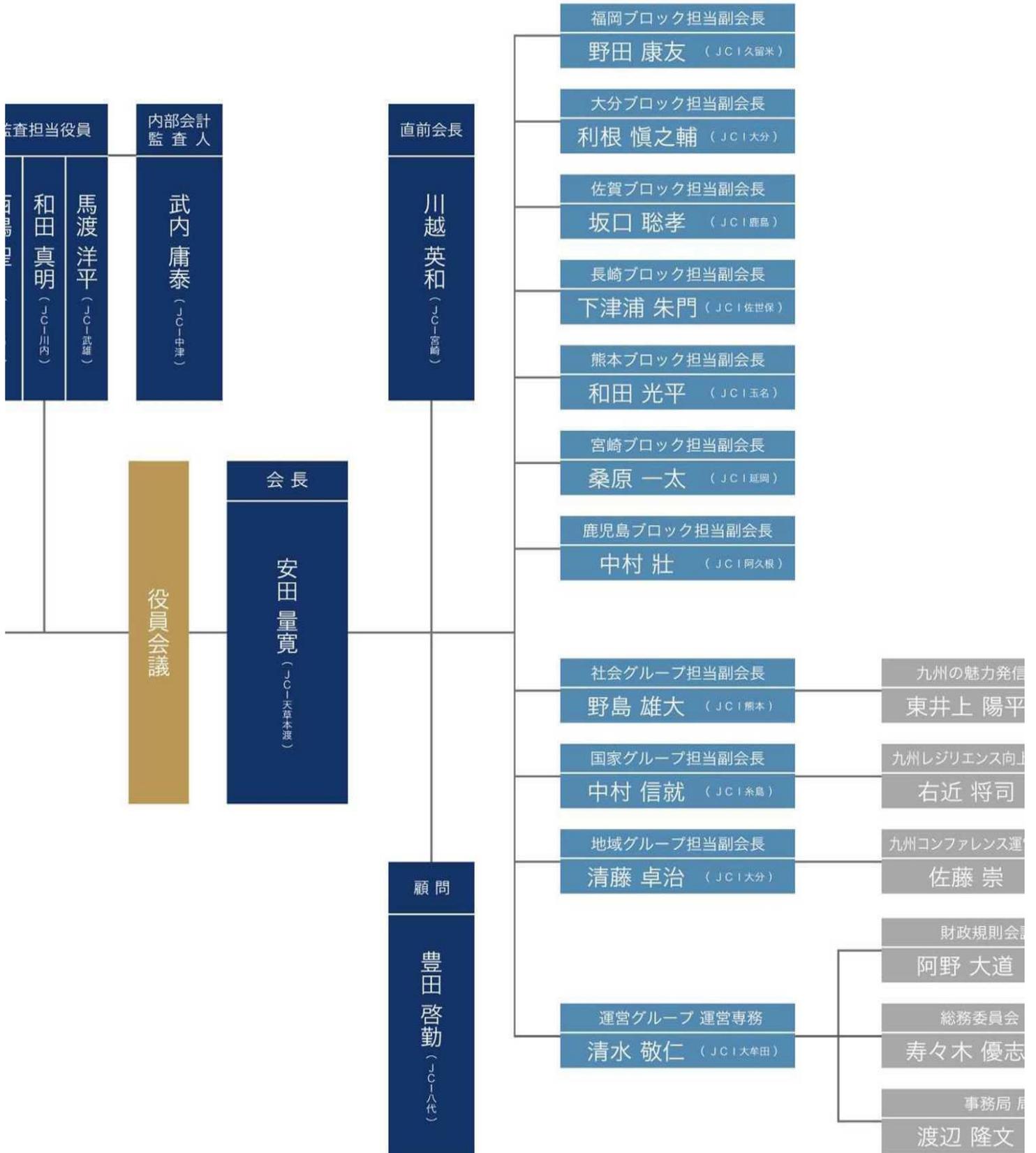
ASPAC（ジャカルタ）

マヤコ

全国大会（東京）

世界会議（オーストラリア）

# 公益社団法人日本青年会議所 九州地区協議会 2023 年度 組織図



公益社団法人日本青年会議所 九州地区協議会 2023年度 基本資料  
グループ構成 (案)

九州地区担当常任理事 安田 量寛

地域資源と魅力を発信し、世界に誇れる九州の創造

グループ・会議・委員会・局名 及び 基本方針 (4グループ 2会議/4委員会/1局)	事業計画	実施時期	対象者
<b>【1】 社会グループ</b>			
(1) 九州の魅力発信会議	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 カウンターパートと協働した地域観光支援事業の企画・実施</li> <li>2 DXを用いた教育の推進事業の企画・実施</li> <li>3 JCI ASPAC並びに世界会議ジャパンナイトへのブース出展</li> <li>4 JCI AWARDSの発信と申請支援</li> <li>5 地域の魅力ある観光資源・文化・伝統等のコンテンツの発信と発信【地区連携】</li> <li>6 世界に発信できる地域ビジネスの発信と発信【地区連携】</li> </ol>	通年・地区大会 通年 通年 通年	メンバー・一般・関係団体 メンバー・一般・関係団体 メンバー ブロック協議会・LOM
<b>【2】 国家グループ</b>			
(1) 九州レジリエンス向上委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 インフラ整備促進事業の企画・実施</li> <li>2 九州内外で被災した際の支援窓口設置・支援</li> <li>3 有事に備えた災害ネットワーク強化に関する事業の企画・実施【地区連携】</li> <li>4 JOCカップル-11少年少女サッカー予選大会の実施【地区連携】</li> <li>5 身近なところから始められるMOTTAINAI運動の推進</li> <li>6 AWARDS KYUSHUの検証・企画・実施</li> </ol>	通年・地区大会 通年 通年 通年	メンバー・関係団体 メンバー・関係団体 メンバー・関係団体 メンバー・一般
<b>【3】 地域グループ</b>			
(1) 九州コンファレンス運営委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の特色を活用した新しい九州コンファレンス2023の企画・運営</li> <li>2 九州コンファレンス2025主管LOM開催地に関する事業・企画の実施</li> <li>3 九州コンファレンス主管LOMとの連絡調整</li> <li>4 持続可能な九州コンファレンスについての調査・研究</li> <li>5 第72回全国大会東京大会への参加促進</li> <li>6 第72回全国大会東京大会の主管LOM、副主管LOMとの連携</li> <li>7 LOM新設及び発展のための情報収集・支援</li> </ol>	地区大会 通年・地区大会 通年・地区大会 通年 通年 通年 通年	メンバー・一般 メンバー 主管LOM メンバー メンバー メンバー ブロック協議会・LOM
<b>【4】 運営グループ</b>			
(1) 財政規則会議	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 諸事業の予算及び決算の審査</li> <li>2 年間予算案及び決算書の作成・管理</li> <li>3 会議・委員会会計の指導・支援</li> <li>4 7ブロック協議会及びLOMの財政規則審査に関する情報提供・支援</li> <li>5 本会「財政審査会議」との連携</li> <li>6 本会「規則審査会議」との連携</li> <li>7 内部監査への対応</li> <li>8 外部監査への対応</li> <li>9 コンプライアンスに基づく各会議・委員会の諸事業及び議案のIGTを活用した審査</li> <li>10 諸会議における会議資料マニュアルに即した事前精査</li> </ol>	通年 通年 通年 通年 通年 通年 通年 通年 通年	メンバー メンバー メンバー ブロック協議会・LOM 本会・ブロック協議会 本会・ブロック協議会 メンバー メンバー メンバー メンバー
(2) 総務委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区協議会諸会議の設置及び運営</li> <li>2 地区内各会議所会議の設置及び運営</li> <li>3 各会議・委員会の議案上程期限の管理</li> <li>4 アジェンダシステムの管理運用</li> <li>5 内閣府提出書類の精査</li> <li>6 LOMが運営する地区協議会による新たな支援モデルの構築【地区連携】</li> <li>7 SNS等を使用した各種情報の発信</li> </ol>	通年 通年 通年 通年 通年 通年 通年	メンバー メンバー メンバー メンバー メンバー メンバー メンバー・一般
(3) 事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区協議会の各会議所会議及び諸会議の設置</li> <li>2 各会議・委員会・協議会との連絡調整</li> <li>3 会長の国際会議並びに諸大会参加、各地訪問の支援</li> </ol>	通年 通年 通年	メンバー メンバー メンバー

公益社団法人日本青年会議所 2023 年度 基本方針

佐賀ブロック協議会 会長 坂口 聡孝

<p><b>ブロック協議会の夢</b></p>	<p>未来力で夢を描き、世界に誇れる佐賀の実現 人口減少による様々な問題を解決し、若者を中心に多種多様な人財が地域を牽引するリーダーとなるために、未来を見据える力や切りひらく力をもって、持続可能なまちづくりの夢を描き、魅力ある地域資源の発信を行うことで、世界に自信をもって誇れる佐賀を実現します。</p>
<p><b>ブロック協議会の役割</b></p>	<p>佐賀ブロック協議会として、JCI 日本スケールメリットを活かした運動を各 LOM へ推進します。また LOM への支援を行い、LOM の垣根を超えた団結を図ることで、佐賀の発展に資する運動を行います。</p>
<p><b>ブロック連携事業 (政策手法)</b></p>	<p>1.LOM が躍動するための新たな支援モデルの構築 2.ブロックアカデミーの支援・推進</p>
<p><b>ブロック協議会が 選択する事業</b></p>	<p>1.身近なところから始められる MOTTAINAI 運動の推進 持続可能な地域を目指すために、MOTTAINAI 運動の推進し、地域と連携して行うことで、環境循環型社会への意識を高めます。 2.ブロックの実情に合わせた LOM 支援体制の確立 LOM への支援体制を確立するために、LOM との連絡調整を行い、関係構築を図ることで、よりよい組織づくりにつなげます。 3.ブロックと連携した会員拡大支援の企画・実施 各 LOM への会員拡大を支援するために、本会と連携した会員拡大支援を行うことで、会員拡大成功事例の一助とします。</p>
<p><b>ブロック独自の 事業</b></p>	<p>1.佐賀ブロック大会 in 唐津の実施 JC の運動と地域の魅力を発信するために、佐賀ブロック大会を開催することで、持続可能な地域の発展に寄与します。</p>
<p><b>ブロックによる LOM 支援の 実施内容</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 全国大会佐賀大会開催に向けた各 LOM との連携支援</li> <li>▪ 各 LOM の会員拡大を推進するための意見交換</li> <li>▪ 小規模 LOM でも発展と成長の機会を得られる支援体制の構築</li> </ul>

- (一社)伊万里青年会議所
- (一社)鹿島青年会議所
- (一社)唐津青年会議所
- (一社)佐賀青年会議所
- (一社)武雄青年会議所
- (一社)陶都有田青年会議所
- (一社)鳥栖青年会議所

会員会議所

監査担当役員  
熊本 菜月(唐津)  
島内 陽輔(佐賀)

役員会

直前会長  
馬渡 洋平(武雄)

会長  
坂口 聡孝(鹿島)

顧問  
吉原 慎一郎(鳥栖)

経済グループ  
担当副会長  
井内 政徳(佐賀)

SDGs推進委員会  
委員長  
濱野 祐那子(佐賀)

- カウンターパートと協働したSDGs事業の推進
- 身近なところから始められるMOTTAINAI!運動の推進
- JCカップU-11少年少女サッカーの選出

地域グループ  
担当副会長  
西村 誠剛(佐賀)

ブロック大会運営委員会  
委員長  
宮崎 麻衣子(唐津)

- 第48回佐賀ブロック大会唐津大会の開催
- 佐賀ブロック大会における主管LOMとの連携
- ブロックアライナルの開催

組織グループ  
担当副会長  
岩永 清邦(佐賀)

アカデミー・LOM支援委員会  
委員長  
中西 司(鹿島)

- ブロックアカデミーの支援・推進
- ブロックの実情に合わせたLOM支援体制の確立
- 本会と連携した会員拡大支援の企画・実施

総務グループ  
運営専務  
野下 泰弘(鳥栖)

事務局  
局長  
池田 秀平(鹿島)

- 本会・地区・LOMとの連絡、調整
- 諸会議の効率的な運営・議事録作成
- HP及びSNS等の運営

財政局  
局長  
宮地 玲奈(唐津)

- 年度予算案・年度決算の審査
- 予算・決算の審査、予算の執行及び管理
- 各LOMの会計処理に対する支援



**歴代正副理事長  
シニア・クラブ会員名簿  
シニア・クラブ規約**

## 歴代正副理事長・専務理事

〔昭和31年度 1956年〕 初代 理事長 七 田 久 夫 副理事長 原 敬太郎 〃 片 測 善 之	〔昭和42年度 1967年〕 12代 理事長 竹 下 忠 副理事長 香 月 孝 〃 鳥 谷 弘 美 〃 北 島 文次郎
〔昭和32年度 1957年〕 2代 理事長 原 敬太郎 副理事長 中 野 正 邦 〃 加 悦 康 雄	〔昭和43年度 1968年〕 13代 理事長 山 崎 昭 三 副理事長 鳥 谷 弘 美 〃 片 測 善 之 〃 片 江 正 則
〔昭和33年度 1958年〕 3代 理事長 村 岡 栄 副理事長 洪 江 義 朗 〃 西 村 忠 治	〔昭和44年度 1969年〕 14代 理事長 矢羽田 立 身 副理事長 池 田 実 〃 鳥 谷 弘 美 〃 内 山 敬 明
〔昭和34年度 1959年〕 4代 理事長 永 倉 真一郎 副理事長 植 松 政 雄 〃 片 測 善 之	〔昭和45年度 1970年〕 15代 理事長 内 山 敬 明 副理事長 岡 本 益 善 〃 伊 東 敏 雄 〃 牛 島 征 四 郎
〔昭和35年度 1960年〕 5代 理事長 片 測 善 之 副理事長 上 野 正 治 〃 宮 原 好 治	〔昭和46年度 1971年〕 16代 理事長 鳥 谷 弘 美 副理事長 小 城 原 功 〃 小 林 雅 治 〃 片 江 正 則
〔昭和36年度 1961年〕 6代 理事長 西 村 徳 蔵 副理事長 高 倉 秀 允 〃 兵 働 久 弥	〔昭和47年度 1972年〕 17代 理事長 伊 東 敏 雄 副理事長 池 田 実 〃 七 田 秀 徳 〃 永 池 公 一
〔昭和37年度 1962年〕 7代 理事長 高 倉 秀 允 副理事長 稲 富 義 男 〃 兵 働 久 弥	〔昭和48年度 1973年〕 18代 理事長 池 田 実 副理事長 江 口 義 雄 〃 佐 藤 博 司 〃 原 口 朝 光
〔昭和38年度 1963年〕 8代 理事長 高 倉 秀 允 副理事長 兵 働 久 弥 〃 塚 原 堅 太 郎	〔昭和49年度 1974年〕 19代 理事長 江 口 義 雄 副理事長 小 林 雅 治 〃 川 崎 寿 朗 〃 楠 田 陽 志 郎
〔昭和39年度 1964年〕 9代 理事長 兵 働 久 弥 副理事長 塚 原 堅 太 郎 〃 北 島 文 次 郎	〔昭和50年度 1975年〕 20代 理事長 小 林 雅 治 副理事長 小 城 原 功 〃 武 富 英 員 〃 安 永 宏 宏 〃 中 村 敏 敏
〔昭和40年度 1965年〕 10代 理事長 塚 原 堅 太 郎 副理事長 北 島 文 次 郎 〃 竹 下 忠	
〔昭和41年度 1966年〕 11代 理事長 片 測 善 之 副理事長 竹 下 忠 〃 田 中 繁 之 〃 鳥 谷 弘 美	

<p>〔昭和51年度 1976年〕</p> <p>21代 理事長 小城原 功 副理事長 七田 秀 徳 〃 江頭 久 〃 松原 良 治 〃 芦原 清 彦 〃 永池 公 一</p>	<p>〔昭和58年度 1983年〕</p> <p>28代 理事長 吉川 笛 浦 副理事長 横尾 和 正 〃 坂井 博 之 〃 小城原 進 〃 音成 日 佐 専務理事 古賀 久 男 志</p>
<p>〔昭和52年度 1977年〕</p> <p>22代 理事長 七田 秀 徳 副理事長 江田 良 孝 〃 土井 洸 進 〃 田中 進 一 〃 北島 恭 一</p>	<p>〔昭和59年度 1984年〕</p> <p>29代 理事長 井手 保 昌 副理事長 来田 伸 吾 〃 村岡 安 廣 〃 元石 泰 史 〃 藤木 泰 則 専務理事 中原 誠</p>
<p>〔昭和53年度 1978年〕</p> <p>23代 理事長 安永 宏 副理事長 松原 良 治 〃 吉野 恭 輔 〃 山崎 嘉 之 〃 倉重 末 廣 専務理事 中原 嘉 男</p>	<p>〔昭和60年度 1985年〕</p> <p>30代 理事長 倉重 末 広 副理事長 竹下 豊 明 〃 古瀬 英 治 〃 古賀 治 進 〃 小城原 嘉 文 〃 小原 田 親 専務理事 原田</p>
<p>〔昭和54年度 1979年〕</p> <p>24代 理事長 松原 良 治 副理事長 中村 敏 郎 〃 富永 泰 樹 専務理事 佐々木 三喜郎</p>	<p>〔昭和61年度 1986年〕</p> <p>31代 理事長 小城原 進 副理事長 古賀 讓 治 〃 野田 豊 秋 〃 古賀 久 志 〃 秀島 宣 雄 〃 小原 嘉 文 専務理事 清水 信 弘</p>
<p>〔昭和55年度 1980年〕</p> <p>25代 理事長 中村 敏 郎 副理事長 柿原 雄一郎 〃 芦原 清 彦 〃 宮地 敏 昭 専務理事 増田 正 雄</p>	<p>〔昭和62年度 1987年〕</p> <p>32代 理事長 古賀 讓 治 副理事長 円田 稔 〃 音成 日 佐 〃 平川 哲 男 〃 秀島 宣 雄 〃 笠 慶 宣 専務理事 西久保 孝 幸</p>
<p>〔昭和56年度 1981年〕</p> <p>26代 理事長 北島 恭 一 副理事長 田中 進 〃 江里口 邦 雄 〃 増田 正 雄 〃 平 龍 三 専務理事 田中 洋 介</p>	<p>〔昭和63年度 1988年〕</p> <p>33代 理事長 小原 嘉 文 副理事長 小川 洋 介 〃 武富 邦 博 〃 田中 利 典 〃 高園 善 幸 専務理事 宮原 直 樹</p>
<p>〔昭和57年度 1982年〕</p> <p>27代 理事長 宮地 敏 昭 副理事長 山崎 雅 秀 〃 古賀 和 夫 〃 倉重 末 廣 〃 吉川 笛 浦 専務理事 井手 保 昌</p>	

〔平成元年度 1989年〕 34代 理事 長 田 中 利 典 副 理 事 長 内 田 健 〃 田 中 洋 介 〃 武 富 邦 博 〃 片 岡 新 治 郎 〃 寺 田 和 正 専 務 理 事 秀 島 宣 雄	〔平成7年度 1995年〕 40代 理 事 長 嬉 野 勝 利 副 理 事 長 武 富 公 二 〃 大 下 博 行 〃 大 坪 博 恵 介 〃 吉 田 裕 一 郎 〃 山 下 雄 司 専 務 理 事 山 本 康 徳
〔平成2年度 1990年〕 35代 理 事 長 武 富 邦 博 副 理 事 長 伊 原 政 行 〃 矢 々 部 淳 司 〃 吉 村 英 夫 〃 八 田 康 博 〃 大 島 隆 次 専 務 理 事 江 里 口 秀	〔平成8年度 1996年〕 41代 理 事 長 山 下 雄 司 副 理 事 長 岩 井 富 公 真 〃 武 富 田 裕 一 郎 〃 吉 田 内 一 弘 〃 竹 内 道 生 〃 香 月 正 明 専 務 理 事 千 綿 正 明
〔平成3年度 1991年〕 36代 理 事 長 江 里 口 秀 次 副 理 事 長 中 野 典 正 〃 寺 田 和 正 〃 高 園 善 幸 〃 橋 口 浩 敏 〃 中 尾 清 一 郎 専 務 理 事 植 松 幹 博	〔平成9年度 1997年〕 42代 理 事 長 武 富 公 二 副 理 事 長 中 山 晴 義 〃 井 福 幸 弘 〃 塚 原 裕 一 〃 大 坪 恵 介 〃 恒 松 勇 生 専 務 理 事 香 月 道 生
〔平成4年度 1992年〕 37代 理 事 長 大 島 隆 副 理 事 長 大 野 口 寛 〃 木 原 奉 文 〃 宮 原 直 樹 〃 品 川 誠 一 郎 〃 中 原 正 博 専 務 理 事 江 頭 弘 美	〔平成10年度 1998年〕 43代 理 事 長 大 坪 恵 介 副 理 事 長 大 島 屋 正 人 〃 千 綿 正 明 〃 杉 町 利 朗 〃 岸 川 正 人 〃 山 本 康 徳 専 務 理 事 福 岡 龍 一 郎
〔平成5年度 1993年〕 38代 理 事 長 中 尾 清 一 郎 副 理 事 長 寺 田 和 正 〃 土 井 敏 弘 〃 板 谷 悟 〃 橋 口 浩 敏 〃 菅 謙 一 郎 専 務 理 事 伊 東 慎 也	〔平成11年度 1999年〕 44代 理 事 長 鳥 屋 正 人 副 理 事 長 福 岡 龍 一 郎 〃 伊 東 慎 也 〃 香 月 道 生 〃 川 原 常 宏 〃 小 宮 清 隆 専 務 理 事 武 富 英 揮
〔平成6年度 1994年〕 39代 理 事 長 土 井 敏 弘 副 理 事 長 中 原 正 博 〃 嬉 野 勝 利 〃 吉 松 潤 二 〃 原 健 三 〃 山 下 雄 司 専 務 理 事 塚 原 裕 一	〔平成12年度 2000年〕 45代 理 事 長 山 本 康 徳 副 理 事 長 山 福 岡 安 桂 〃 古 賀 常 浩 〃 川 原 島 宏 〃 田 島 広 一 〃 松 永 夕 雅 専 務 理 事 小 宮 清 隆

<p>〔平成13年度 2001年〕</p> <p>46代 理事長 田 島 広 一 副理事長 小 宮 清 隆 〃 永 田 智 久 〃 坂 口 忠 久 〃 北 村 栄一郎 〃 末 次 直 栄 専務理事 太 田 博 幸</p>	<p>〔平成19年度 2007年〕</p> <p>52代 理事長 森 裕 章 副理事長 下津浦 信 啓 〃 居 石 昭 彦 〃 服 卷 哲 也 〃 井 田 政 和 〃 川 代 勇 一 専務理事 小 原 晴 義</p>
<p>〔平成14年度 2002年〕</p> <p>47代 理事長 坂 口 忠 久 副理事長 永 田 智 志 〃 松 尾 弘 志 〃 荒 木 孝 一 〃 清 正 夫 専務理事 藤 崎 和 子</p>	<p>〔平成20年度 2008年〕</p> <p>53代 理事長 橋 詰 空 副理事長 古 賀 浩 一 〃 川 代 勇 一 〃 城 野 大 輔 〃 吉 原 崇 己 専務理事 井 田 政 和</p>
<p>〔平成15年度 2003年〕</p> <p>48代 理事長 末 次 直 栄 副理事長 真 崎 俊 夫 〃 石 原 隆 英 〃 荒 木 孝 一 〃 伊 藤 孝 志 〃 下津浦 信 啓 専務理事 松 永 夕 雅</p>	<p>〔平成21年度 2009年〕</p> <p>54代 理事長 古 賀 浩 之 副理事長 合 瀬 博 俊 〃 北 村 悟 己 〃 吉 原 崇 己 〃 村 塚 敏 一 専務理事 川 代 勇 一</p>
<p>〔平成16年度 2004年〕</p> <p>49代 理事長 松 永 夕 雅 副理事長 松 尾 弘 志 〃 大久保 孝 司 〃 城 野 大 輔 〃 北 川 弘 樹 専務理事 下津浦 信 啓</p>	<p>〔平成22年度 2010年〕</p> <p>55代 理事長 合 瀬 博 俊 副理事長 小 原 晴 義 〃 川原田 浩 二 〃 長 戸 和 光 〃 木 下 壮 太郎 〃 荒 尾 彰 宏 専務理事 相 原 宏</p>
<p>〔平成17年度 2005年〕</p> <p>50代 理事長 北 川 弘 樹 副理事長 森 裕 章 〃 居 石 昭 彦 〃 大久保 孝 司 〃 橋 詰 空 専務理事 西 岡 聖 師</p>	<p>〔平成23年度 2011年〕</p> <p>56代 理事長 小 原 晴 義 副理事長 小 木 下 壮 太郎 〃 黒 髪 清 尊 〃 村 塚 敏 一 〃 荒 尾 彰 宏 〃 相 原 崇 己 専務理事 吉 原 崇 己</p>
<p>〔平成18年度 2006年〕</p> <p>51代 理事長 西 岡 聖 師 副理事長 森 裕 章 〃 江 頭 勝 空 〃 橋 詰 浩 一 〃 古 賀 代 勇 〃 古 賀 満 美 アドバイザー 古 賀 真 也 専務理事 福 田 真 也</p>	<p>〔平成24年度 2012年〕</p> <p>57代 理事長 木 下 壮 太郎 副理事長 荒 尾 彰 哉 〃 木 下 直 哉 〃 相 原 宏 司 〃 平 川 浩 司 〃 江 口 尚 登 専務理事 村 塚 敏 之</p>

<p>〔平成25年度 2013年〕</p> <p>58代 理 事 長 荒 尾 彰 副 理 事 長 相 原 宏 〃 木 下 直 哉 〃 中 村 政 寿 〃 江 口 尚 登 〃 平 川 浩 司 専 務 理 事 久 保 和 則</p>	<p>〔令和元年度 2019年〕</p> <p>64代 理 事 長 江 崎 正 徳 副 理 事 長 瀧 本 潤 〃 西 村 祐 二 郎 〃 音 成 信 介 〃 島 内 陽 輔 〃 松 瀬 寿 和 専 務 理 事 前 田 博 己</p>
<p>〔平成26年度 2014年〕</p> <p>59代 理 事 長 相 原 宏 副 理 事 長 中 村 政 寿 〃 江 口 照 善 〃 関 洋 太 郎 〃 中 島 健 太 郎 専 務 理 事 木 下 直 哉</p>	<p>〔令和2年度 2020年〕</p> <p>65代 理 事 長 西 村 祐 二 郎 副 理 事 長 古 川 健 太 郎 〃 川 上 大 輔 〃 原 勇 太 〃 島 内 陽 輔 〃 山 口 寛 彰 専 務 理 事 松 瀬 寿 和</p>
<p>〔平成27年度 2015年〕</p> <p>60代 理 事 長 江 口 尚 登 副 理 事 長 中 島 健 太 郎 〃 前 田 博 己 〃 堤 雄 亮 〃 関 洋 太 郎 専 務 理 事 江 口 照 善</p>	<p>〔令和3年度 2021年〕</p> <p>66代 理 事 長 古 川 健 太 郎 副 理 事 長 島 内 陽 輔 〃 松 永 公 助 〃 渡 邊 雅 夫 〃 園 田 耕 太 郎 〃 吉 村 篤 専 務 理 事 川 上 大 輔</p>
<p>〔平成28年度 2016年〕</p> <p>61代 理 事 長 中 島 健 太 郎 副 理 事 長 関 洋 太 郎 〃 堤 雄 亮 〃 米 田 国 生 〃 江 崎 正 徳 専 務 理 事 大 塚 浩</p>	
<p>〔平成29年度 2017年〕</p> <p>62代 理 事 長 関 洋 太 郎 副 理 事 長 米 田 国 生 〃 真 子 勝 〃 新 居 武 〃 川 上 大 輔 〃 大 塚 浩 専 務 理 事 瀧 本 潤</p>	
<p>〔平成30年度 2018年〕</p> <p>63代 理 事 長 米 田 国 生 副 理 事 長 平 川 浩 司 〃 松 尾 隆 臣 〃 新 居 武 〃 徳 永 康 宏 〃 小 柳 敬 寛 専 務 理 事 江 崎 正 徳</p>	

# 佐賀青年会議所シニア・クラブ規約

## 第1条 名 称

本会は佐賀青年会議所シニア・クラブと称する。

## 第2条 事務所

本会の事務所は佐賀青年会議所事務局に置く。

## 第3条 目 的

本会は佐賀青年会議所に籍のあった者が会員相互の親睦を図ると共に佐賀青年会議所の活動を支援する事を目的とする。

## 第4条 事 業

本会は目的の範囲内に於て次の事項を行う。

- ・ 会員総会・役員会に於て、決定された事項
- ・ 佐賀青年会議所より委託された事項

## 第5条 会員資格及び会費・入会金

佐賀青年会議所に籍のあった者（但し正会員の年齢制限を越えた者）は所定の手続きを経、役員会の承認の上本会に入会することができる。

- ・ 佐賀青年会議所の会費を完納している事。
- ・ 前条の入会に際しては、入会金10,000円を納入するものとする。
- ・ 会費は年間会費とする。

会費は前納とし毎年三月末までに納入しなければならない。

- ・ 年間会費が未納の会員については、その年度の会員としての処遇を受けられない。

## 第6条 退会除名

退会を希望する会員は退会届を提出しなければならない。年度途中で退会しても既納の入会金及び会費は返還しない。

- ・ 会員がクラブの体面を傷つけ又主旨に反する行為があった時は除名される事もある。

## 第7条 総 会

本会は毎年一月会員総会で開催する。又必要に応じて役員会を開催する。

総会においては予算・決算の承認、役員を選任・解任、本会規約の設定変更を行う。

理事会においては総会に提出すべき事項、総会から委任された事項その他必要な事項を審議処理する。

且つ佐賀青年会議所の会合の出席については役員会が必要と認めた時。

## 第8条 基 金

本会の運営に必要な経費は、会費を基金としてその基金より生ずる収入を以って、これに充当することを原則とする。

## 第9条 役員

本会に次の役員を置く。

但し、年齢は満50歳未満の者とする。

会 長	1名
副 会 長	2名
理 事	10名以内
監 事	2名以内

理事及び監事は会員総会に於て選出する。

会長は理事の互選により定める。

会長は会員総会・役員会を招集しつつ且つ佐賀青年会議所の連絡の任に当たる。

役員任期は二年とし、重任を妨げない。

第10条 本会の事業年度は1月1日より同年12月31日までとする。

第11条 本規約の設定及び変更は佐賀青年会議所役員会へ通達する。

## 附 則

本規約は、平成9年1月1日から施行する。

平成8年1月17日改正

2009.11.2 制定

# (一社) 佐賀青年会議所 防災危機管理マニュアル



# (一社) 佐賀青年会議所防災危機管理マニュアル要綱

防災危機管理マニュアルの主旨と目的

主旨：命を尊び、市民とまちの為に、災害に毅然と立ち向かう（一社）佐賀青年会議所メンバーの危機管理活動をここに定める

目的：災害発生時・非常時に自身、家族、近隣の安全確保を行い、速やかに集合し、円滑な対応と確実な災害対策活動を行い、被害を最小限に防ぎ、早期復興を最大限の努力で全うする事。

対策本部・実行本部の設置と構成

## 1. 対策本部の設置

- ① 非常事態宣言が発令され、災害が発生した場合とする。
- ② 対策本部長、対策本部役員が協議の上、発動をした場合とする。

## 2. 対策本部構成員

- ① 対策本部長を理事長とする。
- ② 対策副本部長を直前理事長と顧問、監事とする。
- ③ 対策本部役員を理事長、副理事長、顧問、専務理事、監事とする。

(36 時間以内に集合した常任理事・理事より対策本部長が指名する、災害対策部隊 6 名を含む)

対策本部には、対策本部長、対策副本部長 2 名以上、対策本部役員以下、役割ごとに分けて、次の担当部隊を置く。

(本部事務局長、本部設営備品、情報収集対応、情報発信対応、救援物資対応、ボランティア受入、ボランティア活動) の各部隊

## 3. 実行本部構成員

- ① 実行本部役員を常任理事・理事とする。
- ② 実行本部員を佐賀青年会議所メンバーとする。

被害状況により、集まるメンバーや時期が異なる上、交代要員も含め多くの人手が必要となるが、揃うまで待つのではなく、対策本部長の指示の下、集まったメンバーで、必要な人員を分担し対応する柔軟な必要があると考える。

## 4. 対策本部・実行本部の設置場所

- ① 第一候補地を、佐賀青年会議所会館とする。
- ② 第二候補地を、神野小学校とする。(佐賀青年会議所近隣の市指定避難所施設)

5. 対策本部・実行本部構成員の集合時間

- ① 対策本部構成員の集合時間は、災害発生時より速やかに集合する。  
(理事長、副理事長、顧問、直前理事長、専務理事、監事)
- ② 実行本部役員の対策本部役員より連絡が入り次第、速やかに集合する。  
(理事メンバー)
- ③ 実行本部員の集合時間は、実行本部役員より連絡入り次第、速やかに集合する。  
(会員メンバー)
- \* メンバー本人、家族、近隣住民の安全と避難を最優先して、地域、避難所等で、災害応急対策活動を行い、状況把握・情報収集をした後、本部（佐賀青年会議所）に集合し、安否・情報、状況報告の上、対策本部長指示の下活動を開始する。

6. 対策本部・実行本部の解散

対策本部役員、実行本部長が協議の上、解散とする。

7. 見直し訓練

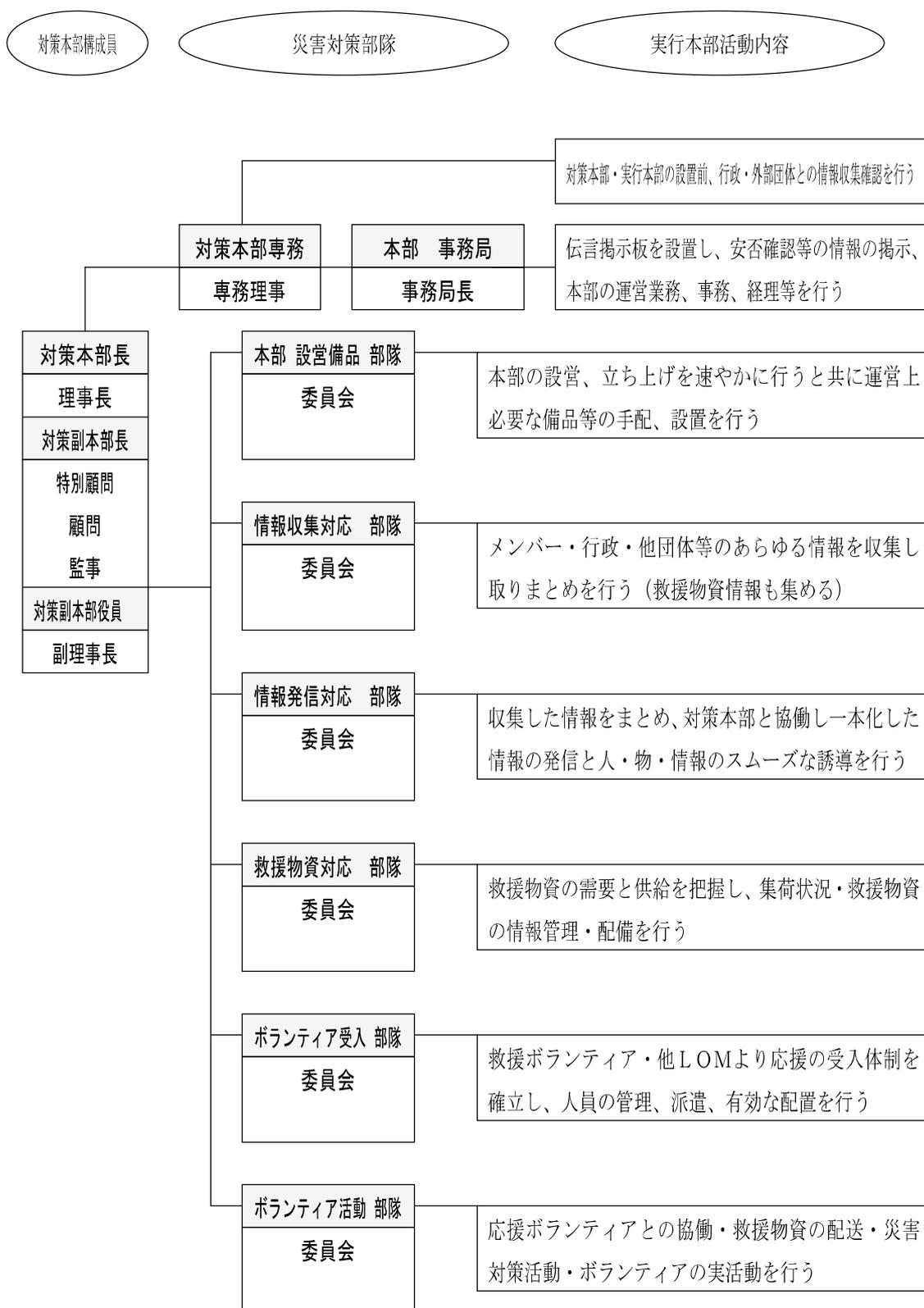
(一社) 佐賀青年会議所防災危機管理マニュアルの定期的な見直しを行うものとする。

また、災害訓練等の実施を行うものとする。

8. 本マニュアルの管理責任者

対策本部専務（専務理事）保管する。

9. 災害時対策組織表

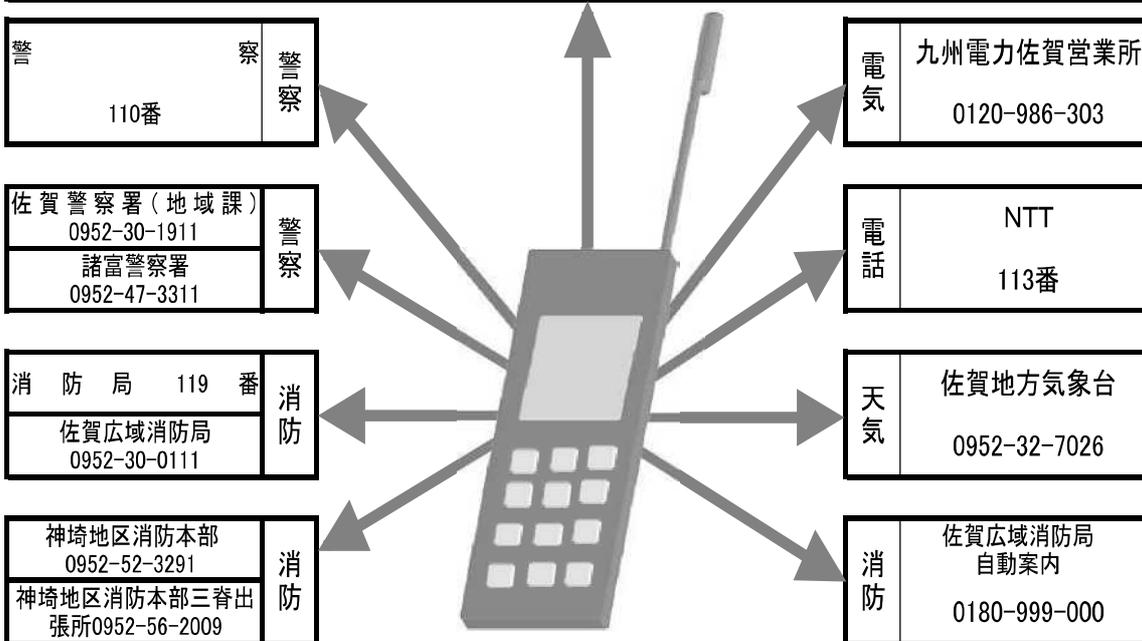


10. 情報収集・発信先

# 災害時連絡表

(JC関係機関)

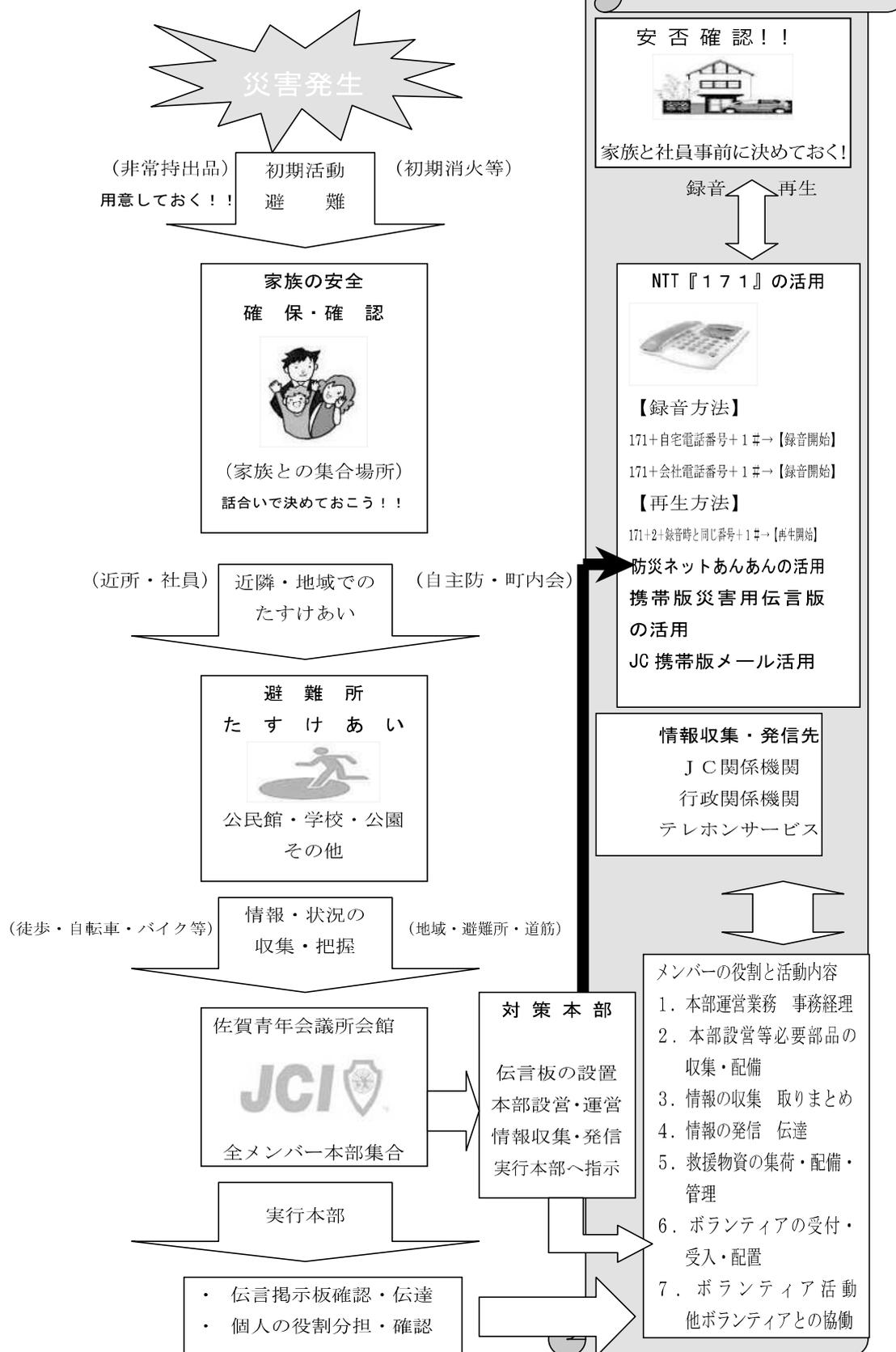
氏名	電話	氏名	電話
佐賀JC	0952-32-1565	鳥栖JC	0942-82-7275
伊万里JC	0955-23-3616	陶都有田JC	0955-42-2097
鹿島JC	0954-62-5656	佐賀ブロック協議会	0952-32-1565
唐津JC	0955-73-7205	九州地区協議会	092-411-9936
武雄JC	0954-23-4333	日本JC	03-3234-5601



(行政関係機関)

氏名	電話	氏名	電話
佐賀市役所(災害対策本部)	0952-24-3151	佐賀市東与賀支所	0952-45-1021
佐賀市諸富支所	0952-47-2131	佐賀市久保田支所	0952-68-2111
佐賀市大和支所	0952-51-2426	佐賀市三瀬支所	0952-56-2111
佐賀市富士支所	0952-58-2111	佐賀市川副支所	0952-45-1111

災害時対応フローチャート



# 一般社団法人佐賀青年会議所の ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

ツイッターやフェイスブックやブログに代表されるいわゆるソーシャルメディアは、今や生活において欠かすことのできない重要な情報手段となりつつあります。

(一社)佐賀青年会議所活動においても、これらソーシャルメディアを有効に活用することで、LOM内外への情報を効果的に伝えられるだけでなく、それらを通じ会員間の交流の促進や、市民の意見を聴取することが可能となっており、今後ますます会員同士また市民・行政との相互関係の構築に当たっては重要な手段となることを見込まれます。

一方で、ソーシャルメディアには、匿名性や一方的な記述が可能であるといった特性もあり、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引き起こし、社会に対し多大な影響を及ぼした企業の例など、リスク対策をしっかりと行わなければならない面もあります。そのため、ソーシャルメディアを使いこなすためには、その利用者がソーシャルメディアの特性や自らに関わる社会的規範などを十分理解する必要があります。

そこで、(一社)佐賀青年会議所会員各位(以下「LOMメンバー」といいます。)において、ソーシャルメディアが適切に利用され、その有用性を十分に活用できるよう、LOMメンバーがソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにする「(一社)佐賀青年会議所のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)を策定することとしました。

## 1 ソーシャルメディアの定義

フェイスブック、ブログ、ツイッター、電子掲示板、ホームページ等に代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。

## 2 ガイドラインの必要性及び目的

ソーシャルメディアは有効な情報伝達手段である一方、その情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、さらには意図せずして特定又は不特定の人たちの感情を害した場合には、想定しない影響を及ぼす場合もあることから、事前にそれらリスクを回避するため、LOMメンバーが留意すべき事項を明らかにしたものがこのガイドラインです。

## 3 ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、(一社)佐賀青年会議所の会員(LOMメンバーと)としての身分を有する者に対して適用されます。

#### 4 ソーシャルメディア利用に当たっての基本原則

- (1) LOMメンバーがソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、(一社)佐賀青年会議所の会員であることの自覚と責任を持たなければなりません。
- (2) 関係法令および佐賀青年会議所の定款をはじめとする各種規定等を遵守しなければなりません。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意しなければなりません。
- (4) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意する必要があります。一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておく必要があります。
- (5) 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷ついたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければなりません。  
また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けなければなりません。
- (6) 次に掲げる情報は発信してはなりません。
  - ① 不敬な言い方を含む情報
  - ② 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
  - ③ 違法行為又は違法行為を煽る情報
  - ④ 単なる噂や噂を助長させる情報
  - ⑤ わいせつな内容を含むホームページへのリンク
  - ⑥ その他公序良俗に反する一切の情報

#### 5 ソーシャルメディアを利用して、(一社)佐賀青年会議所活動に関する情報を発信する際の留意事項

- (1) (一社)佐賀青年会議所及び佐賀青年会議所に利害関係にある者は、団体の秘密に関する情報を発信してはなりません。
- (2) (一社)佐賀青年会議所及び他者の権利を侵害する情報を発信してはなりません。
- (3) (一社)佐賀青年会議所のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信してはなりません。
- (4) (一社)佐賀青年会議所の活動に関する情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意する必要があります。
- (5) 自らは直接関わらない事項であっても、(一社)佐賀青年会議所に関する情報を発信する場合にあっては、読み手側では(一社)佐賀青年会議所の会員として一定の関係者として理解し、その記述が不正確な場合には誤解される場合があることについて十分留意する必要があります。

# 2022年度 事業報告

## 2022年度スローガン

### 銀鱗躍動

～地域で勢いよく輝き続ける団体を目指し～

2022年は昨年に引き続き、コロナ禍でのスタートとなりました。しかし、この状況を2年間経験していたこともあり、今私たちができる最高の形で事業を展開していくことができたのではないかと考えております。この一年を振り返ると、先輩諸兄と行政の方々、関係団体、そして住み暮らす地域の皆様に対する感謝しかございません。私どもの事業に関わって頂いた皆様、そして佐賀青年会議所のメンバーには心から感謝を申し上げます。一年間の活動を各委員会の担いに沿って報告致します。

#### 【総務・広報委員会】

生活様式が大きく変わっていく中、青年会議所としても時代に合った運営方法を見直す必要があると考えました。そこで、効率的な会議運営を行うため、新たな会議システムの導入と年間通しての各種会議の運営をしていただきました。また、会員の質の向上を図るため、理事会へのオブザーブ参加を促し、多くのメンバーが参加していただきました。

また、広報に対しては、佐賀青年会議所のブランディングの向上を目的としてSNSなどの広報媒体を駆使し、年間通して活動を発信していただきました。会議体としては、運営を担う委員会は縁の下の力持ちであり、今後も時代に合ったシステムの構築を行っていく必要があると考えます。

#### 【会員拡大・研修委員会】

青年会議所は、「地域づくり」の団体ですが、私は「人づくり」の団体でもあると考えております。より多くの方が青年会議所での経験を得れば、地域活性化を促すと考えます。本年度は、新たに23名のメンバーが入会しました。また、ここ2年、各種大会などがほぼ中止で、新入会員のみならず、在籍のメンバー同士の交流があまりできていませんでした。そこで、スポーツ例会を実施し、スポーツを通して今まで交流できなかった会員同士の友情を深めることができました。

#### 【まちづくり委員会】

本年度は2年ぶりに佐賀城下栄の国まつりが開催されました。コロナ禍ということもあり、人と人の接触時間を短くするため、打ち上げ数はそのままでは通年より短くし、実施しました。2年ぶりの開催ということもあり、多くの市民の皆様にご元気を届けられたことと確信しております。

また、下校時の子どもの見守り活動が実施されていない日があることがわかり、神野校区にて3月～12月まで毎週水曜日夜校時の子どもの見守り活動を実施しました。12月には、神野校区にある複数の企業に「子どもへのまなざし運動」に登録していただき、本年度行った活動を引き継いでくれることができました。地域に変革を与える青年会議所らしい一事業だったと考えております。

#### 【国際・交流委員会】

本年度38年目を迎えた社団法人台南市新營国際青年商會との交流は、2年間直接的な交流がなかったため、今年こそは。と思っておりましたが、コロナの状況を鑑み、本年度もwebでの会務交流会議のみとなりました。2023年こそは直接的な交流ができることを切に願っております。

11月には、多様性を受け入れること、そして友情の輪を広げることが平和へと繋がるという意識の醸成を目的に地域交流多文化運動会を開催していただきました。当日は留学生、住み暮らす子どもたちなど100名の皆様に参加していただきました。参加された皆様には、普段交流することがあまりない方々とコミュニケーションを取ることで、友情の輪が広がったのではないかと確信しております。

#### 【ビジネス・防災対策委員会】

本年度は、昨年より続いた災害に対して、昨年災害協定を交わした青年団体との強固な連携を図るため、災害・防災に関する公開例会を開催しました。本年は災害がなかったものの来年以降発災する可能性もあるため、引き続き強固な関係を築いていきたいと考えております。

また、災害・防災に対する意識醸成を図るため、11月に「親子でたのしく学ぼう さが防災運動会2022」を開催していただきました。当日は、運営の補助として、包括提携を結んだ西九州短期大学と佐賀龍谷学園より49名の生徒の皆様、そして129名の市民の皆様に参加していただきました。体を動かし、楽しみながら災害・防災を学べた事業だったと確信しております。

## 結びに

昨年、私たち佐賀青年会議所は、8月総会にて「全国大会の招致を目指す」ことを総会決議いたしました。そして本年5月に全国大会主管青年会議所立候補届、7月には全国大会の意見交換として公益社団法人日本青年会議所全国大会運営会議との対話集会、また、関係団体の皆様へのご理解・ご協力を得るため21団体への表敬訪問、全国大会主管経験のある青年会議所への訪問、九州地区すべての青年会議所へのお願いに向けた訪問など、全国大会に関することで各地を飛び回りました。そして、10月、大分の地で開催された公益社団法人日本青年会議所第9回理事会にて「2025年度第74回全国大会主管青年会議所」に全会一致にて決定いたしました。全国大会は1万人規模の全国のメンバーが開催地に集結することで経済的に地域活性化の一助を担うのと同時に、2025年まで公益社団法人日本青年会議所とコミットすることでメンバーに多くの成長の機会が得られる事業でもあります。これを経験することにより、将来佐賀の第一線で活躍する人財が青年会議所から多く輩出されることを願っております。

末筆となりますが、この一年間、理事長として活動させていただき、本当にありがとうございました。私にとってもかけがえのない一年となりました。多くの先輩方、地域の皆様に支えられ、現在の佐賀青年会議所があることを再確認いたしました。私ども現役メンバーはその思いを絶やすことなく次代へとつないでいかなければなりません。多くの仲間と出会い、共に成長し喜びを分かち合える、この佐賀青年会議所を誇りに思いますし、これからも期待しております。私どもの活動、運動を支えてくださったすべての皆様に感謝を申し上げ、2022年度の報告と致します。

## 総務・広報委員会 事業報告

委員長 古賀 修平  
副委員長 久米 雄大  
副委員長 高橋 直弘  
運営幹事 吉田 匡佑  
運営幹事 中澤 行秀

2022年度、総務・広報委員会は、島内理事長による佐賀青年会議所活動の有効性を最大化すべく、守りとしての総務、攻めとしての広報という二つの側面から、様々な取り組みをおこなってまいりました。

まずは、当委員会が運営を担う一月、八月、十月の総会について、新型コロナウイルス感染症の影響が未だに残る中ではありましたが、ハイブリッド形式等開催形式も工夫した結果、無事に開催でき、また当年度並びに次年度に関する重要な議案についても無事に審議、可決承認を行う事ができました。

また、例年佐賀県赤十字血液センターと開催している四月の献血運動についても、ゆめタウン佐賀にて当委員会メンバーを中心に多くの会員による献血呼び掛けを行い、コロナ禍で不足している輸血用血液の確保に貢献することができました。その中で、献血運動を持続的に行う団体としての「献血サポーター」への登録も行い、次年度以降の活動により弾みをつける一助とすることができました。

そして、佐賀青年会議所が、「会議所」としてしっかりと議案を協議・審議し、また議案作成など滞りない運用をサポートするため、アジェンダシステムについて、従前の **html** を用いたものから、**Google Workspace** を用いたクラウド化を実現いたしました。システム導入に際して会員の皆様には操作、導入で幾らかご迷惑をお掛けもしましたが、従前と比して、複数人による議案の同時作成や閲覧・変更履歴の保存、当該年度の議案を一目で視覚的に捉え、また利用が出来るようになるなど作業効率が大きく向上したとお褒めの言葉も頂くことができました。

また、理事に限らず全ての会員が主体的に佐賀青年会議所に関与する切欠作りとして、メンバーの理事会オブザーブ参加を推進いたしました。様々な議案ひいては事業がどのようなフローで実現していくのかを体感することができ、次年度以降一人でも多くの方が積極的に活動に参画することを期待してのものでしたが、実際のオブザーブ参加は一部のメンバーに留まりました。しかし、参加者からは良い機会だったと高評価を得、実際次年度に理事予定者として名を連ねることとなった方もいらっしゃり、一定の効果はあったのではないかと感じています。

広報の観点からは、従来のホームページから **WordPress** を用いた新ページへ更新を行い、コスト削減、セキュリティ並びに視認性の向上等などに取り組みました。また、情報発信ツールとしての **SNS** について、従来の **Facebook** に加え、**Instagram** のアカウントを作成、**Facebook** ページと連動させることにより、負担感なく多くの世代、ユーザーへ当会議所の活動を周知する事が出来ました。

さらに、公益社団法人日本青年会議所第74回全国大会の招致に向けて動く中、佐賀青年会議所の認知度を向上させるため、県内の自治体や経済団体など様々な団体のリーダーへの表敬訪問を行い、22名の方へのご挨拶、意見交換等をさせていただきました。佐賀青年会議所を卒業された先輩方も数多くいらっしゃる中で、この機会を通じて佐賀青年会議所の”今”に触れていただき、今後の活動に温かいまなざ

しを向けていただけることも非常に多く、大変に励みになるお言葉も頂戴することが多々ありました。

例年、総務を担当する委員会はその職責の性質上、往々にして活動が地味となり、また集まりも低調になる傾向があると拝察しています。しかし、本年度総務・広報委員会メンバーの皆さんは、公的な立場や他に奉仕活動を行っているなど忙しい時間の合間を縫って、集まった際にはしっかりと委員会や懇親会で青年会議所の在り方について議論を行い、また各種議案の枠組みを超えた、全国大会招致や日本青年会議所委員会など求められる水準が高い課題に対しても快く協力をしてくれました。

この年、全国大会招致がお題目ではなく、三年後に到来する現実的な”事業”となる中、総務・広報委員会の本年度の取り組みが、当年度の”取り組み”にとどまることなく、次年度以降にも少しでも良い影響を与え続ける”仕組み”に昇華されることを期待します。また、当委員会で活躍をしたメンバーが次年度以降も佐賀青年会議所、そしてシニア・クラブというそれぞれのフィールドで、周囲により良い影響を与え続ける存在となり、明るい豊かな社会の実現という目標に向けて、共に走り続け、高めあえるパートナーとしてこれからも協働していきたいと考えています。一年間、本当にありがとうございました。

## 会員拡大・研修委員会 事業報告

委員長 田中 徳晃  
副委員長 鶴田 翔  
副委員長 武富 時比古  
運営幹事 川代 聖人  
運営幹事 住岡 真司

2022年度会員拡大・研修委員会は新入会員の募集と仮会員の研修をメインに活動を行ってきました。長く続く新型コロナウイルスの感染拡大の影響が続く中、二月に拡大のための例会、六月に会員全体の交流と資質向上のためのスポーツ例会、12月の例会・卒業生を送る会を開催しました。まず、拡大のためにメンバー皆さんから情報をいただき、行政民間いろいろなところに挨拶や面接になるべく我々が候補者に会いに足を運びました。そして、仮会員の皆さんには早く仲間になってほしくて、二カ月以内には仮会員の皆さんの都合を合わせ、案内をして例会・委員会傍聴と基礎研修を受けていただきました。基礎研修は私の色を出して、基礎知識の勉強と格闘技を混ぜたスポーツをし、皆さんにきつい・辛い思いをして、乗り越える心と同期入会の思い出に残る内容にしました。

二月例会は拡大に対するメンバー皆さんの拡大の意義、重要性を共有するため、過去に会員拡大に大きな成功されましたOBOGの江口義則先輩と韓冬梅先輩をお呼びしてZOOMにて例会を開催しました。新しい拡大の方法や過去の思い出などの話になりメンバーには良い刺激だったと思います。六月例会はスポーツ例会をし、楽しく佐賀青年会議所の歴史・基礎知識・歴の長いメンバーの思い出を共有しながらきつくて辛い思いをしてもらいました。私が青年会議所のメンバーは運動不足の方が多いため皆さんに小スペースと短時間で集中してできる筋トレを紹介しました。12月までに「痩せたよ!!」って声も聞けて良かったです。入会の浅いメンバーや委員会を超えた交流が出来て絆が深まったと思います。12月例会・卒業生を送る会を開催しました。

2022年度島内理事長が掲げられたスローガンの下、佐賀青年会議所で行った運動・活動・事業を振り返り、今年得ることができた学びや気づき・知識をメンバーで共有し次年度へとつなげられたと思います。

また卒業生を送る会では今までのJC活動で築き上げてこられた経験や思いのスピーチを聞いて皆で振り返り、卒業される先輩方一人一人が様々な思いで活動されてきた事を知り、学びや気づきを次年度へ繋げていけたのではないかと感じました。卒業生を送る会のお花とのぼりは、卒業生のみなさんに喜んでいただきました。懇親会のサプライズでは卒業ということで、白蓮会館九州本部長の大野先生をお招きして、卒業生一人一人へ試割り用の板に寄せ書きを各委員会に準備していただき、新しい門出に一人一枚ずつ割っていた

だき新しスタートを切ってもらいました。皆さんはじめての体験に喜んでいただき、最高の懇親会で送り出せたと思います。

最後に、一年間行う事業に最後まで常に一緒に伴走し、ご指導ご支援頂いた畠中室長、園田副理事長に心から感謝いたします。委員長として不安がある中で、全力で事業を全うできたのは委員会メンバーの皆様をはじめとした新入会員のご協力のおかげであり、委員会メンバーの知恵と行動力の賜りものです。最高の仲間たちと一年間共に活動ができ、委員長の役目を全うできたのは、私の人生の最高の思い出であり、かけがえのない仲間たちに出会えたことは一生の宝物でもあります。

このような成長の機会を与えて頂いた島内理事長をはじめとするメンバーの皆様、今年佐賀青年会議所へ入会してくれた23名の新入会員の皆様へ感謝を申し上げ、会員拡大委員会の事業報告とさせていただきます。一年間本当にありがとうございました。

## まちづくり委員会 事業報告

委員長 蒲原 伸矢  
副委員長 鶴田 京平  
副委員長 坂井 輝孝  
運営幹事 原岡 寿行  
運営幹事 武田 星弥

まちづくり委員会では、4月例会、春季河川清掃、7月例会、佐賀城下栄の国まつり、全国大会おおいた大会のアテンドを行いました。

まずは、4月例会では、2名の講師をお招きいたしまして地域課題と問題解決方法・経営者の視点から選んだ「CSOという選択肢」というテーマにてご講演いただきましてまちづくり運動に対する意識と役割などを考えることができ、これから行政や他団体とどのように関わっていく事ができるのかのヒントを得ることができました。

さらに、春季河川清掃では、自然への感謝の気持ちを込めて佐賀青年会議所メンバー一丸となって汚れながらも河川清掃を必死に行い奇麗になり今後も継続事業として行っていく必要があります。

また、7月例会では、1名の講師をお招きいたしまして佐賀の伝統ある栄の国まつりの過去と今後の未来についてというテーマにてご講演いただきまして、講師講演の中で過去の動画が流れるとメンバーの中からは懐かしなどの声もありメンバーにとっての学びとまつりに対しての意識向上に繋げることができました。今回の例会を行ったことで今後の祭りのあり方の道筋が一つできたのではないかと思います。このことを踏まえ来年の祭りとの関係性がより良いものになると確信致しました。

そして、佐賀城下栄の国まつりでは本年は3年ぶりの佐賀城下栄の国まつりという事もあり、観客動員数が多くとても盛り上がりました。花火が打ち上がると同時にこれまで準備にかけた思いが込みあげ、遠くから地域の方々の歓声が聞こえた時は本当に嬉しかったです。メンバーの皆様と一緒に警備を行なって頂きまして、委員会メンバーが同じ思いで動いてくれたので無事に花火を打ち上げる事ができ、15分と短縮ながらも迫力があつたなど、市民の皆様に感動と思い出に残る花火大会ができました。翌日の清掃活動も多くメンバーが参加して頂き、綺麗にする事ができました。大人みこしは、卒業生とメンバーに参加いただき、佐賀青年会議所を地域の皆様に周知することができました。総踊りでは、皆が一丸となり楽しく踊ることができたので、審査委員特別賞を受賞する事ができてとても嬉しかったです。栄の国まつりを皆で盛り上げ楽しむ事ができ、忘れられないまつりとなりました。とても暑い中多くのメンバーに参加しご協力していただきました事を心より感謝を申し上げます。

さらに、全国大会おおいた大会のアテンドでは、メンバーの皆様には行程で時間が圧している中でご協力いただきましたおかげで、卒業生にも喜んでいただき「お疲れ様」や「よかったよ。ありがとう」の言葉をかけていただき、早い段階から準備を行って来て本当に良かったと思えました。

また、通年事業では、1年間佐賀青年会議所会館がある神野地区にてまなざし運動の地域見守り隊を毎週水曜日子供の下校時に行った事で、子供たちの安全と連れ去りを守りました。そして、まなざし協議会と一緒に報告会を行い、企業の皆様にこの運動を周知した事と神野地区の企業の皆様をお願いをした事でこの運動を引き継ぐことができました。

最後に、メンバーの皆様のご協力で1年間終わることができ、学びと素晴らしい思い出ができました。本当にありがとうございました。



## 国際・交流委員会 事業報告

委員長 古賀 智博  
副委員長 陣内 宏樹  
副委員長 今泉 直人  
運営幹事 横尾 伸一郎  
運営幹事 山本 光一郎

2022年度の国際・交流委員会では、先輩諸兄の皆さまから引き継がれている「社団法人台南市新營国際青年商會への訪問事業」を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、現地到着後の隔離期間が10日間前後という状況になり断念せざるを得ないという結果になりました。代替りの事業として「地域交流多文化運動会」を開催し、地域に住まう在留外国人の方々と交流しながら、スポーツを通して協力関係を築き、国内でも出来る国際交流的な事業を執り行う事ができました。

年間を通して国際・交流委員会が担った役割としては、上記2つの事業の他、「3月・11月例会の企画・運営」「AS PAC堺高石大会」「秋季河川清掃」「JCI世界会議参加者への支援」という役割を頂きました。委員会の設立背景として、人口減少が進んでいく地域社会の中で、どのように在留外国人の方と関わっていき、多文化共生的な明るい豊かな社会を創造していくのかという事を念頭に、3月例会においては、在留外国人の方をお招きし、やさしい日本語を学び実際に活用しながら交流する例会を行い、在留外国人の方も交流の機会を探していらっしゃる事や、率先して地域事業に参加される方も多くいらっしゃる事がわかり、地域事業に参加するメリットが希薄に感じていた、私個人の勝手な想像との認識の違いは、メンバーにとっても新たな発見に繋げる事が出来たと思います。また、本年度のAS PAC堺高石大会の場においては、2025年度の全国大会主管候補として立候補を届けるという、佐賀青年会議所にとって方向性を示す大きな役割の場となり、多数のメンバーでの参加という事にはコミット出来ませんでした。少数なおかげで本当に楽しい良き思い出となりました。これから日本青年会議所が開催する事業においてLOMメンバー全員登録や、日本青年会議所への出向者の排出といった険しい道のりが待っている中、本年度で卒業してしまう私が出来る事として、11月例会で出向者を労う場を創出し、全国大会への理解を深めていかなければならないという強い思いをもって企画・運営をしました。また、本年度の全国大会主管を経験されましたJCI大分より姫野理事長と清藤大会実行委員長との対談で、出向に対する意識の変革や全国大会に向けた機運を高めることが出来たと思っております。

前付で記載の通り、新營JCへの訪問は叶いませんでしたが、10月にWeb会務交流会議を行いました。蔡會長からギリギリまで訪問の可否を待つて欲しいという要望の中で、審議上程の間近である8月30日まで待ちました。数回のミーティングを重ねていた

ことと、事前に議案の準備をしていた事もあり、スムーズにWeb会務交流会議を迎えることが出来ました。私見となりますが、本事業の存続についてメンバーの様々な考え方があるという認識をしていましたが、JCIが掲げる恒久的世界平和の実現という背景が見えていない事が要因に挙げられると思います。国境を越えて仲間として繋がっていける事は、人生をより豊かで素晴らしいものにする事ができ、その輪こそが世界平和に広がると思います。コロナ渦を踏まえた今こそ、一度原点に回帰する必要があると感じました。

このような葛藤を抱え11月には地域交流多文化運動会を開催し、在留外国人の方とスポーツという手法を用いて、楽しく協力関係を築きながら交流を深めました。在留外国人・小学生の参加者の方々より、楽しかった、また参加させて欲しい、食に関するイベントもやって欲しいといった声を多く頂きました。是非機会があるのであれば、食に関するイベントは楽しそうですので、企画していただければと思いました。また、メンバーの皆さまへのアンケート結果においても、友情の輪を広げることが恒久的世界平和に繋がるという事を感じていただけたとの結果になり、開催して良かったと思っております。

最後になりますが、18カ月の短いJC活動ではありましたが、本当に個性が豊かで、色々なカラーが溢れるメンバーの中で、人としての器を大きなものに成長させる機会を頂けたと感じております。これも偏にスタッフの方々の支えが無ければ、委員長としての責務を全う出来なかったと思います。青年会議所活動は、楽しいだけでは成立せず、修練ばかりでも成立せず、一人では成しえない事が多くありました。この1年間を全うできた事は、それらを成しえた上で、より友情の輪を広げる事が出来た結果ではないかと思えます。メンバーの皆さま本当に一年間ありがとうございました。

以上で2022年度国際・交流委員会の事業報告とさせていただきます。

## ビジネス・防災対策委員会 事業報告

委員長 飯笹 壽久  
副委員長 宮原 巧  
副委員長 山田 慎也  
運営幹事 井手 崇人  
運営幹事 千々岩 征博

災害はいつ起きるか分からない。佐賀はここ数年様々な災害に見舞われてきました。ビジネス・防災対策委員会では5月例会、メイン事業である～親子でたのしく学ぼう さが防災運動会2022～を開催致しました。またビジネスの分野では、9月例会にてSNSの活用法を学びました。他にも、新年会やサマーコンファレンス2022のアテンド、薩長土肥の会の会のアテンドを行いました。

まずは、新年会です。毎年の事ですが新体制の初めての対外事業となります。開催1週間前に新型コロナウイルスの感染拡大があり、最後までリアル開催を模索した結果、メンバーに関してはリアル開催、来賓につきましてはWEB開催となりました。島内新理事長の得意のダンスをティーンズミュージカルSAGAの子どもたちと披露いただき新年のいいスタートがきれました。

つぎに5月合同例会では、青年団体にできることをテーマに協定を結んでいる商工会青年部の方や、県内各LOMメンバー、佐賀災害支援プラットフォーム、佐賀市、佐賀市社会福祉協議会まで多くの団体に参加していただきました。有事に連携するためにはまず平時からの繋がりがとても重要という事を学びました。

さらに、サマーコンファレンス2022へ佐賀JCメンバーとともに参加し、改めてJCという組織のスケールの大きさに圧倒されました。地域のためにできる事を考えることができました。

また、9月例会では、SNSについて学ぶ機会を場を構築しました。熊本で活躍されているインフルエンサーの富永様を講師にお招きし、SNSを社業でも活用できるよう講義を撮影メンバーの会社でも学べるように工夫しました。また富永様には希望者に対して1カ月程度の支援をしていただきました。

そして、メイン事業として～親子でたのしく学ぼう さが防災運動会2022～を開催いたしました。災害について調べてみると全国的に若年層の災害意識の低さが顕著にあらわれており、佐賀においても同様のことが言えました。理由を調べてみると、育児が出時間ととれない、何をしていたかわからないなど日常の忙しさや、学ぶ機会の少なさが目立ちました。そこで子どもと一緒に参加体験ができる防災イベントの企画に取り組みました。防災というと難しく考えがちなので楽しく学ぶにはと考えているうちに、体を動かしながら体験することで記憶に残そうと日本人になじみのある運動会形式にしました。またコロナ禍で親子で参加できるイベントが無くなっていたことも災害時に必要な家族との情報共有の大切さ再確認することにもつなげられたと感じています。さらに今回は西九州大学短期大学部にご協力いただき、参加者に対し避難所等を想定し炊き出しの提供、災害食についての説明、イベントの運営をしていただきました。皆様とても優秀で楽しんでいただけたと感じています。実施後のアンケートをみても学びにつながれたと思います。今後も地域の人々との連携は重要になってくると思いますので良い関係を築いていきたいと思います。内容としてはまずレクリエーションとして災害についての知識向上、防災グッズや人命救助に関する事を学びました。講師には佐賀広域消防局、佐賀災害支援プラットフォームの方をお願いしました。その後学んだことを復習できるような競技内容にしていたため、参加者の学びや良い思い出にできたと感じております。嬉しいことにアンケートにとっても学びになった、有料でも参加したい、など多数のお褒めの言葉をいただきました。開催した意義は十分にあったと今では感じています。

さらに、12月には薩長土肥の会が3年ぶりに鹿児島島の地で現地開催となりました。鹿児島JC、萩JC、高知JCとともに交流を深める機会となりました。残念ながら高知JCは不参加でしたが、やはり参加しないと分からない事が多く、良い学びの場となりました。

最後になってしまいましたが、ここまでの活動ができたことは自分一人の力ではなく委員会メン

バー全員の協力があり達成できたことだと思います。今年1年一緒に活動してくれたメンバーには本当に感謝しかありません。一生涯付き合える仲間と出会えたと確信しました。こういう仲間はJCだからこそできたのだと思います。委員長を受けて良かったと心から思っています。今後委員長を受ける皆様には是非様々な事に挑戦をしていただきたいと思います。困ったとき、壁にぶち当たったときはメンバーを頼ってみてください。必ず助けてくれます。ともに頑張っていきましょう。今年協力して下さった全ての皆様に感謝です。

以上で、2022年ビジネス・防災対策委員会の事業報告とさせていただきます。

公益社団法人 日本青年会議所  
2022年度 全国大会運営会議  
出向者報告

2022年度 全国大会運営会議  
第4小会議 副議長 堤雄史

「愛を抱いて進め、JAYCEE！」を大会テーマとして、第71回全国大会おおいた大会が日本JCの1年間の運動の集大成の場となるよう、全国大会運営会議の運動を展開してまいりました。

全国大会運営会議は第1から第5小会議で構成されており、それぞれ異なる役割を有し、全体で100名を超える出向者で構成されており、日本JCの委員会・会議の中で最も構成メンバーが多い会議体です。

出向することが決まってからすぐに東京で行われた引継式に参加しました。毎年、当年度と次年度のスタッフ間で引継式を行う伝統があり、今年の引継式は名古屋で行われました。

第4小会議は主に広報、運輸、宿泊、表敬訪問、エクスカージョンを担当しました。

広報は全国大会のHPの運用、SNSにおける発信記事の作成、キャラバン等が主な内容です。発信記事の作成に当たっては、コンプライアンス等の観点から他の委員会や上席の確認も経る必要があります。かつ、どのような視点で記事を作成する必要があるかを学ぶことができました。キャラバンにおいては、直近2年間はコロナ禍でキャラバンを行うことができなかったのに対して、今年は各地区大会がリアル開催されることに伴い、全10地区大会、総会、ASPAC、サマコンにおいてキャラバンを実施し、私自身ほぼ全てのキャラバンに参加するため全国を飛び回り、多くの地区の方と交流する機会を頂きました。

運輸や宿泊においては、第71回全国大会の開催地である大分は佐賀と同様に公共交通機関や宿泊施設が東京等の大都市と比較して充実しておらず、どのようなことを事前準備として行う必要があるのか、大会期間中にどのような苦情等があるのかを知ることができ大変勉強になりました。

表敬訪問においては県や市との事前の調整の重要性等を学ぶことができました。

エクスカージョンにおいては、野球大会やじゃがいもが数年ぶりの開催となり、過去の実際の開催内容を確認することが難しいという困難もありましたが、各主管と連携し、無事に大会期間中に表彰式を実施することができました。

また、第71回全国大会おおいた大会期間中に実施された公益社団法人日本青年会議所第9回理事会において、2025年度第74回全国大会の主管青年会議所として佐賀JCが承認されました。

それに伴い、2024年度まで毎年全国大会運営会議に副議長出向者を出し続ける必要があり、かつ、日本J Cの議長委員長にも出向者を出し続けることが必要となり、佐賀J Cとして出向者を支える方法を改めて議論する必要性が生じています。

また、何より、第74回全国大会佐賀大会の成功に向けて佐賀J Cの現役メンバーのみならず、シニアの方々や佐賀県内の多くの団体とこれまで以上に協力し、佐賀大会を利用して佐賀をどのような街にしないのかを議論し、目標を決め、目標に向けて進んでいく必要があります。

結びに、今後とも全国大会へのご理解、ご協力をお願いすると共に、佐賀J Cが佐賀がより良い街になるために必要な活動を行う団体となっていくことを祈念して、報告に代えさせていただきます。

公益社団法人 日本青年会議所  
九州地区 2022年度 佐賀ブロック協議会  
出向者報告

2022年度 佐賀ブロック協議会  
社会グループ 副会長 吉村篤

日頃より佐賀ブロック協議会の運動にご理解を賜り、誠にありがとうございます。2022年度の公益社団法人日本青年会議所の基本理念である「まちにより良い変化をもたらす愛が溢れる国をつくる」を佐賀の地から力強く推進するために、佐賀ブロック協議会では「まちにより良い変化をもたらす愛が溢れる持続可能な佐賀の実現」を基本理念とし、県内JAYCEEメンバーや市民の皆様お一人お一人や各地域の持つ個性が輝き、あらゆるカウンターパートと共鳴し、新たな価値を共創し、共感の輪を描く運動を未来に紡いでいけるように、一年間運動を展開してまいりました。

まずは、レジリエンス確率委員会では佐賀県民の防災に対する知識の習得と意識の向上、及び災害時に助け合える心を育むことを目的としたフォーラムを佐賀県社会福祉協議会、佐賀災害支援プラットフォーム、一般社団法人おもやいとともにも実施いたしました。また、佐賀県民の家族連れを対象として防災に対する興味・関心を高め、防災を学ぶきっかけとして、災害発生前に自分達が出来る活動・災害発生時に行うべき行動や支援活動を学べる体験型の防災フェスタを実施いたしました。佐賀県の災害支援の中心的な存在である団体とのフォーラムを実施することで県民の防災に対する発信ができたことと確信しております。さらに、各選挙における投票率向上を目指した事業ということで12月に行われました佐賀県知事選挙での公開討論会を企画いたしました。結果としては、実施日1週間前までに対抗馬がでず公開討論会を行うことができませんでしたが、若者を中心とした議題募集アンケートを収集した内容を提言書という形で佐賀県庁に提出し、県民の意見を県政に伝えることが出来たと考えております。

次に、ビジョナリーシティ委員会では食品ロス削減の必要性について学び、食べ物を無駄にしない意識を醸成することを目的としたフォーラムの実施を行いました。まずは衆議院議員 河野太郎氏をお招きし、国際的な視点や国からの視点からSDGsの現状とこれからの取り組みについての基調講演を行っていただきました。また本フォーラムに向け西九州大学短期大学の学生とともにSDGsについて学ぶカリキュラムを4月より3ヶ月間当委員会が実施し、そこで学んだ内容・気づいたことをフォーラムにて発表する為の講義・ボランティア活動の実技・ワークショップを開催することにより、佐賀県内のフードロスの現状把握及び、学生の目線から気づいたところを随時探求し、共にフードロス削減にむけての取り組みを行いました。そ

して、行政、NPO（フードバンク）、学生の3者で個人でも取り組めるフードロスについてパネルディスカッションをおこないました。本事業を通して未来ある学生が将来のフードロスに寄与していただけるきっかけを作れたと確信しております。

さらに、JC教育委員会では2回のアカデミー事業の開催、また理念共感プログラムの実施を行いました。参加いただいたメンバーに置かれましては全体的に前向きな意見を頂き、十分に今回の事業目的を達成できた事はセミナーを開催する価値があったと感じ、LOMの垣根を超えた交流事業を行うことが出来ました。

また、ブロック大会運営委員会では第47回佐賀ブロック大会 in 鹿島が開催しました。3年ぶりの完全現地開催型の大会式典を開催したことで、青年会議所のスケールメリットを各地会員会議所会員に体感させることが出来たと思います。来賓の方や本会九州地区からの来訪、歴代ブロック会長の先輩方をお招きする形での組織や年代の垣根を超えた事業は他にはないでしょう。まだまだ新型コロナウイルス感染症の影響を拭い去ることは出来ませんが、今後の青年会議所運動を展開していくための布石を打つことが出来たのではないかと考えております。

結びに、今後とも当協議会へのご理解、ご協力をお願いすると共に、佐賀JCメンバーが、九州地区、本会、JCIで存在感を示して行けることを記念して、報告に代えさせていただきます。

2022年 LOM 内褒賞及び皆勤賞受賞者

〈個人褒賞〉

委員会名	氏名
総務・広報委員会	久米 雄大
会員拡大・研修委員会	深川 強
まちづくり委員会	鶴田 京平
国際・交流委員会	山本光一郎
ビジネス・防災対策委員会	井手 崇人

〈委員会褒賞〉

委員会名	氏名
総務・広報委員会	

〈会員拡大褒賞〉

役職	氏名
総務・広報委員長	古賀 修平

〈理事長特別褒賞〉

役職	氏名
ビジネス・防災対策委員	堤 雄史

〈皆勤賞〉

【3年】	
菱岡 英貴	
【2年】	
吉村 篤	
渡邊 雅夫	
古賀 修平	
蒲原 伸矢	

【1年】

古賀 智博	
井手 崇人	

## J Cソング

J C J C J C

世界を結ぶ 若き<sup>ちから</sup>団結  
新しき<sup>よ</sup>世紀の<sup>のぞみ</sup>希望となりて  
永遠に榮繁ん 我等の集い

J C J C J C

奉仕の理想 探求<sup>もと</sup>めつつ  
祖国の進歩の 力となりて  
先駆けゆかん我等の集い

<sup>あした</sup>  
明日のために

1. 若さと若さが 手を結び  
明日にいつも 向かうのだ  
豊かな未来 めざしつつ  
日本の道を 創ろうよ  
行こう J A Y C E E  
明日のために
2. 心と心を つなぎ合い  
大きな虹を かけるのだ  
生きてることの 喜びを  
すべての人に 投げかけて  
行こう J A Y C E E  
明日のために
3. 命と命が 満ちあふれ  
光りとなって 燃えるのだ  
世界の窓に いつの日も  
希望の夢は はばたくよ  
行こう J A Y C E E  
明日のために

## 若い我等

1. 若い我等が 手を取り合って  
進む行く手の 青い空に  
輝くJ C 明るい希望  
足なみをそろえて 行こうじゃないか
2. 世界を結ぶ 若さの力  
互いに尽くす 楽しさこそ  
J Cの理想だ 新しい日だ  
足なみをそろえて  
行こうじゃないか
3. 若い我等の 心を集め  
つくる集いに 未来をかけて  
J Cの仲間は 皆信じあう  
足なみをそろえて 行こうじゃないか

### 一般社団法人 佐賀青年会議所事務局

〒840-0805 佐賀市神野西4丁目3番18号  
TEL (0952) 32-1565 FAX (0952) 30-6964  
URL <http://www.sagajc.or.jp/>  
Email [info@sagajc.or.jp](mailto:info@sagajc.or.jp)

# 2023



**Junior Chamber International Japan/SAGA**

Worldwide Federation of Young Leaders and Entrepreneurs

一般社団法人 **佐賀青年会議所**

<http://www.sagajc.or.jp/>